

「土人給料勘定」のしくみ（Ⅰ）

—北蝦夷地ウシヨロ場所経営帳簿『北蝦夷地用』の分析—

東 俊佑

Key Words

蝦夷地 (Ezochi)、松前藩 (Matsumae clan)、アイヌ (Ainu)、ロシア (Russia)、近世 (Early modern)、江戸時代 (Edo period)、場所請負制 (Subcontracted trading post system)

1 はじめに

本稿は、表紙に「北蝦夷地用」と墨書された北海道大学附属図書館所蔵の小さな帳簿の内容を紹介し、それを分析した結果をまとめるものである〔38頁写真・表紙〕。

「北蝦夷地」とは、1809（文化6）年以降、サハリン（樺太）島をさす江戸幕府の公称である。南北に長いこの島の、19世紀半ば以前における南半部の概略は、松前藩や幕府が公的な文書等に「蝦夷」と書き表した人びと＝アイヌの居住地域であった。1850年代の日本開国にともない、幕府は1855（安政2）年に蝦夷地を直轄領とし、それを統括する行政職・機関＝箱館奉行を置くと、翌1856（安政3）年には「蝦夷」を「土人」と書き改めることとする。

帳簿には、例えば「文久三壬戌年ライチシカ村方フレヲチ村土人々別改覚」〔39頁写真・2オ〕、「従未五月土人給料勘定左之通」〔44頁写真・22オ〕といった項目が立てられている。「ライチシカ村」や「フレヲチ村」とは、北蝦夷地西海岸の北緯48～49度地点に位置したウシヨロ場所⁽¹⁾内のアイヌ集落である。「土人々別改覚」とは、家族構成や年齢等を村ごとに詳細に書き上げたアイヌの人別帳のことである。「土人給料勘定」や「撫育」⁽²⁾とは、アイヌが和人⁽³⁾から入手した給料や手当のことであり、帳簿には給料の額や、手当として支給された物品の品名や数量、及び額が記されている。帳簿『北蝦夷地用』は、概してウシヨロ場所アイヌの戸籍と給料明細を書き留めた経営帳簿と言える。

本帳簿の作成者は、裏表紙の「唐太 宇志與魯會所 早見鶴一良」との墨書〔38頁写真・裏表紙〕から、ウシヨロ会所付の早見鶴一良なる人物と考えられる。会所とは、松前藩が「場所」⁽⁴⁾単位に請負人（和人商人）に建設させた施設＝運上屋のことで、アイヌと和人が品替えを行うための商小屋のことである。18世紀末の幕府による第一次蝦夷地直轄以降、東蝦夷地、及び北蝦夷地

の商小屋は会所と称されるようになった。したがって、ウシヨロ会所とは、和人がウシヨロのアイヌと交易を行うための施設であり、早見鶴一良は、ウシヨロ会所においてアイヌの給料や手当の支給業務に携わった人物と考えられる。

ウシヨロは、アイヌ居住域の北限付近に位置する集落である。人びとは、北西対岸方面のアムール川下流域から渡来するサンタン人⁽⁵⁾とさかんに交易を行っていた（東 2010a）。1855年の幕府による第二次蝦夷地直轄以降、ウシヨロには越前大野藩が進出する。大野藩は、7代藩主土井利忠の時代、逼迫する藩財政打開のため蝦夷地進出を企図し、1860（万延元）年に幕府よりウシヨロを「領分同様」の地と認められる。以後、大野藩関係者は、1869（明治2）年にウシヨロを引き上げるまで、同所のアイヌに対する「撫育」と領内の警衛等を幕府より担わされた。蝦夷地での漁業やアイヌの使役経験のある者⁽⁶⁾を雇い入れ、アイヌを雇用した漁場経営を展開し、漁獲物の生産とそれの本州方面への回漕、及び売却により経済的利益の追求を図った（東 2007）。

幕府が大野藩にウシヨロ場所の経営を任せしたのは、サハリン島をめぐるロシアとの境界画定争論の存在が背景にある。1853（嘉永6）年以降、サハリン島南半へのロシアの進出が顕著になり、サハリン島の領有をめぐる日露間の外交レベルでの国境画定交渉や、サハリン島駐在の箱館奉行所役人とロシア人の間の接触が度々行われるようになる。1857～58（安政4～5）年、サハリン島西海岸のクシュンナイ（北緯48度）にロシア人が入植をはじめた際は、川を挟んでロシア人と箱館奉行所の役人が対峙する格好で、睨み合いと話し合いが行われた。このクシュンナイと東海岸のマーヌイを結ぶ北緯48度線は、ロシア・日本の国境として、交渉の場で取り沙汰された地であった。ウシヨロは、このクシュンナイよりも約100kmほど北に位置している。

日露国境交渉における日本側の領土主張の根拠は、ア

アイヌは日本附属の民であり、アイヌの居住地域は日本の領土である、という論理であった（榎森 1992）。1854（嘉永7）年に江戸幕府はサハリン島の調査を行い、西海岸では北緯50度付近のポロコタン、東海岸では北緯49度付近のタライカまでのアイヌ居住を確認していたので、日本側は、この論理の貫徹によるサハリン島のほぼ南半分の獲得を目論んでいた。しかし、1855年以前まで、北緯48度のクシュンナイ―マーヌイ以北のアイヌに対して、日本側が具体的な支配を行ったことはなかった。幕府にとって、ロシアとの国境交渉を有利に進めるためには、一刻も早い北緯48度以北のアイヌに対する「撫育」の実行、すなわちウシヨロ実行支配の既成事実化が必要であった。大野藩のウシヨロ進出は、幕府と大野藩双方の利害合致の結果であった。本稿で分析する帳簿『北蝦夷地用』は、以上のような歴史的背景を踏まえた産物であることに、予め目を向けておかなければならない。

帳簿『北蝦夷地用』は、ウシヨロ場所アイヌを使役した和人による場所（漁場）経営、すなわちアイヌの雇用（労働）の実態を読み解くことが可能な史料である。このような性格の帳簿は、他にあまり類例がない。北海道博物館が所蔵する林家文書のなかに『土人勘定差引帳』と題する帳簿がある。林家はヨイチ場所の請負人を務めた家柄である。この帳簿は、1858（安政5）年から3年間のヨイチ場所アイヌの雇用実態を読み解くことができるものである（東 2010b）。また、ロシア・サンクトペテルブルクの東洋古籍文献研究所には、『簾貸帳』『大福帳』と題するサハリンアイヌの交易帳簿が所蔵されている。この2点の帳簿は、1806～07（文化3～4）年のフヴォストフ事件の際にロシア側に接収されたものだと考えられている（保谷 2010；谷本 2010、2014）。

蝦夷地のアイヌに係る場所経営帳簿の存在は、2010年以降にクローズアップされたばかりであり、帳簿分析によるアイヌ社会の実態解明は、研究の萌芽段階にある。従来、近世蝦夷地におけるアイヌ社会研究は、18世紀の場所請負制の成立により、アイヌは和人にとって交易対象から雇用対象へと変わり、アイヌは場所請負人に隷属する下層労働者となったとする見方が主流であった（高倉 1972）。近年は、「自分稼」「自分商売」と呼ばれる形態の研究が進展している。すなわち、雇用によらない相対交易を軸としたアイヌの活動の存在が明らかにされ、「十九世紀以降は前貸清算制により債務奴隷化し、民族的蔑視を伴った請負人資本による恣意的横暴による収奪の対象となった、という松浦武四郎の糾弾以来の構図」⁽⁷⁾を相対化し、アイヌの生業を理解しようとする研究態度が生まれている（谷本 1998、2003）。帳簿の分析とは、この研究潮流の延長線上にあり、《松浦武四郎

→高倉新一郎》以来の構図の批判的検証を孕んでいることを念頭に置かなければならない。

しかしながら、帳簿『北蝦夷地用』は、北蝦夷地ウシヨロ場所という、きわめて特異な場所を対象としたものであり、経営主体は蝦夷地経営のノウハウをもたない大野藩関係者という、これまた尋常ならざる状況下にある。自ずから本稿が掲げる「土人給料勘定」のしくみの普遍化には限界を伴うが、帳簿の中身をこまかく紹介することから第一歩を踏み出してみたい。

2 帳簿の構造

本稿で分析する帳簿は、北海道大学附属図書館に「北蝦夷地用（覚書）／早見鶴一良」という名称で、「北方資料」として登録されている資料である。その基本情報は次のとおりである。

[請求記号] 旧記314

[表紙]「北蝦夷地用」の墨書、印あり

[裏表紙]「唐太字志與魯會所 早見鶴一良」の墨書あり
[見返・裏見返]「□□西部 □□字志與魯會所」の印あり

[法量] 縦9.5×横20.0×高さ3.5cm

[形態] 横本（大本三つ切）

[丁数] 164丁

この帳簿は、大福帳など近世一般の横帳形態の帳簿とは異なり、大本（美濃本）を三等分に裁断して横に綴じた三つ切本の大きさに近い⁽⁸⁾。この大きさの本は、実用的な内容の本に使われ、懐中本と呼ばれる形態である（廣庭・長友 1998：153）。前章で述べた北海道博物館の『土人勘定差引帳』や、東洋古籍文献研究所の『簾貸帳』『大福帳』と比べても、一回りほどサイズが小さい⁽⁹⁾。

表紙には「北蝦夷地用」、裏表紙には「唐太字志與魯會所 早見鶴一良」の墨書がある。見返、及び裏見返には「□□西部 □□字志與魯會所」（□は判読不能の字1字を示す、以下同）の印影がある。早見鶴一良とは、北蝦夷地（唐太）にあったウシヨロ会所の関係者であり、この帳簿の作成者かつ元の持ち主と視するのが妥当であろう。

帳簿は全部で164丁（空白丁11丁を含む）から構成されている。その内訳を整理したのが〔23頁表1〕である。帳簿に丁番号の表記はないので、最初の丁から順番に番号を付け、日本書誌学の一般的なルールに従って、「1オ」「1ウ」のように示した。〔表1〕の「表題原文」の列は、帳簿紙面の冒頭に記される原文をそのまま示し、

「内容・備考」の列はそれを筆者が解釈し要約したものである。内容から次の(1)～(13)に大別することとする。

- (1) 文久2年アイヌ人別帳 2オ～17オ
- (2) 安政6年9月5日支給「給料撫育」 19オ～21ウ
- (3) 安政6年「土人給料勘定」 22オ～86ウ
- (4) 安政6年「撫育」 88オ～93ウ
- (5) 万延元年「土人給料勘定」 94オ～107ウ
- (6) 万延元年「撫育」 108オ～110ウ
- (7) 文久元年「土人介抱」 111オ～116ウ
- (8) 文久元年「土人給料勘定」 117オ～130ウ
- (9) 文久元年「撫育」 131オ～134オ
- (10) 文久元年幕府よりの支給品 134ウ～135オ
- (11) 文久2年渡守「土人給料勘定」 136オ～150ウ
- (12) 文久2年「撫育」 151オ～154ウ
- (13) 「軽物納」 157オ～161ウ

なお、「23ウ」～「24オ」の間には、破り取られたような跡がある。意図的なものかどうかの判断がつかないので、本稿では、丁が存在しないものとして扱うこととする。

本稿では、紙幅の関係から(1)から(3)のみを次章以下で検討することとし、(4)以下は次年度以降に別稿で検討する。

3 帳簿の各部

(1) 文久2年アイヌ人別帳 2オ～17オ

「2オ」～「17オ」は、ウシヨロ場所内の各村に居住しているアイヌの名前、年齢、家主との関係等が一人ずつ列挙されている人別帳である。一軒単位の家族構成や、各村の合計人数と男女それぞれの人数の内訳、及び軒数等も記載されており、ウシヨロ場所の戸籍簿と言うべき内容となっている。

「2オ」冒頭の表題には「文久三壬戌年ライチシカ村とフレヲチ村土人々別改覧」とある。しかし「壬戌」は文久2年(1862)であり、文久3年(1863)ならば「癸亥」でなければならない。また、「9ウ」に「右ニ付イトワトワ并ヌイシクマ両人共当戌之年とシユマカンテシユ方江同居いたし」との記述があり、この人別帳は「当戌」(すなわち文久2年)の状況を記していることは確実である。さらに、「5オ」には、ヲフツセル⁽¹⁰⁾家の家族構成が示されているが、ヲフツセルの倅ハウトンマカは、1863年にトコンベと改名しているので(東2017:48)、この人別帳は1862年のことを記している可能性が高い。以上のことから、この人別帳部分の冒頭

表題の「文久三壬戌年」の「三」は、「二」の単純な書き間違いと判断できる。したがって、この人別帳は文久2年に改めたウシヨロ場所アイヌの人別帳だと言える。

この人別帳部分は、ウシヨロ場所内の各村ごと順番に、一家の家族構成が記されている。また各村の冒頭には、その村の機能と施設の種類・数が書き上げられ、末尾には村の「家数」(軒数)、「人数」(村落内の合計人数と男・女の内訳)が記されている。全部で7か村が示されている。各村の機能、施設、家数、人数をまとめると〔23頁表2〕のとおりとなる。

時代は下るが、1874(明治7)年に刊行された林頼三編『北海紀行附録』所載の「樺太州西海岸鵜城之図」には、「ウエンルイサン」「ホントケシ」「ウシトモナイ」「ナイトコロ」「ウシユン」「ヒレヲチ」「イヌトマリ」「ヲリワキ」の地名が見える〔64頁写真〕。③ヲタフニ村は「鵜城之図」には載っていないが、一般的な人別帳の登載順序から言えば、②ウエンルイサン村と④ウシトマナイホ村の間の地点にあった村と考えられる。したがって、①ライチシカ村を除く6か村は、現在のオルロヴォ(旧鵜城)付近の湾岸にあったアイヌ集落と言える。

①ライチシカ村は、日本領樺太時代の来知志のことであり、現在のクラスノゴルスク(旧珍内)より数キロ北の地点である。①ライチシカ村と②ウエンルイサン村は、距離にして約50キロ離れている。

①ライチシカ村居住の1軒は、家主トヲサンケの一家5名である。「2ウ」には、トヲサンケについて「是迄住居いたし候ヲンハヲトエ義、家内不残酉秋ヲタフニ村江移住いたし候ニ付、渡守として右之者遣し置候事」とあり、トヲサンケは、酉＝1861(文久元)年秋にヲタフニ村へ移住したヲンハヲトエの代わりに、「渡守」として派遣されたことがわかる。したがって、ライチシカ村には「渡守」の一家1軒が居住していたにすぎず、ウシヨロ場所のアイヌは、現在のオルロヴォ付近に集住していたと言える。

人別の書上部分は、その人物の肩書き・名前・年齢の3つをセットで墨書する体裁となっている。そして、その人物に関する特記事項が上部に墨書、あるいは朱書で記される。〔24～27頁表3〕は、それを整理したものである。また、各家族ごとに人数(合計と男・女の内訳)が末尾に「べ」として記されるため、その情報を家主の行に示した。また、特記事項のうち朱書部分は下線で示している。

〔表3〕の網かけ部分の家族は、その村の人別に含まれない家族を示す。

肩書きは、「家主男」「〇〇妻」「同人女子」「同人倅」「同居男」「〇〇母」「同人弟」「〇〇妹」「ウタレ女」「土産取」「ウタレ男」「同居女」「惣小使」「〇〇厄介ホロコ

タン女」「乙名」「〇〇兄」「小使」などが見える。「乙名」「小使」「土産取」は、場所内の有力者層として日本側（幕府・箱館奉行）より任命された役付きアイヌの役名称である。「母」「弟」「忒」「女子」などは家主の親族である。「ウタレ」「厄介」「同居」は、家主との血縁関係はないが、何らかの理由で家主の世帯に入っている人たちであると考えられる。

この「ウタレ」とは何かについて、「14才」にあるナイコトロ村家主シユマカンテシユの例を見てみよう。シユマカンテシユの特記事項部分には、朱書きで「此座之シユマカンテシユ事、是迄ウタレ男ニ有之候処、当戌家主ニ改ル」とある。「此座之…」の言い回しは、シユマカンテシユ以外の人物の特記事項部分にも見られるが、この帳簿における意味としては「この部分の…」というのが近く、「座」に特別な意味はないものと考えられる⁽¹¹⁾。シユマカンテシユは、これまで「ウタレ男」であったが、1862（文久2）年から家主になったのである。「14才」によると、7人家族の家主である。妻のチカンヌンカラは「14才」に「此座之チカンヌンカラ、イトワトワウタレ女ニ候処、酉年呼取ル」とある。チカンヌンカラは、1861（文久元）年にシユマカンテシユの妻となったが、元はイトワトワの「ウタレ女」であった。

イトワトワは、シユマカンテシユ家の構成員の一人として「同居男」となっている。「14才」には「此座之イトワトワ、是迄ヲタフニ村ニ而家主候得共、ウタレ女夫と縁組致候ニ付、ヌイクシマ共如此」とある。ヌイクシマもシユマカンテシユ家の構成員となっている。

また「9ウ」には、ヲタフニ村の家主としてイトワトワ家の記述がある。そのイトワトワの特記事項には「古帳之同居女トコテサンマ未ノ九月廿四日病死いたし候、此者コンナシテマ外式人之者之母也」とある。また、イトワトワ家全体について「右ニ付イトワトワ并ヌイクシマ兩人共、当戌之年方シユマカンテシユ方江同居いたし□□家絶ニ相成候事」とある（□は虫損のため判読不能の字を表す）。

これらの記述を考え合わせると、イトワトワは、元ヲタフニ村の家主であり、トコテサンマとその娘3人（コンナシテマ、チカンヌンカラ、ヌイクシマ）と同居していたが、未＝1859（安政6）年9月24日にトコテサンマが病死したことを契機に、家主の座を退きお家断絶とし、チカンヌンカラの夫であるシユマカンテシユ家へヌイクシマとともに同居の身となったということである。すなわち、イトワトワは、自分の家の「ウタレ女」の夫（ウタレ男）が新たに独立した家へ寄寓したということである。

「ウタレ」とは、高倉新一郎の奴隷説以来、「仲間、家来」「親類の同居人」「従僕」等と解釈されてきた用語である（岩崎 1998：61）。独立して生活することのでき

ない場合に他家に寄寓するという、アイヌ社会の相互扶助の習慣とウタレを関連づける見方も指摘されている（高倉 1972：45；岩崎 1998：80）。東蝦夷地アッケシの有力者イコトイの場合、イコトイとウタレの関係は、支配—服従という言葉で置き換えられる種類のものではあったとの指摘もある（岩崎 1998：83）。一方で、19世紀はじめに編纂された「休明光記附録」には、「夷人重立候乙名と申候者、妻妾多く、軽きウタレと申者は多分独身ニ罷在候旨、独身之者無之様教へ候ハバ、自ラ人別相増可申哉、往々其趣取計候積ニ御座候事」との記述があり、「ウタレ」とは妻妾を多くもつ「乙名」に対して、独身である者をさす用語であった可能性がある⁽¹²⁾。

帳簿『北蝦夷地用』には、「ウタレ男」「ウタレ女」「同居男」「同居女」「〇〇厄介」という肩書きをもつ人物が記載される。〔表3〕からは「ウタレ男」が4人、「ウタレ女」が7人、「同居男」が5人、「同居女」が3人、「〇〇厄介」が3人確認できる。

「ウタレ男」4人は、ウムトヲランケ42才、ヘンチヤリク20才、トラセランケ18才、ハセトクマ27才である。「同居男」5人は、キナマヲシユイ50才、メラチ31才、ニシトカリ42才、イトワトワ52才、レアンハアイノ52才である。「同居男」5人のうちキナマヲシユイを除く4人は、妻や忒、女子（娘）、ウタレ女など家族を持っており、独り身ではない。これに対し「ウタレ男」には家族がおらず、独り身である。

「ウタレ女」7人は、ヲシコランケ28才、ケマシトンケマ21才、ケマチヘリ44才、ラミクシランケマ46才、ヌヘフニマ57才、ヲヘランケ28才、ヌイトクシマ37才である。この7人のうち4人は家主の妾と記されている。「同居女」3人は、モンル、カウシ33才、ケ子ツカ74才、ニタハルンケマ44才である。モンル、カウシは、「7ウ」に「此座之モンル、カウシ夫アミキシランケ四十七才ニ而酉七月二日病死致候ニ付、子供とも三人引込西人別帳へ改ル」とある。すなわちモンル、カウシは、夫が病死した未亡人であり、子供（女子と忒）を持つ母親である。ニタハルンケマは、「13才」に「カンキシランケ妻ウインテの母」とあり、子供を産んだ母親である。ケ子ツカは何も特記事項が記されていないが、結婚経験のある母親であった可能性はある。このように考えると、「ウタレ女」と「同居女」の違いは、未婚者・既婚者（未亡人・母親）の違いであった可能性が高い。

「〇〇厄介」3人は、ホヌフン16才（男）、ヨフケタ14才（男）、ヲチハ15才（女）といずれも若年なのが特徴である。

以上の考察から、「ウタレ」と「同居」の違いは、未婚と既婚の違いだったと考えられる。したがって、「ウタレ」とは元々独り身の者をさすことばであった可能性

が高い。親や親族の病死等により身寄りのなくなった者、あるいは残された家族を別の家主が引き取って、生活を保障する互助のしくみの存在を、この人別書上部分から読み取ることができる。先に示したイトワトワの例は、自らがこれまで扶助してきた「ウタレ女」のチカンヌンカラに、今度は逆に扶助してもらおうという典型的な相互扶助の事例であると言える。

従来の近世蝦夷地研究において、「ウタレ」が「奴隷」や「奴婢」、あるいは「従僕」「召使」「使用人」「家来」「下男・下女」から、「仲間」「親類の同居人」まで幅広い意味をもつ用語として解釈されてきたのは、「ウタレ」が家主に扶養されているという立場から派生する必然的な従属関係に起因するものであると考えられる。家主との従属関係で言えば、同じく家主に扶養される「同居」も「ウタレ」となるはずであるが、本帳簿においては、「ウタレ」と「同居」は未婚・既婚を指標にはっきりと区別されている。したがって、「ウタレ」の本来の意味は、未婚で親族でない家主の世話になっている者との解釈が妥当だと思われる。

「ウタレ」と「厄介」の違いは、成年と未成年のちがいであった可能性を指摘できるが、本帳簿における具体例が3例しかないので、結論は今後の課題としたい。

(2) 安政6年9月5日支給「給料撫育」 19才～21ウ

「19才」冒頭には、「未九月五日石嶋清助様立合ニ而久春内方遣し給料撫育土人江渡ス」とある。未年は1859(安政6)年であり、石嶋清助は、箱館奉行所の「富内詰足軽」、のち「ウショロ在勤」として駐在し、ウショロを含む西海岸「奥地」の見回りや人別調査を行った役人である(東 2006: 66-69)。この当時、西海岸北緯48度付近のクシュンナイ(久春内)には、滞留ロシア人と対峙するための「御締所」という箱館奉行所の出先機関が置かれており、これが日本側の拠点施設の北限であった。この「19才」～「21ウ」は、クシュンナイ御締所の差配のもとウショロアイヌへ渡した「給料撫育」を記載した部分である。

「19才」～「21ウ」には、アイヌの個人名と「一、壹俵ト六升 廿六升代縞四尺八寸渡」「19才」ヲホリの場合)といった数量が数十人分記されている。「○俵○斗○升」の部分は「給料」、それ以外に「縞」「浅黄紋り」「かね絹」「蜀江錦」「茜」「掲布」(「掲」は「褐」の当て字)等の反物や切れ、及び「清酒」「合羽」といった語とその数量が記されているが、これは「撫育」として支給された品物と考えられる。

〔28頁表4〕は、それをまとめたものである。ここに示される人名がどのような人物なのかを探るため、先に「2才」～「17才」で見た人別部分の名前と比較し、同

一人物と思われる名前を〔表4〕に付け加え、その「肩書き」「名前」「年齢」の情報を一緒に示してみた(「1862年人別」の列)。年齢は1862(文久2)の年齢なので、概ね3を引いた年齢が1859年当時の年齢となる。「性別」の列は新たに付け加えた。

また、「給料」の列には、「俵」「斗」「升」のほかに「升換算」の項目を追加した。支給された給料の額を比較するためである。1俵は「四斗入」と帳簿に記載があるので4斗である。1斗=10升なので、冒頭のヲンハヲトエの場合、2俵1斗4升=80升(=8斗=2俵)+10升(=1斗)+4升=94升となる。

この「19才」～「21ウ」の「給料撫育」の部分は、「20ウ」と「21ウ」に「ヰ」があり、前半と後半の2部から成り立っている。前半には32人分、後半には22人分の「給料撫育」が示されている。前半32人のうち男性は20人、女性は7人、ほか5人が不明である。性別不明の5人は、カンリトウケマ、チセヒリマ、カアナイ⁽¹³⁾、カアナイセカチ(子供)である。カアナイは2回登場するので、計5人分である。カアナイ、カンリトウケマ、及びチセヒリマは、人別帳に名前が見当たらないため不明とした。後半部の22人は、男性が20人、女性が1人、不明が1人である。不明の1人は人別帳に名前が見当たらないウ子ンケソマである。ここから読み取れることは、前半部は男性の比率が多いのに対し、後半部はほとんどが男性であるということである。

「給料撫育」は「給料」と「撫育」の両方、あるいは「給料」か「撫育」のどちらかで支給されている。前半32人分は概ね「給料」と「撫育」の両方が支給されているが、後半22人分は「合羽1枚」を支給された3人を除けば「給料」のみが支給されている。つまり、「給料」のほか「撫育」としての反物・切れ等を支給されているのは、前半部に記載される人たちだけである。

前半32人分の「ヰ」は、「20ウ」に22俵2斗9升と記されている。一人一人の「給料」の額を32人分合算すると、この額を大きく上回る⁽¹⁴⁾。ただし、ヲホリ、ハウトンマカ、ヲウリ、チセヒリマ、イ、ルカリの5人については、給料の一部、または全部を物で支給されている。抜粋すると、以下のとおりである。

- ・ヲホリ「一、壹俵ト六升 此六升代縞四尺八寸渡」(19才)
- ・ハウトンマカ「一、壹俵六升 此六升代清酒壹升五合渡」(20才)
- ・ヲウリ「一、壹俵六升 此六升代掲布八尺式寸渡」(20才)
- ・チセヒリマ「一、式斗四升 此代かね絹壹反渡」(20才)

・イ、ルカリ「一、一俵□□ 此代蜀江錦壺反渡」
(20オ)

前者3名は給料の一部の6升を縞、清酒、掲布でそれぞれ支給されている。一方、後者2名は給料全部をかね絹、蜀江錦でそれぞれ支給されている。この額を除くと、32人分の給料の合計は22俵2斗3升となり、「㍑」の22俵2斗9升到近い額となる。6升足りないのは、前者3名のうちの誰かの6升分を引くのを忘れて合算したからであろうか。

後半部は「21ウ」に「㍑」として36俵8升と記されている。一人一人の「給料」の額を22人分合算すると35俵3斗6升となり、「㍑」で示された額と合致しない。1斗2升(12升)足りない。しかし、メラチ、コキタイ、ニセラ、イ(イルンカ)の3人に合羽が1枚ずつ支給されているので、1枚4升として支給され、それを「給料」に含んでいると見做せば額は一致することになる。

一般的に、「給料」とは何かの労働に対して支払われる報酬のことである。一方、幕府・箱館奉行による「撫育」とは、日本側の支配の有り難みをアイヌに実感させることを目的とした物品の支給や教諭のことであり⁽¹⁵⁾、何らかの理由により支給される手当のことである。1859(安政6)年9月5日に、石嶋清助の立ち会いのもと、「給料撫育」がアイヌへ支給された目的や事情は皆目わからないが、「給料撫育」の実施を示す確かな証拠として、「19オ」～「21ウ」の意義はある。

大野藩は、1858(安政5)年3月19日付けで、ウシヨロ場所(ライチシカ～ホロコタン)の開拓を箱館奉行より認められている。しかし、それをその年実行に移すことができないので、1859年春からの開始を大野藩士早川弥五左衛門が5月22日付けで箱館奉行へ願い出ている(東 2007:73)。大野藩のウシヨロ場所における1859年の活動実態はこれまで不明であったが、「19オ」の「石嶋清助様立合ニ而」の文言と符合させると、大野藩は、石嶋清助の立ち会いのもとで、アイヌに対して何らかの労働を課し、「給料撫育」を行った可能性があると言える。ウシヨロのアイヌが、何らかの労働を課されていたこと、及び「撫育」として反物や切れが支給されていたことは、本帳簿から認定できる新たな歴史的事実である。

(3) 安政6年「土人給料勘定」 22オ～86ウ

「22オ」冒頭には、「従未五月土人給料勘定左之通」とある。ここから「86ウ」までは、「土人給料勘定」なるものが一人ずつ書き上げられている。全部で69名分ある。帳簿『北蝦夷地用』のなかで、最も丁数を割いている核心部分である。表題の意味は、未=1859年5月からのウ

シヨロ場所アイヌへの「給料勘定」ということである。

まずはじめに、この部分の記載形式について述べておきたい。「22オ」～「23オ」のライチシカ村ヲンハマトエを例にとってみよう。ヲンハマトエの記載内容部分を翻刻すると、次のとおりとなる。

[22オ]

ライチシカ村
ヲンハマトエ

高八十俵

一、五拾三俵ト貳升六合 五月廿十二月迄

此代三拾壹貫九百九拾五文

内貸

五月廿七日

一、百三拾文 地廻り貳貳把

六月八日

一、六拾五文 同 壹把

同十八日

一、六拾五文 同 壹把

同

一、三貫六百文 上古手壹枚

同廿二日

一、貳貫四百文 五升鍋壹枚

同廿四日

一、六拾五文 永代張鋤壹本

七月二日

一、百六拾三文 下帶壹本

八月四日

一、九百文 掲布半反

同七日

一、貳百四拾三文 清酒壹升

同八日

一、百八拾八文 玄米貳升五合

同九日

一、三百拾九文 三国煙草大貳玉

同十五日

一、貳百四拾三文 清酒壹升

[22ウ]

八月十七日

一、三貫文 四斗入玄米壹俵

同□□□

一、貳百四拾三文 清酒壹升

同十八日

一、六拾五文 永代張鋤壹本

同廿二日

一、貳百四拾三文 清酒壹升

同廿四日

一、四百八拾六文 同廿五日	同貳升
一、四百五拾文 同	上煙草入壺ツ
一、百五拾五文 同	下煙管壺本
一、百九拾五文 同廿七日	三国煙草大壺玉
一、四百八拾六文 同廿九日	清酒貳升
一、三貫文 同	四斗入玄米壺俵
一、三貫百五十九文 同	越後酒壺樽
一、三貫六百分 同	掲布貳反
一、壺貫貳百分 同	糶八升
一、三百九拾文 九月五日	弁印煙草六玉
一、貳百四拾三文 〔23オ〕 同	清酒壺升
一、百五拾文 同九日	玄米貳升
一、貳百四拾三文 同	清酒壺升
一、六拾文 同	味噌三匁目
一、百三拾文 メ貳拾五貫九百九拾文 引残而 六貫〇〇五文 此渡方	弁印煙草貳玉
三貫文	四斗入玄米壺俵
貳貫四百分	縞木綿壺反
六拾五文	永代張壺本
貳百六拾文	鴨々貳ツ
貳百六拾文	片口貳ツ
四拾三文	白伝甫貳ツ
メ貳拾三文過遣し切	

はじめに居住村名と名前が書かれる。ライチシカ村居住のランハヲトエということである。

次の「一、五拾三俵貳升六合」は稼ぎ高と思われる。前節で検討した「19オ」～「21ウ」の「給料撫育」では、1俵＝4斗入との記載があったが、近世蝦夷地では

一般的に1俵＝8升入米俵＝「夷俵」を基準にしていることが知られる（榎森 2007：178）。

「高八十俵」は、後ほど詳しく検討する。

「此代三拾壺貫九百九拾五文」は、米換算で記した稼高を銭換算にしたものである。換算レートは、場所によって異なるので、明確な記載がない限り、それを導き出すのは困難である。試しに8升入り俵を基準にしていると仮定すると、1俵＝8升であるから、ランハヲトエの場合、53俵2升6合は426.6升となる。31貫995文は31,995文なので、1升＝75文というレートが導き出せる。ちなみに、1俵＝7升とすると1升＝85.6397文、1俵＝4斗とすると1升＝15.07349文となる。

〔29頁表5〕は、69名分の稼高部分の記載を抽出し、1俵＝8升として升換算し、レートを導き出してみたものである。帳簿に登場する人名ごと順番にNo.1～69の番号を便宜的に付してある。No.9トヲセランケなど数値が空欄になっているのは、稼ぎがなく手当のみを受けている場合である。No.36ヲタルカアイヌ、No.37チイチホマの2名は、米の稼高のみが記され、銭の稼高が記されていないため、斜線を引いてある。升換算と文換算からレートを導き出してみると、No.54ラサヲフニを除いて、すべて75、もしくは75強の数値となる。したがって、1俵＝約75文のレートになっていると言える。

次に1俵、1升、1合をそれぞれ何文に換算しているのかを見てみよう。No.2.ヘシロコツテは10俵＝6貫文（6,000文）、No.3カンキシランケは5俵＝3貫文（3,000文）、No.5ニシロは20俵＝12貫文（12,000文）、No.30ノホリランケは50俵＝30貫文（30,000文）、No.43キリホクシランケは40俵＝24貫文（24,000文）とあるので、1俵＝600文というレートが導き出せる。

No.24サンニキラは5俵5升＝3貫375文（3,375文）とあるので、5俵＝3,000文を引くと、5升＝375文となる。No.44マンチカは13俵6升＝8貫250文（8,250文）とあるので、13俵＝7,800文を引くと、6升＝450文となる。No.60ヲフツセレは12俵4升＝7貫500文（7,500文）とあるので、12俵＝7,200文を引くと、4升＝300文となる。したがって、1升＝75文というレートが導き出せる。

No.1ランハヲトエは、53俵2升6合＝31貫995文（31,995文）とあるので、53俵2升＝31,950文を引くと、6合＝45文となる。No.34ケマチヘリは、16俵5升2合＝9貫990文（9,900文）とあるので、16俵5升＝9,975文を引くと、2合＝15文となる。したがって、1合＝7.5文というレートが導き出せる。

ちなみに、No.4ニシノツテは、23俵2升7合＝14貫3文（14,003文）とあるが、23俵2升＝13,950文を引くと、7合＝53文となり1合＝7.5714文となる。1合＝7.5文のレートの場合、7合＝52.5文のはずである。また、No.8

ヲホリは26俵5升3合=15貫998文(15,998文)とあるが、26俵5升=15, 975文を引くと、3合=23文となり1合=7.6666文となる。1合=7.5文のレートの場合、3合=22.5文のはずである。

以上の分析から指摘できるのは、合の値が奇数の場合、端数が生じるため、切り上げを行っている可能性である。2合や6合など偶数の場合は、1合=7.5文としても15文、45文と端数は発生しないが、3合や7合の場合、22.5文、52.5文と小数点以下が生じるため、23文、53文と切り上げているのである。例えば、No.13ニシトカリの場合、13俵2升7合は7,800文+150文+52.5文=8,002.5文のはずであるが、小数点以下を切り上げ、8,003文=8貫3文としているのである。

以上の検証結果から、「土人給料勘定」の稼高の銭換算レートは、1俵=600文、1升=75文、1合=7.5文であったことは間違いなさそう。また、1俵=600文=75文×8=8升なので、俵-升間の換算は、1俵=8升入りの「夷俵」を基準にしていることも確定的である。以下、このことを前提として話を進めていくこととする。

No.1ヲンハヲトエの例に話を戻そう。稼高の下に「五月五十二月迄」とあるのは、稼ぎを行った月、すなわち何らかの労働に従事した月を示していると思われる。No.2ヘシロコツテは「五六七八十一十二月六ヶ月分」、No.3カンキシランケは「五六月二ヶ月分」、No.4ニシノツテは「五月五十二月迄六ヶ月分」とある。No.9トヲセランケなど手当のみを支給されている者には、何も記されていない。これは稼ぎがない(労働に従事していない)からだと思われる。また、No.17エルンカは「五六七半九十十一十二月六ヶ月半分」と記され、七月は半月の労働従事と見做され、6か月半の稼ぎとして記録されたと思われる。

〔30頁表6〕は、「土人給料勘定」に記載の69名分の稼高と雇用月、賃高、差引高を整理したものである。労働に従事した月には「1」の数字を入れ、「月数」の列はその年稼ぎに従事した月数の合計を示している。半月の場合は「0.5」を入れている。No.1ヲンハヲトエの場合、5月から12月まで8か月間フルで働いているので「月数」は「8」となる。また、どんな人物かを分析するため、「性別」と「1862年人別帳」の情報を〔表6〕に付け加えている。

69名のうち、男性が45名、女性は23名、不明が1名である。不明の1名は、人別帳に記載のないNo.16カアナイである。

まず、稼高の右に記される「高」とは何かについて検討してみよう。No.1ヲンハヲトエの場合、「高八十俵」

とある。No.2ヘシロコツテは高20俵、No.3カンキシランケは高30俵である。男性45名のうち、稼ぎがあるのは36名で、9名は手当のみの受給者である。稼ぎのある36名のうち、この数値が高い順に人数を数えてみると、80俵が1名、75俵が1名、60俵が2名、40俵が9名、35俵が3名、30俵が8名、25俵が1名、20俵が6名、15俵が2名、14俵半が1名、記載なしが2名となっている。

女性23名については、稼ぎがあるのは22名で、No.64ハトルンマ1名が手当のみの受給者である。稼ぎのある22名すべてに「高」の値が記載されている。これを高い順番から数えると、30俵が3名、25俵が7名、20俵が11名、15俵が1名となっている。

男性の高80俵は、No.1ヲンハヲトエである。1862(文久2)年人別帳ではヲタフニ村居住の惣小使であるが、1859(安政6)年はライチシカ村居住の惣小使であった。高75俵は、No.30ノホリランケであり、1859年に乙名となった。高60俵は、No.21センクラとNo.43キリホクシランケで、ともに土産取である。高40俵の9名は、No.8ヲホリ、No.10メラチ、No.12ホンランケ、No.13ニシトカリ、No.22ムウシノツテ、No.35ハユシトランケ、No.52ソシノツテ、No.57ウエン子ヲツカイ、No.65コシハルである。1862年人別帳では、ヲホリ、ハユシトランケ(ハニシトランケ)はともに土産取とあるが、酉年=1861(文久元)年よりの補任なので、1859年時点は役付きではない。1859年時点の9名の年齢はおおよそ24~39才である。家主の息子・弟、ウタレなど肩書きはさまざまである。高35俵はNo.4ニシノツテ、No.28シユマカンテシユ、No.56アイアイノの3名である。1859年時点の3名の年齢は、20~30才である。高30俵は、No.3カンキシランケ、No.5ニシロ、No.14アンハアイノ、No.25ヘケンシラリ、No.26ヲウリ、No.27ウエンヘヲツカイ、No.44マンチカ、No.60ヲフツセレの8名である。1859年時点の3名の年齢は、17~50才である。家主、家主の息子・弟、ウタレなど肩書きはさまざまである。高25俵は、No.17エルンカ35才である。高20俵は、No.2ヘシロコツテ、No.18シヨヒシランケ、No.51ヘン子ヤリク、No.54ラサヲフニ、No.61ハウトンマカ、No.67ハセトコマの6名である。1859年時点の6名の年齢は、14~24才である。高15俵は、No.24サンニキラ、No.37チイチホマの2名である。1859年時点の年齢は、16才、11才である。高14俵半はNo.36ヲタルカアイヌ17才である。記載なしはNo.38イトワトワ、No.42サンキランマである。

女性の高30俵は、No.6ケマシトンケマ、No.31カンリトヲケマ、No.50ヲヘランケの3名であり、1859年時点の年齢は18~25才である。高25俵は、No.23ハヲロケマ、No.34ケマチヘリ、No.41ヌイクシマ、No.45ケ

ナチ、No.46イトモツテマ、No.55ルウサンマ、No.58コイフケマの7名であり1859（安政6）年時点の年齢は13～41才である。高20俵は、No.7ヒルトンケマ、No.15イ、ルカリ、No.32ウレケシランマ、No.39コンナシケマ、No.40チカンヌンカラ、No.47ウ、ナホイ、No.48トリマ、No.53カンキタヨシマ、No.59ヲコンノ、No.66ヌチャランマ、No.69ハタハタの11名で、1859年時点の年齢は15～39才である。高15俵は、No.20シウタトンケマ32才である。

以上の検討から、乙名、小使、土産取の役付きは高60俵以上、高40俵以下は、役付きでない人たちとなっていることがわかる。また、40俵、30俵、20俵等の「高」の差は、家主、家主の息子・弟、ウタレの別との関係性は見出せず、男性の場合は概ね年齢による差である傾向が読み取れる。ただし、女性については年齢による差異は見出せない。また、男性についても、はっきりと年齢によって区別されているわけではなく、例えば、高40俵のNo.52ソシノツテは、1859年当時24才前後であったが、高30俵のNo.60ヲフツセレは50才であり、年長者であれば「高」の数値が高くなるというわけでもなさそうである。

高倉新一郎は、「給代とは給料のことであって、働日数・能力に応じて給与された」と述べ、「上男」「中男」「下男」「上女」「中女」「下女」「男児」「女児」によって報酬に差があったことを述べる（高倉 1972：233）。この点について、次に検証してみよう。

高80俵のNo.1ヲンハヲトエは、8か月間働いて53俵2升6合（426.6升）の稼ぎであるが、同じく8か月間働いても、高75俵のNo.30ノホリランケは50俵（400升）、高60俵のNo.43キリホクシランケは40俵（320升）、高40俵のNo.8ヲホリは26俵5升3合（213.3升）であり、高30俵のNo.5ニシロは20俵（160升）、高20俵のNo.51ヘン子ヤリクは13俵2升7合（106.7升）の稼ぎにしかっていない。「高」が2倍になると、稼ぎも2倍になり、「高」の値が大きい方が、同じ期間働いても稼ぎが高くなるのである。

一方、女性で高30俵のNo.6ケマシトンケマは20俵（160升）、高25俵のNo.34ケマチヘリは16俵5升2合（133.2升）、高20俵のNo.7ヒルトンケマは13俵2升7合（106.7升）である。男性の「高30俵」と女性の「高30俵」、あるいは男性の「高20俵」と女性の「高20俵」の稼ぎ高は同じであり、同じ「高」であれば男女の間で稼高に差はないことがわかる。ただし、女性の「高40俵」はいない。したがって、例えば、高倉新一郎のいう「上男」を高40俵とすれば、女性の「上女」は高30俵であった可能性があり、男女の間で「高」設定の段階で差がつけられていたとも考えられるのである。

以上の検討から、「高八十俵」等の「高」とは、「役」の有無や、地位、あるいは経験や能力等によって、アイヌ個人に対し和人側が決定する給料の号俵のような基準値を指し示すものであったと考えられるのである。以下、本稿では便宜上これを「基準高」と呼ぶこととする。

次に「内貸」以下を検討する。「内貸」の部分には、日付・銭高・品名・数量の4点セットが羅列されている。

高倉新一郎は、「交易の勘定は前にいった即座の交換もあったが、収支共に帳簿に記入して置き、漁業が終っておのおのが引上げる時に差引計算するのが普通であった」と述べ、1792（寛政4）年に成立した串原正峯『夷諺俗話』の記述を引用しながら、請負人（和人）が交易品をアイヌに前もって貸し付け、秋になって差引勘定を行う前貸の存在を指摘している（高倉 1972：102）。また、「蝦夷と請負人との交易は、単なる交易より一歩踏み出した前貸制度であって、アイヌは多く場所請負人の借金奴隷となり、酋長はすでに独立した者ではなく、請負人の下にあって土人を指揮監督するに過ぎなくなっている」とも述べ、前貸制度の存在が請負人によるアイヌの債務奴隷化につながる根本の原因だったとの認識を示す（高倉 1972：77）。

日付・銭高・品名・数量の4点セットの羅列の最後には、「ヰ」の額と「引残而」の額が記されている。No.1 ヲンハヲトエの場合、「ヰ」は25貫990文であり「引残而」は6貫5文である。稼高31貫995文から25貫990文を引くと、6貫5文になる。すなわち、「ヰ」は前貸しの合計額（貸高）であり、「引残而」は差引勘定（差引高）であり、「内貸」の4点セットの羅列は、前貸しによりヲンハヲトエが手に入れた品物の種類、数量、その金額、日付が記されていると考えられる。地廻り賃130文以下に記される額を合計すると、「ヰ」の25貫990文と一致する。

差引高の次に記される「此渡方」には、「四斗入玄米」「縞木綿」「永代張」「鴨々」「片口」「白伝甫」の数量と金額が記されている。この金額を足すと6貫28文となる。最後に「ヰ」として「式拾三文過遣し切」と記されているが、差引高から「此渡方」の合計額を引くと－23文となるので、「過」とは“超過”の意味であろう。ヲンハヲトエの場合、貸付高が稼高を上回っておらず、差引高は6貫5文の黒字であった。したがって、前貸精算の原則からすれば、本来6貫5文の給金（現金）が和人側からヲンハヲトエに支払われるはずであるが、「此渡方」として各種品物が書き上げられていることを考えると、ヲンハヲトエには現金ではなく、「四斗入玄米」や「縞木綿」などの物品が代わりに支給され、23文超過した分は「遣し切」として、不足分を和人側が負担し、勘定

をゼロにして締めたということだと解釈できるだろう。

〔30頁表6〕は、「土人給料勘定」69名の稼高、貸高、差引高を抽出したものである。手当の受給者（稼ぎを行っていない者）は手当の列に額を示した。手当受給者のなかにも、前貸しを受けている者がいる。差引額が赤字の場合は「貸過」の列に「貸過」と表示した。黒字精算の場合は、その額に相当の物品が「此渡方」として支給されているが、これについては後ほど検討するので、〔表6〕では省略している。

69名のうち、稼高のある者は男性36名、女性22名、性別不明が1名で、手当受給者は男性9名、女性1名である。黒字精算は38名（約55%）、「貸過」の赤字精算は31名（約45%）である。大ざっぱに言えば、黒字、赤字の割合は半々である。

男女別に見ると、黒字精算38名のうち、男性は27名（約71%）、女性は10名（約26%）、性別不明は1名（約3%）である。黒字精算となるのは女性より男性の方が多い。一方、赤字精算31名の内訳は、男性が18名（約58%）、女性が13名（約42%）である。

黒字になる人、赤字になる人に、何か特徴的なものはないかを年齢のちがい、肩書きのちがいについてそれぞれ精査してみたが、特に目立った特徴を見出すことはできなかった。役付きの者であっても、家主であっても、ウタレ男であっても、あるいは年が若くても、年長の者であっても、黒字の人は黒字だし、赤字の人は赤字である。

稼高の額に注目してみよう。額の多い順に第5位までをあげると、No.1 ヲンハヲトエ31貫995文、No.30 ノホリランケ30貫、No.42 サンキラシマ26貫3文、No.43 キリホクシランケ24貫、No.21 センクラ18貫となる。彼らはそれぞれ順に惣小使、乙名、小使、土産取、土産取であり、役付きである。稼高は基準高によって大きく左右されることは先に述べたとおりである。例えば、基準高60俵の土産取と20俵の役付きではない者とは、同じ期間働いても稼高は3倍の差となってあらわれる。基準高の高い者が圧倒的に有利に莫大の稼ぎをあげることができるシステムが、この「土人給料勘定」の特徴でもある。したがって、稼高第1位から第5位までを役付きの者が独占しているのは、必然の産物であると言える。

貸高の額に注目してみよう。額の多い順に第5位までをあげると、No.8 ヲホリ29貫336文、No.1 ヲンハヲトエ25貫990文、No.65 コシハル25貫928文、No.22 ムウシノツテ20貫139文、No.10 メラチ19貫346文となる。性別は全員男性で、肩書きはヲンハヲトエのみが惣小使で、その他は役付きではない。ただ、役付きではない者でも基準高は40俵である。第6位～第10位までは、No.43 キリホクシランケ、No.35 ハユシトランケ、

No.57 ウエン子ヲツカイ、No.12 ホンランケ、No.14 アンハアイノであるが、第10位のアンハアイノは基準高30俵で、ほかは40俵以上である。基準高の高い者の方が同じ働きでも稼ぎは高くなる。しかし、そのことと貸高の数値が高いこととの関連性はよくわからない。ちなみに、この10人の差引高に注目すると、惣小使ヲンハヲトエと土産取キリホクシランケ以外は、みな「貸過」になっている。貸高が高ければ、それだけ「貸過」になるリスクは高まるわけであるが、役付きであれば安定した稼高が確保できるので、「貸過」に陥る機会は、役付きでない者よりは少なくなる。そのような、基準高の高い者に有利なシステムであったということは、ここから言えるだろう。

差引高の額に注目してみよう。額の多い順に第5位までをあげると、No.21 センクラ14貫951文、No.30 ノホリランケ14貫870文、No.42 サンキラシマ13貫392文、No.17 エルンカ7貫518文、No.43 キリホクシランケ6貫188文となる。性別は全員男性で、肩書きは、土産取、乙名、小使、ニセラ、井弟、土産取である。当然のことながら、稼高が多くて貸高が少なければ、差引高は高くなる。役付きの者が上位に多いのは、元々の稼ぎが多いからであるというのも一つの理由であろう。しかし、エルンカのように基準高25俵で11貫378文を稼ぎ、貸高3貫860文を差し引いて7貫518文の持ち分を生み出すこともある。

一方、額の少ない順、すなわち赤字精算の額の多い順に第5位までをあげると、No.8 ヲホリ13貫338文貸過、No.65 コシハル9貫930文貸過、No.61 ハウトンマカ5貫829文貸過、No.22 ムウシノツテ4貫141文貸過、No.39 コンナシケマ4貫57文貸過となっている。コンナシケマのみ女性で、ほかは男性である。ヲホリは1859年時点では役付きではない。したがって5人とも役付きではない。基準高は40～20俵までさまざまである。ヲホリは稼高に近い差引高、ハウトンマカとコンナシケマは稼高を超える差引高となっている。1859（安政6）年の「土人給料勘定」では、「貸過」のすべての人に対し「此分遣し切」と記されているので、負債は帳消しになっていると考えられる。しかし、これが次年度以降に引き継がれるとすれば、高倉新一郎の言う「借金奴隷」「債務奴隷化」につながるということになるだろう（高倉 1972：77）。本帳簿の分析では、そこまでは明らかにしない。

次に「内貸」の品目について見ておこう。〔34頁表7〕は、「土人給料勘定」69名のなかで、貸付品として帳簿にあらわれる品目を値段の高い順に並べたものである。「全数量」の列は、記される回数を数えたものである。この数が多いということは、その品物がウショロ場所

アイヌにたくさん手渡されているということである。

1 番高価な品物は行器1つ10貫800文である。No.65 コシハル（サ子タツタリ男子）が入手している。コシハルは、基準高40俵、稼高15貫998文、貸高25貫928文、差引高9貫930文貸過なので、行器を入手しなければ、赤字精算にはならなかった。行器入手の目的は、帳簿からは明らかにできない。

2 番目に高価な品物は壺斗鍋1枚5貫400文である。壺斗鍋は帳簿に5回登場し、No.8ヲホリ、No.12ホンランケ、No.14アンハアイノ、No.22ムウシノツテ、No.28 シュマカンテシユの5人が入手している。この5人の差引高はいずれも「貸過」となっている。5人とも男性である。

3 番目に高価な品物は上古手1枚で3貫400文である。No.1ヲンハヲトエ、No.8ヲホリ、No.17エルンカ、No.22ムウシノツテ、No.42サンキラランマ、No.43キリホクシランケの6人が入手している。6人とも男性である。

次に登場回数の多い順に検討してみよう。最も登場回数の多いのは、地廻り煙草1把65文で308回となっている。2番目は弁印煙草で1玉65文で111回である。一つ飛ばして、4番目は三国煙草で大1玉195文で52回である。この帳簿に登場するタバコの種類はこの3種である。タバコは1把、あるいは1玉単位ではなく、2把、4把などまとめて入手している例もある。これらを合わせると、タバコは全体として525回登場することになる。男性も女性も満遍なくタバコを入手している。タバコを入手していないのは、69名中10名であり、そのうち9名は手当受給者である。残り1名は、1859（安政6）年に21才で病死したNo.18シヨヒシランケである。No.49アミキシランケは手当受給者であるが、タバコを入手している。このことから、稼高のある者は、ほぼ全員タバコの貸付を受けていることがわかる。タバコの貸付量は総体的に他の品物を圧倒している。ただし、タバコを入手した全員がそれを自己消費したかどうか、すなわち喫煙者であったかどうかは、帳簿からは明らかにできないことを付言しておく。

3 番目に登場回数が多いのは、永代張繩1本65文で106回である。男女の別に関係なく、稼ぎのある者は大抵入手している。

5 番目に登場回数が多いのは、上茂尻古手1枚3貫文で41回である。中茂尻古手1枚は2貫400文で、1回登場する。このほか、中古手1枚が3貫文、下古手1枚が2貫400文が1回ずつ登場する。上茂尻古手と中古手、中茂尻古手と下古手が同じ値段なので、「茂尻」ではない古手の方が高価である。古手の単位は「枚」なので、衣服に仕立てられた古着ということである。合わせて44回登場する。

6 番目に登場回数が多いのは、茂尻合羽1枚1貫800文で37回、及び弁印蓑2玉130文で37回である。茂尻合羽は、男性だけでなく、女性でも入手している者が8名いる。

8 番目に登場回数が多いのは、掲布5尺225文で32回である。反物や切れ等の布の類いは、1反、半反、あるいは尺単位によってさまざまな数量で貸し付けられている。種類は掲布のほか、縞、紅中形・浅黄中形、染・紅染、絞り・浅黄絞り、茜があり、紅、浅黄などの色の別を考えなければ、6種類となる。この帳簿では、縞以外の布は、半反＝2丈＝20尺＝900文で換算されており、価格は同じである。縞だけが半反1貫200文で、他の布よりも高値である。

布だけにしぼって登場回数を見ると、掲布5尺が32回、掲布半反が30回、紅中形5尺が25回、染半反が23回、絞り半反が12回、紅中形半反が9回、紅染半反が6回、掲布半反と6尺が6回、掲布1丈が6回、掲布1反が5回、浅黄中形半反が5回、掲布半反と4尺が4回、縞1反が3回、掲布3尺が3回、ほか2回、1回ずつと登場する。

種類別に登場回数と総尺を見ると、掲布が90回[1,375尺]、中形44回[458尺]（うち紅中形38回、浅黄中形6回）、染35回[615尺]（うち紅染10回）、絞り13回[240尺]（うち浅黄絞り1回）、縞5回[160尺]、茜2回[25尺]である。布類合計で189回登場し、2,873尺分（71反半と1丈3尺）もの大量の布がわずか1年間でウショロ場所に貸付品としてもたらされているのである（ほかに手当や「此渡方」でも渡されているので、布の総流入量はそれ以上である）。ちなみに、布は男女ともに入手している。

9 番目に登場回数が多いのは、下帯1本163文で31回である。入手者はすべて男性なので、自分用、もしくは家族内の男性用に使ったのであろう。

10番目以下において、タバコ、布以外で登場回数20回以上なのは、清酒1升243文で30回、腰間切1枚33文で30回、下股引1足1貫200文で29回、上足袋1足525文で22回、紺伝甫2把130文で21回となっている。

酒は清酒1升のほか、清酒2升486文が3回、越後酒1樽3貫159文が2回登場する。越後酒1樽を入手したのは、No.1の惣小使ヲンハヲトエとNo.8ヲホリである。ヲホリは酉年＝1861（文久元）年より土産取となる。清酒を入手したのは、No.1ヲンハヲトエ8回[10升]、No.8ヲホリ7回[7升]、No.21土産取センクラ2回[3升]、No.30乙名ノホリランケ3回[3升]、No.35ハユシトランケ4回[4升]（酉年より土産取）、No.43土産取キリホクシランケ2回[2升]、No.57ウタレ男ウエン子ヲツカイ1回[1升]、No.60家主ヲフツセル3回[3升]、No.65サ子タツタリ男子コシハル3回[3升]である。すなわち、酒を入手したの

は上記9名のみであり、しかも役付き、もしくは将来役付きになる者が多いという特徴を見出せる。すべて男性である。誰もが酒を入手したわけではない。入手した月日を調べると、以下のとおりとなる。

- 5月(2回): センクラ2回(5/15、5/26)
 8月(10回): ヨンハヲトエ7回(8/7、8/15、8/17、8/22、8/24、8/27、8/29越後酒1樽)、ヲホリ1回(8/22)、ノホリランケ1回(8/27)、ハユシトランケ1回(8/27)、
 9月(13回): ヨンハヲトエ2回(9/5、9/9)、ヲホリ3回(9/2、9/24、9/26)、ノホリランケ2回(9/5、9/13)、ハユシトランケ2回(9/6、9/16)、キリホクシランケ2回(9/2、9/21)、ヲフツセル1回(9/20)、コシハル1回(9/10)
 10月(2回): ヲホリ2回(10/11、10/28越後酒)
 11月(5回): ヲホリ2回(11/10、11/11)、ウエン子ヲツカイ1回(11/9)、ヲフツセル2回(11/12、11/16)
 12月(3回): ハユシトランケ1回(12/10)、コシハル2回(12/18)

酒入手日のなかで、複数人が入手しているのは、8月22日、8月27日、9月2日、9月5日の4日しかなく、ほかは入手日がばらばらである。このことから酒入手の目的は、個人消費の可能性も考えられなくもないが、それよりはむしろ、その多くが振る舞い酒だったと推測される。

以上のように貸付品目を見ると、合羽、下帯、股引、足袋など、和人の生活文化に関わる品物がウシヨロ場所のアイヌ社会に入り込んでいる様子も窺える。

最後に「此渡方」について検討してみよう。「此渡方」は、「貸過」ではない黒字精算の者が給金として支給される物品である。No.1 ヨンハヲトエの場合、差引高6貫5文である。この額に相当する品物として、四斗入玄米3俵(3貫)、綿木綿1反(2貫400文)、永代張鍾1本(65文)、鴨々2つ(260文)、片口2つ(260文)、白伝甫2つ(43文)が渡されている。ただし、物品の額を合計すると6貫28文となる。したがって、23文は本来不足(「過」となるはずであるが、「此分遣し切」とある。これは、和人側が不足分を肩代わりしてヨンハヲトエへ渡したという意味であろう。

〔35頁表8〕は差引高と渡品(「此渡方」で示される物品)の額と渡品や手当品として支給された具体的な物品の品名と数量をまとめたものである。手当品とは、差引勘定と関係なく、別枠として物品が支給されている場合

である。稼高がなく、手当を支給された者は69名中10名いるが、これについては「差引高」の左列「手当」の欄に「俵」と「貫」「文」を記入した。手当受給者の場合も前貸により差引勘定が行われ、渡品が支給されている。帳簿の上では、手当受給者の手当も、別枠としての手当品も、どちらも「手当」と表示され紛らわしいので、本稿では後者を「手当品」と呼ぶこととする。

渡品は、差引高に見合った額の品物が渡されている。No.2ヘシロコツテは差引高842文であるが、900文の黒耳盥、No.4のニシノツテは差引高3貫857文であるが、綿木綿1反と黒耳盥1つ合わせて3貫900文、というように、実際の差引高より若干高い額の品物が支給され、不足分は和人側が補填し、最終的には貸し借りをゼロにしている様子が帳簿からは窺える。半端な差引高の場合でも、No.15イ、ルカリの例のように、差引高513文を綿6尺8寸半というように、かなり細かく採寸して渡されたことが窺える。布とか米の場合はとくに数量が細かくなっている。渡品の最少額としては、No.21センクラの渡品に綿1文というのがある。几帳面とは、まさにこのことであろう。

次に渡品の具体的な額と品名について見ておこう。一番高価な品物は、蒔絵附耳盥1つ3貫600文である。No.17エルンカとNo.21センクラが入手している。

2番目に高価な品物は、4斗入玄米1俵3貫である。9名入手している。

3番目は、2貫400文で、湯当1つ、台盃1組、綿木綿1反、4番目は1貫800文で茂尻合羽1枚、紅中形・絞り・掲布・浅黄絞りなどの布1反、ほか1貫500文で白木綿1反、上股引1足、黒耳盥1つ、と続く。ほかは、貸付品と種類に大差はない。

大別すると、漆器類、玄米、布類の多いのが渡品の特徴である。とくに漆器類は貸付品としては、ほとんど登場しない物品である。唯一、No.65コシハルが10貫800文の行器1つを入手しているのみである。漆器類としては、蒔絵附耳盥、湯当、台盃、黒耳盥が高額商品で、ほか鴨々2つで260文、片口2つで260文、二ツ組鴨々1組で228文、片口1つで130文が見える。

おもに黒字精算の者が手にすることのできるこれらの漆器類、玄米、布類が、アイヌ社会内でどのような意味を持つのかについて、本稿では結論を急がず、今後の課題としたい。今回、帳簿の分析を通じてわかったことは、稼高の高い者は、前貸しの額が大きくならなければ、差引勘定で「貸過」とならず、漆器類、玄米、布類等を手に入れることができるという「給料勘定」のしくみである。

最後に、手当品について見ておこう。手当品は、No.4ニシノツテのように「出精相働候ニ付手当として

遣ス」として黒耳たらい1つが渡されるような例もあるが、多くは「貸過」の者にさまざまな物品が手渡されている。「貸過」31名のうち28名に何らかの物品が手当として支給されている。「貸過」は赤字精算であるから、それこそ高倉新一郎の言う「借金奴隷」への第一歩であり、普通に考えれば手当を支給する意味がない。このことに何の意味があるのかを明らかにするのは、現段階の筆者の力量では不可能であるが、興味深い事実として最後に指摘しておきたい。

4 まとめにかえて

以上、帳簿の分析から明らかになったさまざまなことを、とりとめもなく論じてきたが、帳簿『北蝦夷地用』の分析は、全体のまだ半分にも達していない。次年度以降、残りの分析を進め、話をまとめたいと考えているところである。

しかしながら、「土人給料勘定」の分析を通じて、そのしくみの根幹部分は本稿によって明らかとなったと考えている。この「給料勘定」のシステムは、所詮は商業資本が編み出したものであるから、商業資本が利益を生み出せるように最初から制度設計されているであろうことは、常に念頭に置きながら分析を進めなければならない。しかし、できあがったしくみの中には、そのルールにしたがって、律儀、あるいは几帳面とも言うべき態度で「給料勘定」が粛々と遂行されている。数字の書き間違いや計算ミスと思われる箇所は適宜散見されるが、帳簿上の数字のごまかしなどは見られない。

本帳簿は、北蝦夷地ウシヨロ場所という、当時の日本の支配領域の最北で行われた「給料勘定」であり、ウシヨロのアイヌに対するはじめての試みであっただろうし、ロシアとの国境画定交渉を抱えるなかにあつての、アイヌに対する優遇措置を多分に内包したものであっただろう。しかし、「給料勘定」のしくみ自体は、場所請負の長年にわたる蓄積のなかで培われたものを援用していると考えられる。

本稿を閉じるにあたって、最後に繰り返し強調しておきたいことは、この給料勘定システムは、基準高の高い者が、より有利に稼ぎをあげることができるということである。よほど働きがよくて、貸付高も最低限に抑えることができれば、差引勘定を高く弾き出すことは可能であるが、元々の基準高が低ければ自ずと限界が見える。乙名、小使、土産取等の役付きの者は、他者を圧倒するほどの稼ぎをあげやすいよう、はじめからシステムが設計されていて、漆器等の威信材を容易く入手できるようになっている。すなわち、この「土人給料勘定」は、アイヌ社会内における格差を助長しやすいしくみだと言え

る。そして、役付きの有力者を手厚く優遇し、懐柔し、味方につけることで、アイヌ社会の秩序を安定化させる統治システムが、場所請負の基本構造であったと言いたいところではあるが、まずは粛々と帳簿の分析を進めることとしたい。

付記

本稿は、科学研究費助成事業・基盤研究(C)(一般)「蝦夷地のアイヌ有力者が入手した外来交易品と勘定システムの成立に関する研究」(課題番号:16K03007、補助事業期間:平成28年度～平成32年度、研究代表者:東俊佑)の成果である。

なお、本稿で分析した帳簿『北蝦夷地用』の存在について、筆者は2005(平成17)年に把握し、翌2006(平成18)年2月6日に北海道大学附属図書館において史料の写真撮影をさせていただいた。それから約12年の歳月が流れたことになる。当時、筆者は、越前大野藩の北蝦夷地進出に関する研究をテーマとしていたが、帳簿の内容も、意味も、分析方法も、皆目見当が付かず、その重要性にも気付かず、またアイヌ研究にも関心が薄かったため、この帳簿の研究を封印してきた。その後、勤務先の北海道開拓記念館において『土人勘定差引帳』をはじめとする林家文書の整理を担当するに至り、さらに東京大学史料編纂所の研究プロジェクトとしてロシア・サントペテルブルクの『簾貸帳』『大福帳』の翻刻作業にも携わるなかで、改めて帳簿の読み解き方を学習させていただく機会を得たことが、本稿につながったと認識している。関係者にこの場を借りてお礼を申し上げます。

註

- (1) ウシヨロは、戦前の樺太日本領時代には鶴城と呼ばれた場所である。現在のロシア地名ではОрловоオルロヴォである。
- (2) 「撫育」とは、今日の辞書的な意味は、「かわいがり大事に育てること」(松村明・三省堂編修所編『スーパー大辞林3.0』より)であるが、江戸幕府の公用記録(「箱館奉行所文書」)等における用語の意味は、酒やタバコ等の物品(「被下物」)をアイヌに支給することで、幕府に対する恩恵の念をアイヌに持たせ、アイヌを手なづける、というものである。
- (3) 和人とは本州や北海道南部に主に居住し、日本語を母語とする人びとをさす用語である。アイヌではない人びと、言い換えれば、明治期にアイヌが政府により日本人として組み込まれる以前の日本人の意味である。史料上の使用例は必ずしも多くはないが、本稿では便宜的に用いることとする。
- (4) 「場所」とは、アイヌの地域的まとまり(複数集落)を土台に松前藩が設定した行政単位であり、家臣の知行として与えた商場のことであったが、松前藩の家臣は18世紀以降、商場の経営を商人に委託するようになり、場所請負制が成立した。ヨイチ場所、ソウヤ場所、子モロ場所など、蝦夷地には多数の場所が設定され、数年ごとに請負人と松前藩家臣(のち松前藩、幕府)との間で委託契約が取り交わされた。

- (5) サンタン人とは、アムール川下流域キジ湖周辺に住んでいた人びと(現在のウリチ民族につながる人びと)のことであり、19世紀はじめごろまではサハリン島南端のシラヌシやソウヤへ南下し、アイヌや松前藩関係者と交易を行っていた。1809(文化6)年以降、サンタン交易は幕府(1821年以後は松前藩、1855年以後は再び幕府)の管理下に置かれる。日本社会に中国製の絹織物、ワシ羽、青玉と呼ばれたガラス玉等をもたらした。
- (6) 大野藩は、吉田儀兵衛という者を親方として雇い入れていることが知られる。吉田については「此吉田儀兵衛与申者、東蝦夷地辺ニ番人相勤候者ニ而、漁業筋巧者ニ付、土井家ニ而召抱、名字為名乗、漁業其外土人遺廻し方ニ至迄、取扱世話致居候ものニ御座候」とある(『蝦夷地御用留』(国立国会図書館所蔵、請求番号158-56)のうち『北地仕出御用留』四の第56文書)。
- (7) 谷本 2003 : 199
- (8) 大本(美濃)三つ切本の大きさは、縦約9cm、横約19cmとされる(廣庭・長友 1998 : 154)。ただし、美濃判、及び半紙判の大きさは厳密な規格があるわけではなく、年代や地方である程度違っている(藤井 1991 : 71)。
- (9) 『土人勘定差引帳』の大きさは、縦14.0×横36.0×高さ20.0cm、『簾貸帳』は縦12.2×横32.0×高さ3.4cm、『大福帳』は縦12.0×横32.0×高さ13.7cmであり、これらはいずれも典型的な長帳綴の帳簿である。長帳綴は商家の大福帳にも多く見られる装訂である(藤井 1991 : 69)。
- (10) 箱館奉行所文書等の史料には、ヲフツセリと表記されている(東 2017)。
- (11) 北海道博物館所蔵林家文書の『土人勘定差引帳』の側面の二方には見出し(インデックス)が付いている。一方にはアイヌの個人名がイロハ順に、もう一方の側面には、「イロ座」「ハニ座」「ホヘ座」「……」と、検索に便利な見出しが付いている(東 2010b)。この場合の「イロ座」とは、「イ」と「ロ」ではじまる名前の人たちの部分、といった意味である。「座」という特別な組織や組合があったわけではないと考えられる。
- (12) 松平信濃守ほか「蝦夷地御取締並開国之儀相合取計方申上候書付」(羽太正養編「休明光記附録卷之一」第11文書(北海道庁 1991 : 552))
- (13) カアナイは1857～59年にかけて北蝦夷地北部を調査した栗山太平が雇い入れたアイヌ5人のうちの一人で、ナヨロ出身のアイヌとして登場する(東 2006 : 60)。このカアナイと、ここに記されるカアナイが同一人物かどうかは不明である。
- (14) イ、ルカリの給料額の升部分が虫損で判読不能のため、正確な数値を導き出せないが、イ、ルカリを1俵2升と仮定すると、23俵3斗7升となり、22俵2斗9升を上回る。

- (15) 「撫育」とは、「幕府が未だ勢力のおよばない所にある者を招き、すでに帰服したものを心服させるためにとった方策」と定義する見解がある(高倉 1972 : 353)。簡潔に言えば「教導」が原義である。心服させるためにとった具体的な方策の一つが、物品の供与であったため、「撫育」はそれを含む語として使用される。

引用史料出典

北海道庁編 1991. 新撰北海道史 第5巻. 清文堂出版.

参考文献

- 東俊佑 2006. 北蝦夷地在住・栗山太平の活動. 北海道開拓記念館研究紀要. 第34号. 北海道開拓記念館.
- 東俊佑 2007. 幕末期北蝦夷地における大野藩のウシヨロ場所経営. 北海道開拓記念館研究紀要. 第35号. 北海道開拓記念館.
- 東俊佑 2010a. 幕末のサンタン交易について. 北方の資源をめぐる先住者と移住者の近現代史—北方文化共同研究報告—, 北海道開拓記念館.
- 東俊佑 2010b. 幕末蝦夷地の経営帳簿「土人勘定差引帳」. 東京大学史料編纂所研究紀要. 第20号. 東京大学史料編纂所.
- 東俊佑 2017. 「トコンヘー件」再考—北蝦夷地ウシヨロ場所におけるアイヌ支配と日露関係—, 白木沢旭児編, 北東アジアにおける帝国と地域社会. 北海道大学出版会.
- 岩崎奈緒子 1998. 日本近世のアイヌ社会. 校倉書房.
- 榎森進 1992. 日露和親条約と幕府の領土観. 渡辺信夫編, 近世日本の民衆文化と政治. 河出書房新社.
- 榎森進 2007. アイヌ民族の歴史. 草風館.
- 高倉新一郎 1972. 新版アイヌ政策史. 三一書房. (原版は高倉新一郎 1942. アイヌ政策史. 日本評論社.)
- 谷本晃久 1998. 近世アイヌの出稼サイクルとその成立過程—西蝦夷地「北海岸」地域を事例として—. 学習院大学文学部研究年報. 第45輯.
- 谷本晃久 2003. アイヌの「自分稼」. 菊池勇夫編, 蝦夷島と北方世界(日本の時代史19). 吉川弘文館.
- 谷本晃久 2010. 帳簿の概要とアイヌ交易研究. 東京大学史料編纂所研究紀要. 第20号. 東京大学史料編纂所.
- 谷本晃久 2014. ロシア科学アカデミー東洋古籍文献研究所サハリンアイヌ交易帳簿の研究概報—一九世紀初頭アニウ湾岸地域における交易のすがた—. 東京大学史料編纂所研究紀要. 第24号. 東京大学史料編纂所.
- 廣庭基介・長友千代治 1998. 日本書誌学を学ぶ人のために. 世界思想社.
- 藤井隆 1991. 日本古典書誌学総説. 和泉書院.
- 保谷徹 2010. サハリン・アイヌ交易帳簿の「発見」と共同プロジェクト. 東京大学史料編纂所研究紀要. 第20号. 東京大学史料編纂所.

表1 帳簿の構造

丁 番	表題原文	内 容 ・ 備 考
表紙	北蝦夷地用	印あり(判読不能)
見返		「□□西部□□宇志與魯會所」の印あり
1オ～ウ		空白
2オ～17オ	文久三壬戌年ライチシカ村とフレヲチ村土人々別改覚	1862(文久2)年ウシヨロ場所アイヌの人別帳
17ウ～18ウ		空白
19オ～21ウ	未九月五日石嶋清助様立合ニ而久春内と遣し給料撫育土人江渡ス	1859(安政6)年9月5日にアイヌへ渡された給料と手当の書上(概略)
22オ～86ウ	従末五月土人給料勘定左之通	1859年のアイヌの給料勘定の書上(詳細)
87オ～ウ		空白
88オ～91ウ	従是撫育渡方覚 此分五才と十二才之者迄且又六十以上之老人之者江日々式合宛遣し候分	5～12歳、及び60歳以上のアイヌへの「撫育」の書上
92オ～93ウ	万延元申年極老孤長病土人江御公儀様と御撫育被下候者名面左之通	長寿高齢、単身、長病のアイヌへの「撫育」の書上
94オ～107ウ	申年土人給料勘定左之通	1860(万延元)年のアイヌの給料勘定の書上
108オ～110ウ	申年撫育相渡方覚	1860年のアイヌへの「撫育」の書上
111オ～116ウ	文久元酉年四月土人介抱米代品物渡方左之通	1861(文久元)年4月のアイヌへの「介抱」の書上
117オ～130ウ	酉年土人給料勘定左之通	1861年のアイヌの給料勘定の書上
131オ～134オ	酉年撫育相渡方覚	1861年のアイヌへの「撫育」の書上
134ウ～135ウ	酉年従大公儀左之通り被下置候分	1861年幕府よりアイヌへの支給品の書上
136オ	戌年土人給料勘定左之通	1862年渡守トヲサンケへの給料手当の書上
136ウ		空白
137オ	戌年土人給料勘定左之通	1862年渡守トヲサンケほかへの給料手当の書上
137ウ		空白
138オ	戌年土人給料勘定左之通	1862年渡守トヲサンケへの給料手当の書上
138ウ		空白
139オ	戌年土人給料勘定左之通	1862年渡守トヲサンケほかへの給料手当の書上
139ウ		空白
140オ～150オ	戌年土人給料勘定左之通	1862年渡守トヲサンケほかへの給料手当の書上
150ウ		空白
151オ～154ウ	戌年御撫育渡候者	1862年アイヌへの「撫育」の書上
155オ～156ウ		空白
157オ～ウ	御軽物納役人之者 未年	1859年輕物の種類・数量と納めたアイヌの名前の書上
158オ～159ウ	申年納之分	1860年輕物の種類・数量と納めたアイヌの名前の書上
160オ～ウ	覚	1859年、1860年の軽物の集計
161オ～ウ	酉年納之分	1862年輕物の種類・数量と納めたアイヌの名前の書上
162オ～164ウ		空白
裏見返		「□□西部□□宇志與魯會所」の印あり
裏表紙	「唐太 宇志與魯會所 早見鶴一良」	

表2 ウシヨロ場所各村の機能・施設・家数・人数

丁 番	番号	村 名	説 明	施 設	家数	人数	男	女
2オ～2ウ	①	ライチシカ村	土人飯料雑魚漁業場ニ御座候		1	5	3	2
3オ～6ウ	②	ウエンルイサン村	鯡漁業場ニ御座候	仮番家1軒 仮茅蔵1軒	8	54	32	22
7オ～9ウ	③	ヲタフニ村	鯡鱒漁業場ニ御座候	仮出張所1棟 仮会所1棟 板蔵2棟 仮茅蔵2棟 仮番家1棟	3	34	16	18
10オ～13ウ	④	ウシトマナイホ村			7	52	23	29
14オ～14ウ	⑤	ナイコトロ村	土人飯料鱒漁業場ニ御座候		2	15	9	6
15オ～15ウ	⑥	ウツシュ村	鯡鱒漁業場ニ御座候	仮番家1棟	1	6	4	2
16オ～16ウ	⑦	フレヲチ村	鱒漁業場ニ御座候	仮番家1棟	1	13	6	7
		合計			23	179	93	86

表3 1862年ウシヨ口場所アイヌ人別

※下線ゴシック体の文字は朱書きであることを示す。

丁番	人数				肩書き	名 前	年齢	特記事項
	♂	男	女					
①ライチシカ村								
2オ	5	3	2	家主男	トヲサンケ	32	トサンケ家内不残是迄サンキランマ方ニ同居致居候処、酉七月当所へ来ル	
				トヲサンケ妻	セイチシユイ	20	トヲサンケ妻成二月出産、女子とよ壹才	
				同人女子	セイ	6		
				同人倅	幸吉	4	此座之幸吉酉年改出ス	
				同居男	キナマヲシユイ	50	此座之キナマヲシユイ是迄ニセラ、イ同居ニ罷居候処、酉七月当所へ来ル	
							外ニ右出生女子壹人	
2ウ				家主	エカンヌ	65	エカンヌ事未ノ六月十四日病死	
				ヲウリ	40	此者ヘケンシラリ方へ同居		
				メラチ	31	此者モンコサンコ方へ酉年同居		
				シヤクワンテ	29	此者ヲホリ妻ニ遣ス		
						右ニ付酉年ノ家絶ニ被成 右本帳ニ而セクワンテ第一之□□□□ハ全ク間違也		
②ウエンルイサン村								
3オ	6	3	3	家主男	ニセレミセカ	40	同人妻ヒラ、ンケマ三十六才ニ而申正月十七日病死	
				ニセレミセカ母	ワンワチシ	81		
				同人弟	ホンランケ	37		
				ホンランケ妻	ヒルトンケマ事ヘトロ ンケマ	34	申年ヲンハヲトエウタレ女妻呼取酉改ニ也	
				ニセレミセカ妹	ラムリテンケマ	32		
				ラムリテンケマ倅	ヘチノツコ	6	此座之ラムリテンケマ事シツヘチウの妻女也	
3ウ	8	5	3	家主男	ニセラ、井	42	古帳之ニセラ、イ母エフタフタ七十六才ニ而申正月四日病死	
				ニセラ、井妻	ニシトレンマ	29		
				同人倅	仁太郎	6		
				同人男子	丑松	2		
				同人弟	エルンカ	35		
				ニセラ、井同居ホロコ タン女	ムンキカ	44		
				ムンキカ娘	ハタハタ事トヲセルイマ	20	古帳之同居キナマヲシユイ酉七月ライチシカ村江為渡守引越	
				同人倅	シンカノ	11	古帳之キナマウシ倅シヨヒシランケ廿一才申閏三月十六日病死	
4オ	7	3	4	家主男	チセキシユ井	3□		
				チセキシユ井妻	シユタトンケマ	35		
				同人倅	チウケウエコラ	8		
				ウタレ女	ヲシコランケ	28		
				ヲシコランケ倅	トヲトヲ	7		
				同人女子	しま	4	未年出生	
				同人女子	もと	2	酉年出生九月廿七日	
4ウ	2	1	1	家主男	ニセヲツケウランケ	30	古帳之家主ヲソマアイノ五十才ニ而申二月十六日病死、改候ニ付倅ニセヲツケウランケ家主ニ相改ル	
					イチヤツヒセ	52		
				家主	ニシトカリ	42	右之者酉年ヲタフニ村ノホリランケ方へ引越同居いたし候ニ付、家絶ニ相成候事	
				ニシトカリ妻	ヘイハトンケマ	46		
				同人女子	ケソラリマ	16		
5オ	8	6	2	家主男	ヲフツセル	53	申年フレヲチ村ノ当所へ引越候ニ付酉年改ル	
				ヲフツセル妻	ラントイマ 事イタチンテマ	45	是迄ウタレ女子、酉之年妻ニ改	
				同人倅	ハウトンマカ	22		
				同人男子	ヲツキ、 事コタントカ	14		
				右同断	モンチウカンテ	8		
				同人弟	ヲンフナ	39	此座之ヲンフナ并妻倅メ三人共未五月ノホロコタン村江引越罷在候	
				ヲンフナ妻	タマタマ	25		
				同人倅	直吉	6		
5ウ	9	6	3	家主	モンコサンコ	57	此座ニ罷在候センクラ家内小供共申年別家いたし候	
				モンコサンコ男子	レウシノツテ	34		
				レウシノツテ妻	ヲコンノ事クワシランマ	19	キイシランケ娘ヲコンノ申年妻呼取酉年人別改ル	
				モンコサンコ男子	サンニキタラ事ハチカ	19		
				同断	マウチャラアイノ	14	此座男子マシチャラ相ノ酉年改出ス	
				同人女子	□ん	8		

丁番	人数				肩書き	名 前	年齢	特記事項			
	〆	男	女								
6オ	5	2	3	同居男	メラチ	31	元ライチシカ村 ⁵ 来ル 此座之メラチ酉年 ⁵ 当家ニ同居ス右家者モンコサンコ娘ハウルケマ酉年妻改				
				メラチ妻	ハウルケマ	26					
				同人倅	萬吉	2	酉年出生三月二日				
				土産取	センクラ	35	未之年土産取申付ル 同人事申年 ⁵ 込父モンコサンコ方ニ同居致居候処、酉年別宅改候事故酉年改ル				
				センクラ妻	ヘシラルンケマ	34					
				センクラ倅	イコテシランケ	9					
				同人女子	せん	5					
6ウ	9	6	3	同断	くま	3	申年出生				
				家主男	ヘケンシラリ	30					
				ヘケンシラリ母	ヲタカイテマ	52					
				同人妻	エトランマ	29					
				同人倅	弁太郎	10					
				同人男子	弁治郎	5					
				同断	安三郎	4					
③ヲタフニ村	12	5	7	同人女子	とめ	2	酉年出生				
				同人弟	ヲウリ	29					
				ウタレ男	ウエンヘヲツカイ事ウ ムトランケ	42					
				7オ	7ウ	家主男	ラミサカイク	60	古帳之ノホリランケ家内小供共酉年別家改候ニ付、新宅江引越ス		
				ラミサカイク妻		フヘサンケマ	62				
				同人女子		ヌチウケマ	17	古帳之セク□ランケ当年十九才ニ而二月七日夜病死いたし候			
				同人女子		コンタランケマ	8				
土産取	ハニシトランケ	32	此座之ハニシトランケ酉九月土産取申付ル								
ハニシトランケ妻	ウンケシランマ	30									
同人女子	シクシサンケマ	6	古帳之ウタレ女ケマチヘリ事酉年 ⁵ ノホリランケ方江引越ス								
同人弟	アイノヲツカイ	27									
同居女	モンル、カウシ	33	此者ノホリランケ妹也 朱ニ而書処 此座之モンル、カウシ夫アミキシランケ四十七才ニ而酉七月二日病死致候ニ付、子供とも三人引込酉人別帳へ改ル								
モンル、カウシ女子	きし	10									
同人倅	喜治郎	5									
ウタレ男	ヘンチヤリク	20	此座ヘンチヤクリ是迄アミキシランケ方ニ同居致居候処病死ニ付 当家へ引込								
8オ	14	7	7	惣小使	ヲンハヲトエ	43	元ライチシカ村ニ住居いたし候得共、去秋当所江引移候事				
				ヲンハヲトエ妻	ヲマンルウカリマ	45	是迄同居之ウタレ女妻与改カンキシランケ実母也、酉人別帳改ル				
				同人倅	カンキシランケ	27					
				カンキシランケ妻	キウインテ	32	此座之キウインテ是迄サンキランマウタレ女ニ候処、酉年呼取ル				
				同人倅	勘治郎	3	申七月出生				
				ヲンハヲトエ男子	ニシノツテ	23					
				右同断	ヘシロコツテ	22	此座之ヘシロコツテ母クシユンナイカシトル姉ニ而午年病死				
				ヘシロコツテ妻	コイフケマ	18	キイシランケ娘申年妻呼取				
				ヲンハヲトエ男子	ニシロ	20	酉人別帳改ル				
				同人女子	ソ、ロケ	13	此者ヘシロコツテ妹也				
8ウ				同断	ゑん	2	此座之ゑん事酉四月出生、此者之母ラミサカイク女子セクイランマ也				
				ウタレ女	ケマシトンケマ	21	此者者ヲンハヲトエ妻女也				
				ケマシトンケマ弟	トイラツク	15					
				ヲンハヲトエ厄介ホロコタン女	ヲチハ	15	此者酉年 ⁵				
							酉年古帳之ヒルトンケマホンランケ妻ニ遣ス				
				9オ	9ウ		4	乙名	ノホリランケ	32	末年乙名役申付ル、同人義酉年父ラミサカイク方 ⁵ 別宅ス
				ノホリランケ妻				カンリトヲケマ	28		
同人倅	カンウンヒタ	9									
同人男子	秀吉	3									
ウタレ女	ケマチヘリ	44	此座之ケマチヘリ事是迄ラミサカイク方ニ罷在候へ共酉年 ⁵ 当家ニ罷居ル								
同居男	ニシトカリ	42	此座之ニシトカリ義ウエンルイサン村家持候へ共、酉年 ⁵ 家内子共とも当家へ罷来ル								
ニシトカリ妻	ヘイハトンケマ	46									
同人女子	ケソラリマ	16									
9ウ				家主	イトワトワ	49					
				同居女	コンナシテマ	20	コンナシテマ事当戌年コシハル方江縁組いたし候				

丁番	人数			肩書き	名 前	年齢	特記事項
	㊦	男	女				
				右同断	チカンヌンカラ	17	チカンヌンカラ倅共酉年シユマカンテシユ方へ縁組いたし候
				右同断	ヌイクシマ	13	
				チカンヌンカラ倅	壱人	1	
							古帳之同居女トコテサンマ未ノ九月廿四日病死いたし候、此者コンナシテマ外式人之者之母也 右ニ付イトワトワ并ヌイクシマ兩人共当戌之年シユマカンテシユ方江同居いたし□□家絶ニ相成候事
④ウシトマナイホ村							
10オ	11	4	7	土産取	キリホクシランケ	57	
				キリホクシランケ妻	ウンルシケマ	59	
				同人倅	マンチカル、マヲツカイ事	27	
				マンチカ妻	ケナチ事イワトイケマ	29	
				同人女子	ニシヘルンケマ	8	
				同人倅	孝助	5	
				キリホクシランケ兄	ヌカヒランマ	59	
				ヌカヒランマ妻	リツクシマ	57	
				同人娘	チワシケト	15	
10ウ				ウタレ女	ラミクシランケマ	46	此者キリホクシランケ妾ニ而マンチカ之母也
				同断	ライチヤホ	29	此者ヲヘランケの妹也
							古帳之キリホクシランケ娘エトモツテマ申ノ五月廿九日三十才ニ而難産ニ而死、此者シツヘチウ之妾女也 古帳之同居ヌカキシランケ家内子共三人とも酉年別宅いたし候事
	4	2	2	家主男	ヌカケシランケ	42	此座之ヌカキシランケ是迄キリホクシランケ方ニ同居致居候処、酉年別宅改候ニ付、家内子共とも如此
				ヌカケシランケ妻	ウ、ナホイ	42	
				同人倅	セイシヒリマ	20	此者父違 此座之セイシヒリマ是迄ウシランケソマ方ニ罷居候へ共酉年当 江来ル
				同人女子	トリマ	18	此者母違
11オ	12	4	8	家主男	シンナウツケ	59	
				シンナウツケ妻	ケマコツコ	53	
				同人倅	ソシノツテ	27	
				ソシノツテ妻	ヲヘランケ	31	此座之ヲヘランケ是迄アミキシランケウタレ女ニ候処、酉年如此改ル
				シンナウツケ女子	ヌチヤランマ	25	此座之ヌチヤランマ是迄コシハル妻ニ罷在候処不縁ニ而当戌罷帰リ申候
				右同断	カンキタヨシマ	23	此者サンキランマ妾女也
				同人男子	ラサヲフニ	18	
				同人女子	ルウサンマ	16	
				同断	マウコタンマ	9	此座之マウコタンマ酉年改出ス
				同断	コトツチ	6	コトツチ同断
11ウ				同人男子	センハコ	4	センバコ前同断
				ウタレ女	ヌヘフニマ	57	此座之ヌヘフニマ事ノホリランケ妻カンリトヲケマ之母也 外ニ壱人シンナウケ妾トシナイ女子テシフンケマ壱人有之、右子供三人酉改出、此者之子供なり
				家主	アミキシランケ	45	
				アミキシランケ妻	モンル、カウシ	30	
				同人女子	壱人	7	
				同人倅	壱人	2	
				ウタレ女	ヲヘランケ	28	
				ウタレ男	ヘンチヤリク	17	
							此座之アミキシランケ事酉七月二日病死いたし候ニ付妻子共とも三人外ニウタレ男壱人、四人共ラミサカイク方江引越シ同居致候、且又ウタレ女ヲヘランケ事ソシノツテ方江縁組いたし候ニ付酉年家絶ニ相成候事、
12オ	7	4	3	土産取	ヲホリ事シツヘチウ	37	酉年九月土産取申付ル
				ヲホリ妻	セクワンテ	40	
				同人娘	ニシユヤンケマ	11	
				同人倅	ニシカリ	8	
				同人女子	しゆん	7	
				同人男子	カンヒラシヤ	6	
				ウタレ男	トヲセラランケ	18	
							元ライチシカ村ニ住居いたし候へ共午年当所へ移リ
12ウ	8	4	4	家主男	ホクヌ	42	
				ホクヌ妻	ヲコンホ	31	
				同人倅	ヲタルカアイヌ	20	
				同人男子	チエチホマ	14	

丁番	人数				肩書き	名 前	年齢	特記事項		
	べ	男	女							
				同断	シリマ	6				
				同人女子	まつ	4				
				同断	その	2	酉十二月四出生			
				同居女	ケ子ツカ	74				
							古帳之男子ラサフリ六才ニ而未ノ六月廿四日病死ス			
13オ	5	2	3	小使	サンキランマ	42				
				サンキランマ妻	エトイフリ	23	此座之エトエフリ両年キイシランケ方へ呼取申候			
				同人娘	きた	3	申十一月廿五日出生			
				同居女	ニタハルンケマ	44	此座之ニタハルンケマ、カンキシランケ妻キウインテの母也			
				サンキランマ厄介男	ホヌアン	16	此座之ホヌアン、キウインテの弟也			
							古帳之ウタレ男トヲサンケ家内子供とも三人酉七月ライチシカ村江為渡守引越 同断ウタレ女キウインテ酉年ヲンハヲトエ俵カンキシランケ妻ニ遣ス、右キウインケ事ニタハルンケマ之子供也			
				5	3	2	家主男	キイシランケ	62	
							キイシランケ妻	ニセサンケマ	45	
							同人倅	ウエンチヲツカイ	28	
							同人女子	マウシヒリマ	13	此座之マウシヒリマ酉年改出ス
	同人男子	ヌマトランケ	12							
						元ウツシユ村ニ住居致候得共、去秋当所江引移り候事、古帳之エトエフリ、ヲコンノ、コイフケマ、べ三人とも前書ニ有之、夫々江縁組いたし酉年遣し、				
	⑤ナイコト口村									
	14オ	7	4	3	家主男	シユマカンテシユ	28	此座之シユマカンテシユ事は迄ウタレ男ニ有之候処、当戌家主ニ改ル		
					シユマカンテシユ母	シコトイケマ	56	此者ウ子ンケソマ妻		
同人妻					チカンヌンカラ	20	此座之チカンヌンカラ、イトワトワウタレ女ニ候処、酉年呼取ル			
同人倅					悦太郎	4	未年出生			
同人男子					治郎	2	酉三月六日出生			
同居男					イトワトワ	52	此座之イトワトワ、是迄ヲタフニ村ニ而家主候得共、ウタレ女夫ニ縁組致候ニ付、ヌイクシマ共如此			
同断女					ヌイクシマ	16				
							古帳之家主ウ子ンケソマ当五十七才ニ而、二月十七日夜病死いたし候 同断ウタレ男セイシヒリマ酉年ヌカキシランケ方へ引越ス			
14ウ	8	5	3	家主男	コキタイ	52				
				コキタイ妻	ハントクシマ	40				
				同人倅	アンハアイノ	20				
				アンハアイノ妻	ヲマントイケマ	25	此座之ヲマントイケマ酉年ニセラ、イ妹呼取申候			
				コキタイ妹	イ、ルカリ	36				
				イ、ルカリ倅	チヤコノ	16				
				同人男子	ヲン子アイノ	11				
				同断	トヘケシランケ	5	此座之トヘケシランケ当戌改出ス			
⑥ウツシユ村										
15オ	6	4	2	家主男	クトヘシカイ	63				
				クトヘシカイ倅	アイアイノ	33				
				同居男	レアンハアイノ	52				
				レアンハアイノ妻	クイヤンケ	51				
				同人女子	コニランケマ	10				
				同人倅	亀吉	5				
							家数吉軒外吉軒罷有候キイシランケ義去秋ヲシトモナイ村江引移り候ニ付相減ス			
⑦フレヲチ村										
16オ	13	6	7	家主男	サ子タツタリ	60				
				サ子タツタリ妻	エヘカンテマ	57				
				同人倅	ニセウンランケ	37				
				ニセウンランケ妻	ハトルンマ	27				
				同人倅	鶴松	6				
				同人女子	りん	2	酉七月出生			
				サ子タツタリ男子	コシハル	29				
				コシハル妻	コンナシテマ	29	此座之コンナシテマ、当戌年イトワトワウタレ女呼取申候、古帳之コシハル妻ヌチヤランマ不縁ニ而当戌祝元シンナウケ方へ引移ル			
				16ウ	同人女子	こと	1	当戌二月出生		
					ウタレ女	ヌイトクシマ	37	此者家主サ子タツタリ妾也		
					ヌイトクシマ女子	キンラトリマ	11	此者シツヘチウの妾也		
					ウタレ男	ハセトクマ	27			
サ子タツタリ厄介男	ヨフケタ	14	此座之ユフケタ酉年改出ス							

表4 1859年9月5日支給「給料撫育」

丁番	名前	性別	1862年人別			給料				撫育(布)		撫育 (その他)
			肩書き	名前	年齢	俵	斗	升	升換算	種類	数量	
19オ	ランハヲトエ	男	惣小使	ランハヲトエ	43	2	1	4	94			
	ヲホリ	男	土産取	ヲホリ事シツヘチウ	37	1		6	46	縞	4尺8寸	
	ホンランケ	男	同人(ニセレミセカ) 弟	ホンランケ	37	1		6	46	上縞	1反	
	ニシトカリ	男	同居(ノホリランケ) 男	ニシトカリ	42	1		6	46	上縞	1反	
	イルンカ	男	同人(ニセラ、井) 弟	エルンカ	35	1	1	6	56	浅黄絞り	1反	
	ウシトヲランケ	男					1	6	16	浅黄絞り	1反	
	シユマカンテシユ	男	家主男	シユマカンテシユ	28	1		6	46			
19ウ	ノホリランケ	男	乙名	ノホリランケ	32	1		6	46	上縞	1反	
	カンリトウケマ									かね絹	1反	
										蜀紅錦	1反	
	ケマチヘリ	女	ウタレ(ノホリランケ) 女	ケマチヘリ	44			6	6	下縞	1反	
	ヲタルカアイヌ	男	同人(ホクヌ) 倅	ヲタルカアイヌ	20	1	1		50	浅黄絞り	1反	
	チカンヌンカラ	女	同人(シユマカンテシユ) 妻	チカンヌンカラ	20			6	6	上縞	1反	
	キリホクシランケマンチカ	男	同人(キリホクシランケ) 倅	マンチカル、マヲツカイ事	27			8	8	茜	1反	清酒8升
	ウン、スケマ	女	キリホクシランケ妻	ウンシケマ	59	1		6	46			
	トリマ	女	同人(ヌカケシランケ) 女子	トリマ	18					浅黄絞り	1反	
										蜀紅錦	1反	
	アメケシランケ	男	家主	アミキシランケ	45		1	8	18	上縞	1反	
	ヘンサリク	男	ウタレ(ラミサカイ) 男	ヘンチャリク	20		2	2	22	蜀紅錦	1反	
	ラサヲフニ	男	同人(ヌチャランマ) 男子	ラサヲフニ	18			6	6	上縞	1反	
	ルウサンマ	女	同人(ヌチャランマ) 女子	ルウサンマ	16		1	2	12	浅黄絞り	1反	
20オ	アイアイヌ	男	クトヘシカイ倅	アイアイノ	33	1		8	48	浅黄絞り	1反	
	コイフケマ	女	ヘシロコツテ妻	コイフケマ	18			4	4	下縞	1反	
	ハセトコマ	男	ウタレ男	ハセトクマ	27			6	6	上縞	1反	
	ハウトンマカ	男	同人(ヲフツセル・イキリマウシ) 倅	ハウトンマカ	22	1		6	46			清酒1升5合
	ヲウリ	男	同人(ヘケンシラリ) 弟	ヲウリ	29	1		6	46	掲布	8尺2寸	
	レウシノツテ	男	モンコサンコ男子	レウシノツテ	34	1	2	4	64			
	ニセラ、イ	男	家主男	ニセラ、井	42	1	2	4	64			
	チセキシユイ	男	家主男	チセキシユ井	3□		2	4	24			
	チセヒリマ						2	4	24	かね絹	1反	
	カアナイ						2	4	24			
	イ、ルカリ	女	コキタイ妹	イ、ルカリ	36		1	□		蜀紅錦	半反	
	カアナイセカチ江遣スカアナイ							1	1			
							2	4	24	上縞	1反	
	ㄆ					22	2	9				
20ウ	ランハヲトエ	男	惣小使	ランハヲトエ	43	3		8	128			
	ヲホリ	男	土産取	ヲホリ事シツヘチウ	37	1		4	44			
	メラチ	男	同居(モンコサンコ) 男	メラチ	31		1		10			合羽1枚
	コキタイ	男	家主男	コキタイ	52	1	2	6	66			合羽1枚
	ライサカイクニシトカリ	男	家主男	ラミサカイク	60	3	1	2	132			
		男	同居(ノホリランケ) 男	ニシトカリ	42							
	ニセラ、イ	男	家主男	ニセラ、井	42	1	1	6	56			合羽1枚
	イルンカ	男	同人(ニセラ、井) 弟	エルンカ	35							
	チセキシユイ	男	家主男	チセキシユ井	3□		3	2	32			
	ヲソマアイヌ	男				1	1		50			
	レウシノツテ	男	モンコサンコ男子	レウシノツテ	34	1	3		70			
	ウシトヲランケ	男	ウタレ(ヘケンシラリ) 男	ウエンハヲツカイ事ウムトヲランケ	42	1	1		50			
	ウ子ンケソマ						2	8	28			
	ホクヌ	男	家主男	ホクヌ	42	2	1	4	94			
21オ	イトワトワ	男	同居(シユマカンテシユ) 男	イトワトワ	52	1			40			
	サンキランマ	男	小使	サンキランマ	42	1	1	4	54			
	キリホクシランケ	男	土産取	キリホクシランケ	57	3	1		130			
	アミキシランケ	男	家主	アミキシランケ	45	1	1	2	52			
	シンナウケ	男	家主男	シンナウツケ	59	1		8	48			
	クトヘシカリ	男	家主男	クトヘシカイ	63	1	2	6	66			
	ケセラランケ	男	家主男	ヌカケシランケ	42	2	1	6	96			
	イキリマウシ	男	家主男	ヲフツセル	53	1	1	2	52			
	サ子タツタレ	男	家主男	サ子タツタリ	60	2	1	4	94			
	ヌンキカ	女	ニセラ、井同居ホロコタン女	ムンキカ	44	1		4	44			
	ㄆ					36		8				

表5 稼高の米—銭換算

No.	丁番	村名	名前	稼高					換算		
				俵	升	合	貫	文	升換算	文換算	文換算／升換算 (仮換算レート)
1	22オ	ライチシカ村	ヲンハヲトエ	53	2	6	31	995	426.6	31,995	75
2	23ウ	ライチシカ村	ヘシロコツテ	10			6		80	6,000	75
3	24オ	ライチシカ村	カンキシランケ	5			3		40	3,000	75
4	24ウ	ライチシカ村	ニシノツテ	23	2	7	14	3	186.7	14,003	75.00267809
5	26オ	ライチシカ村	ニシロ	20			12		160	12,000	75
6	27オ	ライチシカ村	ケマシトンケマ	20			12		160	12,000	75
7	28ウ	ライチシカ村	ヒルトンケマ □ロンケツ事	13	2	7	8	3	106.7	8,003	75.00468604
8	29ウ	ライチシカ村	ヲホリ	26	5	3	15	998	213.3	15,998	75.00234412
9	31オ	ライチシカ村	トヲセランケ								
10	31ウ	ライチシカ村	メラチ	26	5	3	15	998	213.3	15,998	75.00234412
11	33オ	ウエンルイサン村	ニセレミセカ								
12	33ウ	ウエンルイサン村	ホンランケ	26	5	3	15	998	213.3	15,998	75.00234412
13	35オ	ウエンルイサン村	ニシトカリ	13	2	7	8	3	106.7	8,003	75.00468604
14	36オ	ウエンルイサン村	アンハアイノ シリヘンラリ事	20			12		160	12,000	75
15	37ウ	ウエンルイサン村	イ、ルカリ	6	5	3	3	998	53.3	3,998	75.00938086
16	38オ	ウエンルイサン村	カアナイ	20			12		160	12,000	75
17	39ウ	ウエンルイサン村	エルンカ	18	7	7	11	378	151.7	11,378	75.00329598
18	40オ	ウエンルイサン村	シヨヒシランケ	10			6		80	6,000	75
19	40ウ	ウエンルイサン村	チセキシユイ								
20	41オ	ウエンルイサン村	シウタトンケマ	5			3		40	3,000	75
21	41ウ	ウエンルイサン村	センクラ	30			18		240	18,000	75
22	42ウ	ウエンルイサン村	ムウシノツテ	26	5	3	15	998	213.3	15,998	75.00234412
23	44オ	ウエンルイサン村	ハヲロケマ	14	4	7	8	753	116.7	8,753	75.00428449
24	45オ	ウエンルイサン村	サンニキラ	5	5		3	375	45	3,375	75
25	46オ	ウエンルイサン村	ヘケンシラリ	5			3		40	3,000	75
26	46ウ	ウエンルイサン村	ヲウリ	20			12		160	12,000	75
27	48オ	ウエンルイサン村	ウエンヘヨツカイ ウントクランケ事	20			12		160	12,000	75
28	49オ	ウエンルイサン村	シユマカンテシユ	23	2	7	14	3	186.7	14,003	75.00267809
29	50ウ	ウエンルイサン村	セイシヒリマ								
30	51オ	ヲタフニ村	ノホリランケ	50			30		400	30,000	75
31	52ウ	ヲタフニ村	カンリトヲケマ	20			12		160	12,000	75
32	54オ	ヲタフニ村	ウレクシランマ	9	1	3	5	498	73.3	5,498	75.00682128
33	54ウ	ヲタフニ村	アイノヲツカイ								
34	55オ	ヲタフニ村	ケマチヘリ	16	5	2	9	990	133.2	9,990	75
35	56ウ	ヲタフニ村	ハユシトランケ	26	5	3	15	998	213.3	15,998	75.00234412
36	58オ	ヲタフニ村	ヲタルカアイヌ	7	2	3			58.3		
37	58ウ	ヲタフニ村	チイチホマ	7	4				60		
38	59オ	ヲタフニ村	イトワトワ								
39	59ウ	ヲタフニ村	コンナシケマ	6	5	3	3	998	53.3	3,998	75.00938086
40	60ウ	ヲタフニ村	チカンヌンカラ	3	2	7	2	3	26.7	2,003	75.01872659
41	61オ	ヲタフニ村	ヌイクシマ	16	5	3	9	998	133.3	9,998	75.00375094
42	62オ	ヲタフニ村	サンキランマ	43	2	7	26	3	346.7	26,003	75.00144217
43	63オ	ウシトモナイホ村	キリホクシランケ	40			24		320	24,000	75
44	64オ	ウシトモナイホ村	マンチカ	13	6		8	250	110	8,250	75
45	64ウ	ウシトモナイホ村	ケナチ イワトイケマ事	16	5	3	9	998	133.3	9,998	75.00375094
46	65ウ	ウシトモナイホ村	イトモツテマ	16	5	3	9	998	133.3	9,998	75.00375094
47	66ウ	ウシトモナイホ村	ウ、ナホイ	4	1	3	2	498	33.3	2,498	75.01501502
48	67オ	ウシトモナイホ村	トリマ	16	5	3	9	998	133.3	9,998	75.00375094
49	68オ	ウシトモナイホ村	アミキシランケ								
50	68ウ	ウシトモナイホ村	ヲヘランケ	20			12		160	12,000	75
51	69ウ	ウシトモナイホ村	ヘン子ヤリク	13	2	7	8	3	106.7	8,003	75.00468604
52	70ウ	ウシトモナイホ村	ソシノツテ	26	5	3	15	998	213.3	15,998	75.00234412
53	71ウ	ウシトモナイホ村	カンキタヨシマ	5			3		40	3,000	75
54	72オ	ウシトモナイホ村	ラサヲフニ	6	6	7	6	503	54.7	6,503	118.8848263
55	72ウ	ウシトモナイホ村	ルウサンマ	16	5	3	9	998	133.3	9,998	75.00375094
56	73ウ	ウツシユ村	アイアイノ	23	2	7	14	3	186.7	14,003	75.00267809
57	75オ	フレヲチ村	ウエン子ヲツカイ	26	5	3	15	998	213.3	15,998	75.00234412
58	76ウ	フレヲチ村	コイフケマ	16	5	3	9	998	133.3	9,998	75.00375094
59	77ウ	フレヲチ村	ヲコンノ	13	2	7	8	3	106.7	8,003	75.00468604
60	78ウ	フレヲチ村	ヲフツセレ	12	4		7	500	100	7,500	75
61	79ウ	フレヲチ村	ハウトンマカ	8	2	7	5	3	66.7	5,003	75.00749625
62	80ウ	フレヲチ村	コタントカ								
63	81オ	フレヲチ村	ニセウンランケ								
64	81オ	フレヲチ村	ハトルンマ								
65	81ウ	フレヲチ村	コシハル	26	5	3	15	998	213.3	15,998	75.00234412
66	83オ	フレヲチ村	ヌチヤランマ	8	2	6	4	995	66.6	4,995	75
67	84オ	フレヲチ村	ハセトコマ	13	2	7	8	3	106.7	8,003	75.00468604
68	85オ	フレヲチ村	ヨフケタ								
69	85ウ	ウエンルイサン村	ニセラ、井同居 ハタハタ トセルイマ事	16	5	2	9	990	133.2	9,990	75

表6 稼高・賃高・差引高

丁番	村名	No.	名前	性別	1862年人別帳			稼高					
					肩書き	名前	年齢	高	俵	升	合	貫	文
22オ	ライチシカ村	1	ヲンハヲトエ	男	惣小使	ヲンハヲトエ	43	80	53	2	6	31	995
23ウ		2	ヘシロコツテ	男	右同断 (ヲンハヲトエ男子)	ヘシロコツテ	22	20	10			6	
24オ		3	カンキシランケ	男	同人倅 (ヲンハヲトエ)	カンキシランケ	27	30	5			3	
24ウ		4	ニシノツテ	男	ヲンハヲトエ男子	ニシノツテ	23	35	23	2	7	14	3
26オ		5	ニシロ	男	ヲンハヲトエ男子	ニシロ	20	30	20			12	
27オ		6	ケマシトンケマ	女	ウタレ女 (ヲンハヲトエ)	ケマシトンケマ	21	30	20			12	
28ウ		7	ヒルトンケマ □ロンケツ事	女	ホンランケ妻	ヒルトンケマ事 ヘトロンケマ	34	20	13	2	7	8	3
29ウ		8	ヲホリ	男	土産取	ヲホリ事シツヘ チウ	37	40	26	5	3	15	998
31オ		9	トヲセランケ	男	ウタレ男 (ヲホリ)	トヲセランケ	18						
31ウ		10	メラチ	男	同居男 (モンコサンコ)	メラチ	31	40	26	5	3	15	998
33オ	ウエンルイサン村	11	ニセレミセカ	男	家主男	ニセレミセカ	40						
33ウ		12	ホンランケ	男	同人弟 (ニセレミセカ)	ホンランケ	37	40	26	5	3	15	998
35オ		13	ニシトカリ	男	同居男 (ノホリランケ)	ニシトカリ	42	40	13	2	7	8	3
36オ		14	アンハアイノ シリヘンラリ事	男	同人倅 (コキタイ)	アンハアイノ	20	30	20			12	
37ウ		15	イ、ルカリ	女	コキタイ妹	イ、ルカリ	36	20	6	5	3	3	998
38オ		16	カアナイ					30	20			12	
39ウ		17	エルンカ	男	同人弟 (ニセラ、井)	エルンカ	35	25	18	7	7	11	378
40オ		18	シヨヒシランケ	男				20	10			6	
40ウ		19	チセキシユイ	男	家主男	チセキシユ井	3□						
41オ		20	シウタトンケマ	女	チセキシユ井妻	シウタトンケマ	35	15	5			3	
41ウ		21	センクラ	男	土産取	センクラ	35	60	30			18	
42ウ		22	ムウシノツテ	男	モンコサンコ男子	レウシノツテ	34	40	26	5	3	15	998
44オ		23	ハヲロケマ	女	メラチ妻	ハウルケマ	26	25	14	4	7	8	753
45オ		24	サンニキラ	男	モンコサンコ男子	サンニキタラ事 ハチカ	19	15	5	5		3	375
46オ		25	ヘケンシラリ	男	家主男	ヘケンシラリ	30	30	5			3	
46ウ		26	ヲウリ	男	同人弟 (ヘケンシラリ)	ヲウリ	29	30	20			12	
48オ		27	ウエンヘヲツカイ ウントクランケ事	男	ウタレ男 (ヘケンシラリ)	ウエンヘヲツカイ事 ウムトヲランケ	42	30	20			12	
49オ		28	シユマカンテシ ユ	男	家主男	シユマカンテシ ユ	28	35	23	2	7	14	3
50ウ		29	セイシヒリマ	男	同人倅 (ヌカケシランケ)	セイシヒリマ	20						
51オ	ヲタフニ村	30	ノホリランケ	男	乙名	ノホリランケ	32	75	50			30	
52ウ		31	カンリトヲケマ	女	ノホリランケ妻	カンリトヲケマ	28	30	20			12	
54オ		32	ウレケシランマ	女	ハニシトランケ妻	ウンケシランマ	30	20	9	1	3	5	498
54ウ		33	アイノヲツカイ	男	同人弟 (ハニシトランケ)	アイノヲツカイ	27						
55オ		34	ケマチヘリ	女	ウタレ女 (ノホリランケ)	ケマチヘリ	44	25	16	5	2	9	990
56ウ		35	ハユシトランケ	男	土産取	ハニシトランケ	32	40	26	5	3	15	998
58オ		36	ヲタルカアイヌ	男	同人倅 (ホクヌ)	ヲタルカアイヌ	20	14.5	7	2	3	4	373

雇用月									手当			貸高		差引高		貸過	備考
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	月数	俵	貫	文	貫	文	貫	文		
1	1	1	1	1	1	1	1	8				25	990	6	5		
1	1	1	1			1	1	6				5	158		842		
1	1							2				1	963	1	37		
1	1	1	1	1	1	1	1	8				10	146	3	857		
1	1	1	1	1	1	1	1	8				12	39		39	貸過	
1	1	1	1	1	1	1	1	8				10	561	1	439		
1	1	1	1	1	1	1	1	8				7	700		303		
1	1	1	1	1	1	1	1	8				29	336	13	338	貸過	
									3	1	800						
1	1	1	1	1	1	1	1	8				19	346	3	348	貸過	
									7	4	200	2	400	1	800		
1	1	1	1	1	1	1	1	8				16	58		60	貸過	
1	1	1	1					4				11	451	3	448	貸過	
1	1	1	1	1	1	1	1	8				15	669	3	669	貸過	
1	1					1	1	4				3	485		513		
1	1	1	1	1	1	1	1	8				8	881	3	119		
1	1	0.5		1	1	1	1	6.5				3	860	7	518		
				1	1	1	1	4					900	5	100		
									3	1	800						
1	1	1						3				3	925		925	貸過	
		1	1	1	1	1	1	6				3	49	14	951		
1	1	1	1	1	1	1	1	8				20	139	4	141	貸過	
1	1	1	1		1	1	1	7				8	150		603		
1	0.5				1	1	1	4.5				1	335	2	40		
1	1							2				5	223	2	223	貸過	
1	1	1	1	1	1	1	1	8				13	379	1	379	貸過	
		1	1	1	1	1	1	6				9	873	2	127		
1	1	1	1	1	1	1	1	8				15	48	5	48	貸過	貸高は本来19貫48文のはず。差引も1貫45文貸過のはず。
									7	4	200	3		1	200		
1	1	1	1	1	1	1	1	8				15	130	14	870		
1	1	1	1	1	1	1	1	8				9	648	2	352		
1	1	0.5			1	1	1	5.5				7	160	1	662	貸過	
									3	1	800						
1	1	1	1	1	1	1	1	8				10	107		109	貸過	差引高は本来117文貸過のはず。計算間違いか。
1	1	1	1	1	1	1	1	8				16	868		870	貸過	
	1	1	1			1	1	5				3	730		643		銭換算額記載なしのため、7俵2升3合を換算し、4貫373文と記載した。

丁番	村名	No.	名前	性別	1862年人別帳			稼高					
					肩書き	名前	年齢	高	俵	升	合	貫	文
58ウ		37	チイチホマ	男	同人男子 (ホクヌ)	チエチホマ	14	15	7	4		4	500
59オ		38	イトワトワ	男	同居男 (シユマカンテシユ)	イトワトワ	52						
59ウ		39	コンナシケマ	女	コシハル妻	コンナシケマ	29	20	6	5	3	3	998
60ウ		40	チカンヌンカラ	女	同人妻 (シユマカンテシユ)	チカンヌンカラ	20	20	3	2	7	2	3
61オ		41	ヌイクシマ	女	同断女 (シユマカンテシユ同居)	ヌイクシマ	16	25	16	5	3	9	998
62オ		42	サンキランマ	男	小使	サンキランマ	42		43	2	7	26	3
63オ	ウシトモナイホ村	43	キリホクシランケ	男	土産取	キリホクシランケ	57	60	40			24	
64オ		44	マンチカ	男	同人倅 (キリホクシランケ)	マンチカル、マツツカイ事	27	30	13	6		8	250
64ウ		45	ケナチイワトイケマ事	女	マンチカ妻	ケナチ事イワトイケマ	29	25	16	5	3	9	998
65ウ		46	イトモツテマ	女				25	16	5	3	9	998
66ウ		47	ウ、ナホイ	女	ヌカケシランケ妻	ウ、ナホイ	42	20	4	1	3	2	498
67オ		48	トリマ	女	同人女子 (ヌカケシランケ)	トリマ	18	20	16	5	3	9	998
68オ		49	アミキシランケ	男	家主	アミキシランケ	45						
68ウ		50	ヲヘランケ	女	ウタレ女 (アミキシランケ)	ヲヘランケ	28	30	20			12	
69ウ		51	ヘン子ヤリク	男	ウタレ男 (アミキシランケ)	ヘン子ヤリク	17	20	13	2	7	8	3
70ウ		52	ソシノツテ	男	同人倅 (シンナウウケ)	ソシノツテ	27	40	26	5	3	15	998
71ウ		53	カンキタヨシマ	女	右同断 (シンナウツテ女子)	カンキタヨシマ	23	20	5			3	
72オ		54	ラサヲフニ	男	同人男子 (シンナウツケ)	ラサヲフニ	18	20	6	6	7	6	503
72ウ		55	ルウサンマ	女	同人女子 (シンナウツケ)	ルウサンマ	16	25	16	5	3	9	998
73ウ	ウツシュ村	56	アイアイノ	男	クトヘシカイ倅	アイアイノ	33	35	23	2	7	14	3
75オ	フレヲチ村	57	ウエン子ヲツカイ	男	ウタレ男 (ヘケンシラリ)	ウエンヘヲツカイ事ウムトヲランケ	42	40	26	5	3	15	998
76ウ		58	コイフケマ	女	ヘシロコツテ妻	コイフケマ	18	25	16	5	3	9	998
77ウ		59	ヲコンノ	女	レウシノツテ妻	ヲコンノ事クワシランマ	19	20	13	2	7	8	3
78ウ		60	ヲフツセレ	男	家主男	ヲフツセル	53	30	12	4		7	500
79ウ		61	ハウトンマカ	男	同人倅 (ヲフツセル)	ハウトンマカ	22	20	8	2	7	5	3
80ウ		62	コタントカ	男	同人男子 (ヲフツセル)	ヲツキタ事コタントカ	14						
81オ		63	ニセウンランケ	男	同人倅 (サ子タツタリ)	ニセウンランケ	37						
		64	ハトルンマ	女	ニセウンランケ妻	ハトルンマ	27						
81ウ		65	コシハル	男	サ子タツタリ男子	コシハル	29	40	26	5	3	15	998
83オ		66	ヌチヤランマ	女	シンナウツテ女子	ヌチヤランマ	25	20	8	2	6	4	995
84オ		67	ハセトコマ	男	ウタレ男 (サ子タツタリ)	ハセトコマ	27	20	13	2	7	8	3
85オ		68	ヨフケタ	男	サ子タツタリ厄介男	ヨフケタ	14						
85ウ	ウエンルイサン村	69	ニセラ、井同居ハタハタトセルイマ事	女	ムンキカ娘	ハタハタ事トヲセルイマ	20	20	16	5	2	9	990

雇用月									手当			貸高		差引高		貸過	備考
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	月数	俵	貫	文	貫	文	貫	文		
1	1	1	1			1	1	6				6	490	1	990	貸過	銭換算額記載なしのため、7俵4升を換算し、4貫500文と記載した。
												3	233	2	767		
1	1	1	1					4				8	55	4	57	貸過	
1	1							2				3	163	1	160	貸過	
1	1	1	1	1	1	1	1	8				10	499		501	貸過	
1	1	1	1	1	1	1	1	8				12	611	13	392		
1	1	1	1	1	1	1	1	8				17	812	6	188		
1	1	0.5			1	1	1	5.5				2	165	6	85		
1	1	1	1	1	1	1	1	8				12	55	2	57	貸過	
1	1	1	1	1	1	1	1	8				6	788	3	210		
1	1	0.5						2.5				4	545	2	47	貸過	
1	1	1	1	1	1	1	1	8				9	995		3		
									5	3		1	930	1	70		
1	1	1	1	1	1	1	1	8				7	700	4	300		
1	1	1	1	1	1	1	1	8				11	833	3	830	貸過	
1	1	1	1	1	1	1	1	8				11	979	4	19		
1	1	1						3				3	388		388	貸過	
1	1	1		0.5	1	1	1	6.5				2	520	3	983		
1	1	1	1	1	1	1	1	8				8	8	1	982		差引額は本来1貫990文のはず。計算間違いか。
1	1	1	1	1	1	1	1	8				11	150	2	853		
1	1	1	1	1	1	1	1	8				16	335		337	貸過	
1	1	1	1	1	1	1	1	8				11	337	1	379	貸過	差引額は本来1貫339文貸過のはず。計算間違いか。
1	1	1	1	1	1	1	1	8				8	455		452	貸過	
1	1			1		1	1	5				5	620	1	880		
	1	1	1			1	1	5				10	832	5	829	貸過	
									5	3		3	185		185	貸過	
									5	3							
									3	1	800						
1	1	1	1	1	1	1	1	8				25	928	9	930	貸過	
1	1	1				1	1	5				6	778	1	788	貸過	差引額は本来1貫783文貸過のはず。計算間違いか。
1	1	1	1	1	1	1	1	8				9	843	1	840	貸過	
									5	3		1	450	1	550		
1	1	1	1	1	1	1	1	8				10	990		992	貸過	稼高は本来9貫998文のはず。換算間違いか。

表7 貸付品

貫	文	品名	数量	全数量	備考	貫	文	品名	数量	全数量	備考
10	800	行器	1つ	1			375	玄米	5升	1	
5	400	壺斗鍋	1枚	5			360	掲布	3尺	1	本来3尺で135文のはずだが、そのままとした
3	600	上古手	1枚	6			315	紅中形	7尺	1	
3	600	掲布	2反	1			315	浅黄中形	7尺	1	
3	159	越後酒	1樽	2			300	糀	2升	1	
3		上茂尻古手	1枚	41			270	掲布	6尺	1	
3		四斗入玄米	1俵	3			260	上煙管	1本	2	
3		茂尻古手	1枚	3			260	地廻り蓑	4把	1	
3		中古手	1枚	1			243	清酒	1升	30	
2	400	五升鍋	1枚	9			225	掲布	5尺	32	
2	400	縞	1反	3			225	紅中形	5尺	25	
2	400	中茂尻古手	1枚	1			225	紅染	5尺	2	
2	400	下股引	2足	1			225	染	5尺	2	
2	400	下古手	1枚	1			225	玄米	3升	2	
1	800	茂尻合羽	1枚	37			225	茜	5尺	1	
1	800	掲布	1反	5			195	三国蓑(煙草)	大1玉	52	単位は「大1玉」「1玉」が多いが、「大2玉」「1把」とある例が1例ずつある
1	800	三升鍋	1枚	2			195	下煙管	1本	13	
1	500	上股引	1足	5			195	弁印蓑	3玉	2	
1	200	下股引	1足	29			195	紺伝甫	3つ(3把)	2	
1	200	縞	半反	2			195	下煙管	1本	1	
1	200	下股引	1足	2			188	下帯	1本	1	
1	200	糀	8升	1			180	紅中形	4尺	1	
1	200	玄米	1斗6升	1			180	紅染	4尺	1	
1	200	玄米	1斗2升	1			163	下帯	1本	31	
1	170	掲布	半反と6尺	6			150	糀	1升	4	
1	80	掲布	半反と4尺	4			150	玄米	2升	3	
1	80	紅中形	半反と4尺	1			135	掲布	3尺	3	
	900	掲布	半反	30			135	紺伝甫	2把	1	
	900	染	半反	23			130	弁印蓑	2玉	37	
	900	絞り	半反	12			130	紺伝甫	2把	21	単位は「つ」「玉」もある
	900	紅中形	半反	9			130	手拭	1本	6	
	900	紅染	半反	6			130	地廻り蓑	2把	6	「41ウ」に1把で130文とあるが、2把の書き間違いと処理
	900	浅黄中形	半反	5			130	三国蓑	小1玉	1	
	900	浅黄絞り	半反	1			128	玄米	2升5合	1	
	900	茜	半反	1			87	白伝甫	4つ	1	
	780	三国蓑	4玉	1			85	白米	1升	1	
	675	玄米	9升	1			75	糀	5合	1	
	600	玄米	8升	4			75	玄米	1升	1	
	600	壺升鍋	1枚	3			65	地廻り蓑	1把	308	単位は「玉」もある
	600	田代	1枚	2			65	弁印蓑	1玉	111	単位は「把」もある
	600	糀	4升	2			65	永代張鍾	1本	106	
	525	上足袋	1足	22			65	竹皮笠	1蓋	17	
	525	紺足袋	1足	2			65	白伝甫	3つ	13	
	525	掲布	5尺	1	本来5尺で225文のはずだが、そのままとした		65	紺伝甫	1把	12	「53オ」のみ2つで65文と記される
	495	紅中形	1丈1尺	1			65	笠	1蓋	4	単位は「枚」もある
	495	紅染	1丈1尺	1			60	味噌	3匁目	1	
	486	清酒	2升	3			43	白伝甫	2つ	6	単位は「把」もある
	450	上煙草入	1つ	8			33	腰間切	1枚	30	
	450	掲布	1丈	6			33	間切	1枚	5	
	450	下足袋	1足	3			22	白伝甫	1つ	5	単位は「把」もある
	450	上煙草	1つ	1			5	木綿針	1本	1	
	445	下足袋	1足	1							
	425	白米	5升	1							
	413	中煙草入	1つ	2							
	390	三国蓑(煙草)	大2玉	5							
	390	弁印煙草	6玉	1							

表8 渡品と手当

No.	名前	手当			差引高		貸過	渡品				手当品		備考
		俵	貫	文	貫	文		貫	文	品名	数量	品名	数量	
1	ヲンハヲトエ				6	5		6	28					式拾三文過遣し切
								3		四斗入玄米	1俵			
								2	400	綿木綿	1反			
									65	永代張	1本			
									260	鴨々	2つ			
									260	片口	2つ			
									43	白伝甫	2つ			
2	ヘシロコツテ					842			900					指引テ五拾八文過遣し切
									900	黒耳鹽	1つ			
3	カンキシランケ				1	37								
										玄米	1斗3升8合半			
4	ニシノツテ				3	857								四拾三文過遣し切
								2	400	綿	1反	黒耳たらい	1つ	出精相働候ニ付手当として遣ス
								1	500	黒耳鹽	1つ			
5	ニシロ					39	貸過							貸過遣し切
												造り米	1俵	
6	ケマシトンケマ				1	439								
										綿	1丈9尺2寸			
7	ヒルトンケマ □ロンケツ事					303								
										浅黄絞り	6尺7寸半			
8	ヲホリ				13	338	貸過							貸過此分遣し切
												造り米	3俵	
9	トヲセラランケ	3	1	800										
										絞り	1反			
10	メラチ				3	348	貸過							貸過此分遣し切
												造り米	1俵	
11	ニセレミセカ	7	4	400	1	800								
									750	白木綿	半反			
								1	50	玄米	1斗4升			
12	ホンランケ					60	貸過							貸過此分遣し切
13	ニシトカリ				3	448	貸過							貸過此分遣し切
												造り米	1俵	
14	アンハアイノ シリヘンラリ事				3	669	貸過							貸過此分遣し切
												造り米	1俵	
15	イ、ルカリ					513								
										綿	6尺8寸半			
16	カアナイ				3	119								
								2	400	台盃	1組			
									719	玄米	9升6合			
17	エルンカ				7	518		8	530					
								3		玄米	1俵			
								3	600	蒔絵附耳鹽	1つ			
								1	800	絞り	1反			
									130	片口	1つ			
18	シヨヒシランケ				5	100								
								3		玄米	1俵			
								1	800	掲布	1反			
									130	永代張鍾	2本			
									33	梔	1つ			
									130	片口	1つ			
									7	綿				
19	チセキシユイ	3	1	800										
										玄米	2斗4升			
20	シウタトンケマ					925	貸過							貸過遣し切
												紅中形	1丈	
21	センクラ				14	951								
								3		玄米	1俵			
								2	400	台盃	1組			
								2	400	湯当	1つ			
								3	600	蒔絵附耳鹽	1つ			
								2	400	綿	1反			
									600	田代	1枚			
									195	永代張鍾	3本			
									130	片口	1つ			
									25	皮縫針	1本			
									200	浅黄絞り	4尺4寸			
									1	綿				
22	ムウシノツテ				4	141	貸過							貸過此分遣し切
												鉋	1挺	
23	ハヲロケマ					603								

No.	名前	手当			差引高		貸過	渡品				手当品		備考
		俵	貫	文	貫	文		貫	文	品名	数量	品名	数量	
												掲布	1丈 3尺 4寸	
24	サンニキラ				2	40				玄米	2斗7升2合			
25	ヘケンシラリ				2	223	貸過							貸過此分遣し切
												造米	1俵	
26	ヲウリ				1	379	貸過							貸過此分遣し切
												鋤	1挺	
27	ウエンヲツカイ ウント克蘭ケ事				2	127								
										玄米	2斗8升4合			
28	シユマカンテシユ				5	48	貸過							
29	セイシヒリマ	7	4	400	1	200								
										縞木綿	1丈6尺			
30	ノホリランケ				14	870								
								3		四斗入玄米	1俵			
								2	400	台盃	1組			
								1	500	上股引	1足			
								2	400	湯当	1つ			
								1	200	耳たらい	1つ			
									195	永代張	3本			
									260	手拭	2本			
									600	田代	1枚			
									260	白伝甫	12			
								2	400	縞木綿	1反			
									655	紅中形	1丈4尺6寸			
31	カンリトヲケマ				2	352								
								1	800	浅黄絞り	1反	紅中形	5尺	
									228	二ツ組鴨々	1組	皮縫針	10本	
									324	玄米	4升3合			
32	ウレケシランマ				1	662	貸過							貸過此分遣し切
												白伝甫	15	
												梔	2つ	
33	アイノヲツカイ	3	1	800						玄米	2斗4升			
34	ケマチヘリ					109	貸過							貸過此分遣し切
35	ハユシトランケ					870	貸過							貸過此分遣し切
												造り米	1俵	
												手拭	1本	
36	ヲタルカアイヌ					643				玄米	8升6合			
37	チイチホマ				1	990	貸過							貸過此分遣し切
38	イトワトワ				2	767						造米	1俵	
										玄米	3斗6升9合			
39	コンナシケマ				4	57	貸過							貸過此分遣し切
40	チカンヌンカラ				1	160	貸過					紅中形	5尺	貸過此分遣し切
41	ヌイクシマ					501	貸過					紅中形	5尺	貸過此分遣し切
												造り米	1俵	
42	サンキランマ				13	392								指引テ式拾八文過遣し切
								3		玄米	1俵			
								1	800	茂尻合羽	1枚			
								2	400	台盃	1組			
									130	片口	1つ			
								2	400	縞	1反			
									130	永代張鍾	2本			
									600		1丁			
									260	手拭	2本			
								1	500	白木綿	1反			
								1	200	下股引	1足			
43	キリホクシランケ				6	188								六拾八文過遣し切
								3		四斗入玄米				
								2	400	台盃				
									750	白木綿				
									33	間切				
									65	永代張				
44	マンチカ				6	85								式文過遣し切
								2	400	台盃	1組			
								2	400	縞	1反			
									600	鋤	1枚			
									600	田代	1枚			
									87	白伝甫	4つ			

No.	名前	手当			差引高		貸過	渡品				手当品		備考
		俵	貫	文	貫	文		貫	文	品名	数量	品名	数量	
45	ケナチ イワトイケマ事				2	57	貸過							貸過此分遣し切
46	イトモツテマ				3	210						紅中形	5尺	
								2	400	綿	1反			
									260	手拭	2本			
									195	白伝甫	9つ			
									355	玄米	4升8合			
47	ウ、ナホイ				2	47	貸過							貸過此分遣し切
												造り米	1俵	
48	トリマ					3								拾九文過遣し切
									22	白伝甫	1つ	手拭	1本	
												紅中形	5尺	
49	アミキシランケ	5	3		1	70								
										玄米	1斗4升3合			
50	ヲヘランケ				4	300								八文過遣し切
								2	400	綿	1反	鴨々大小	1組	右者出精相働キ候ニ付 手宛として遣ス
								1	800	絞り	1反	白伝甫	10	
									65	永代張鍾	1本			
									43	白伝甫	1つ			
51	ヘン子ヤリク				3	830	貸過							貸過此分遣し切
												煙草入	1つ	
												間切	1枚	
52	ソシノツテ				4	19								
								2	400	綿	1反			
								1	500	白木綿	1反			
									119	玄米	1升6合			
53	カンキタヨシマ					388	貸過							貸過此分遣し切
												梔	2つ	
												手拭	1本	
54	ラサヲフニ				3	983								四文過此分遣し切
								3		四斗入玄米	1俵			
									900	掲布	半反			
									65	永代張鍾	1本			
									22	白伝甫	1つ			
55	ルウサンマ				1	982								
								1	800	浅黄絞り	1反	紅中形	1反	
									182	玄米	2升5合			
56	アイアイノ				2	853								
								2	400	台盃	1組	片口	1つ	
									453	玄米	6升1合	手拭	2筋	
57	ウエン子ヲツカイ					337	貸過							貸過此分遣し切
												玄米	8升	
58	コイフケマ				1	379	貸過							貸過此分遣し切
												紅染	5尺	
59	ヲコンノ					452	貸過							貸過此分遣し切
												造り米	1俵	
60	ヲフツセレ				1	880								
										玄米	2斗5升1合			
61	ハウトンマカ				5	829	貸過							貸過此分遣し切
												片口	1つ	
62	コタントカ	5	3			185	貸過							貸過此分遣し切
												間切	1枚	
63	ニセウランケ	5	3											
										玄米四斗入	1俵			
64	ハトルンマ	3	1	800										
									750	白木綿	半反			
								1	50	玄米	1斗4升			
65	コシハル				9	930	貸過							貸過此分遣し切
												梔	2つ	
66	ヌチヤランマ				1	788	貸過							貸過此分遣し切
												紅中形	5尺	
67	ハセトコマ				1	840	貸過							貸過此分遣し切
												腰間切	1枚	
68	ヨフケタ	5	3		1	550								貳百五拾文過遣し切
								1	800	紅中形	1反			
69	ニセラ、井同居 ハタハタ トセルイマ事					992	貸過							貸過此分遣し切
												手拭	1筋	
												白伝甫	7つ	
												造り米	1俵	

史料写真 『北蝦夷地用』（旧記314、北海道大学附属図書館所蔵）



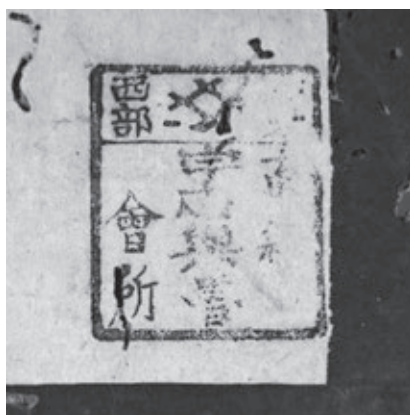
表紙



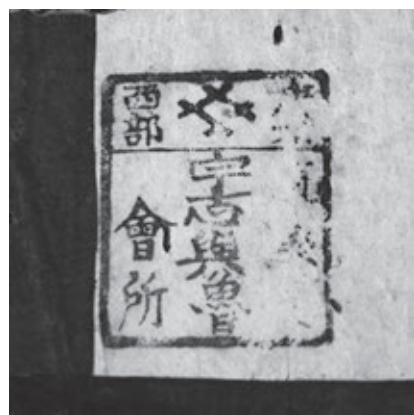
裏表紙



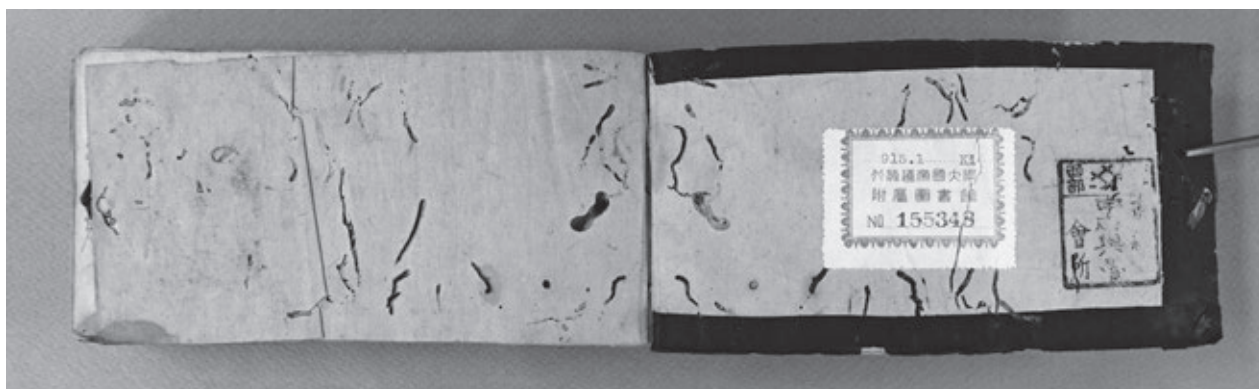
印（表紙）



印（見返）

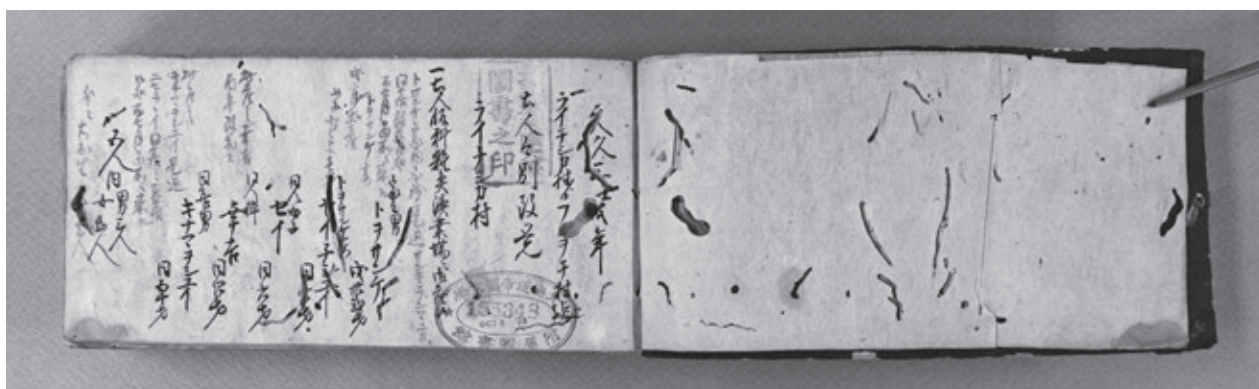


印（裏見返）



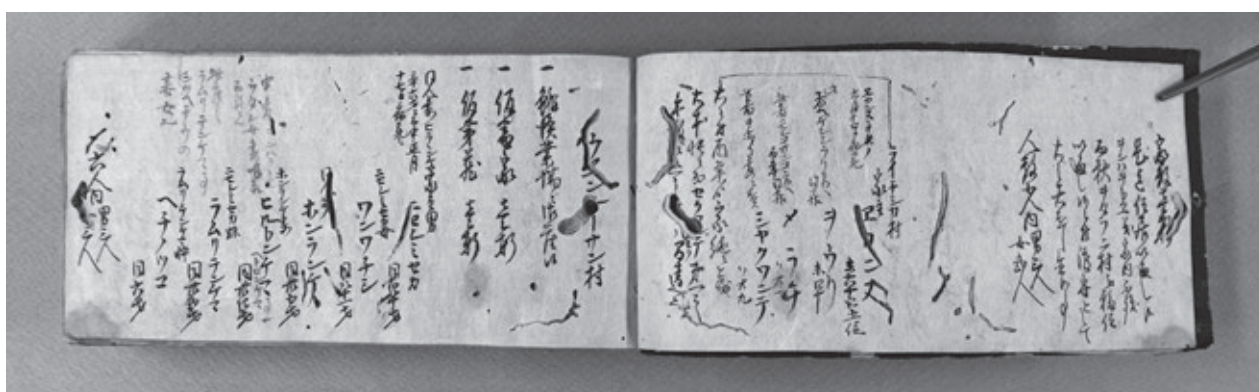
1オ

見返



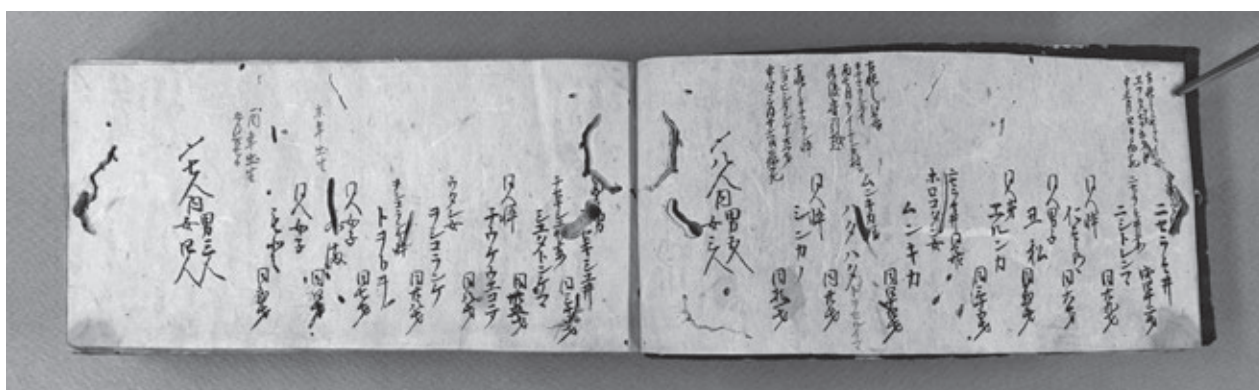
2オ

1ウ



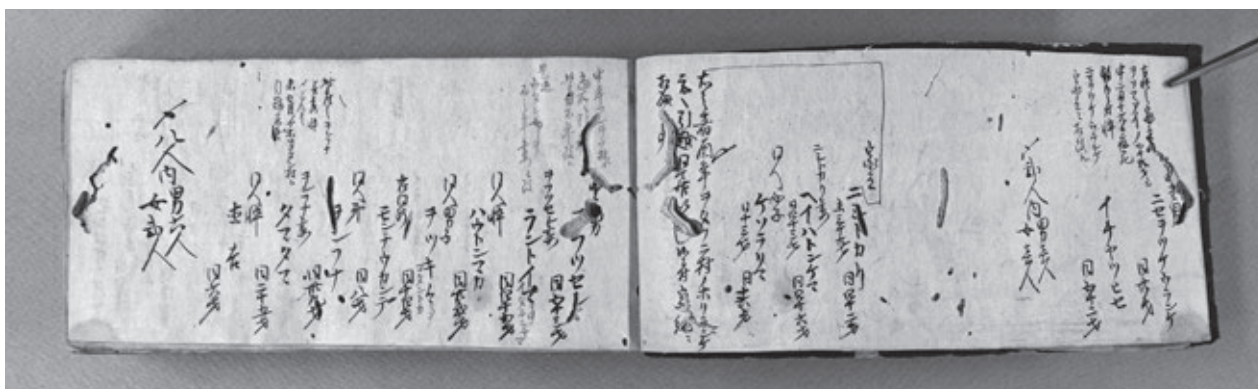
3オ

2ウ



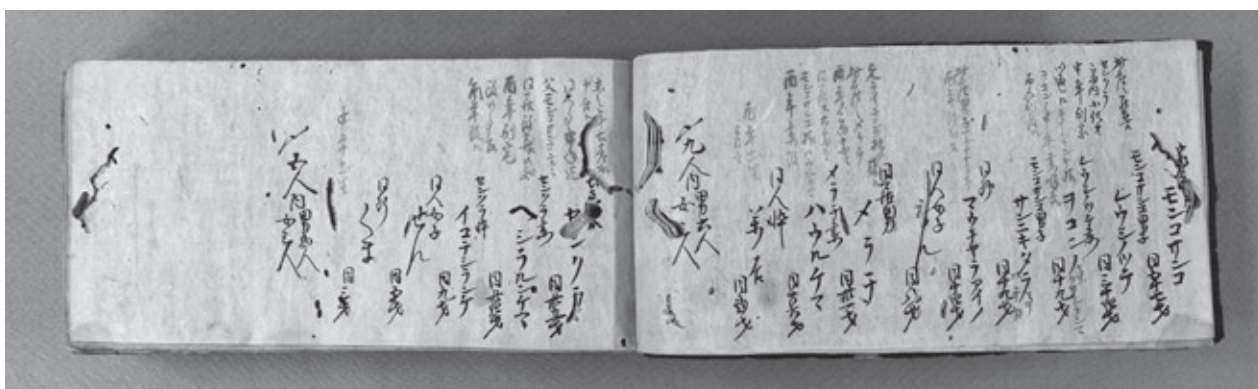
4オ

3ウ



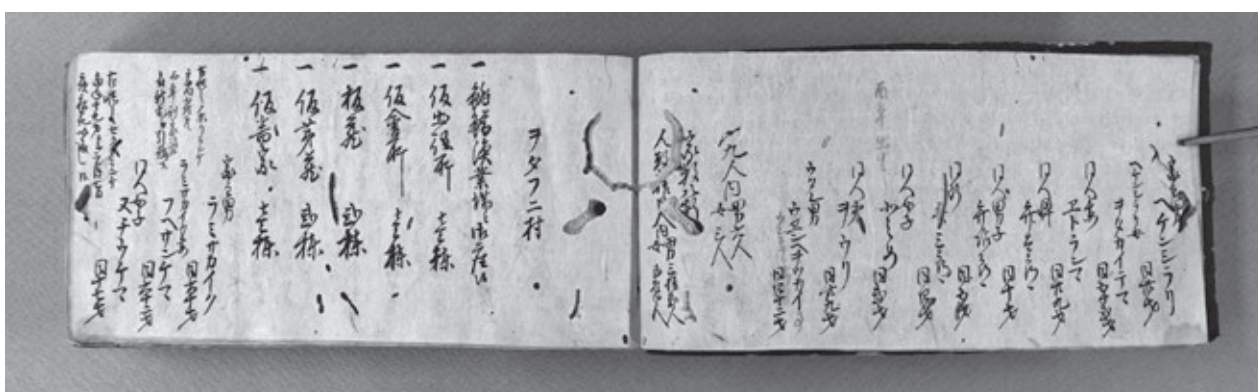
5オ

4ウ



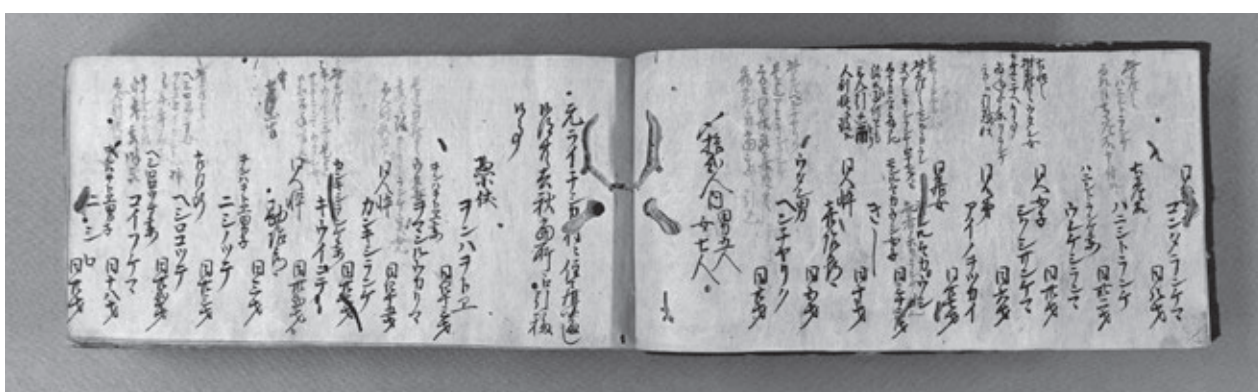
6オ

5ウ



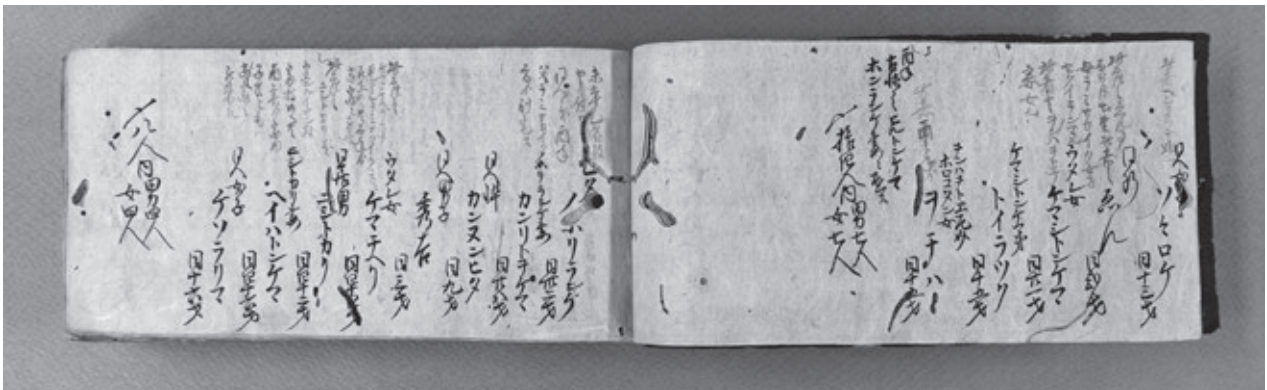
7オ

6ウ



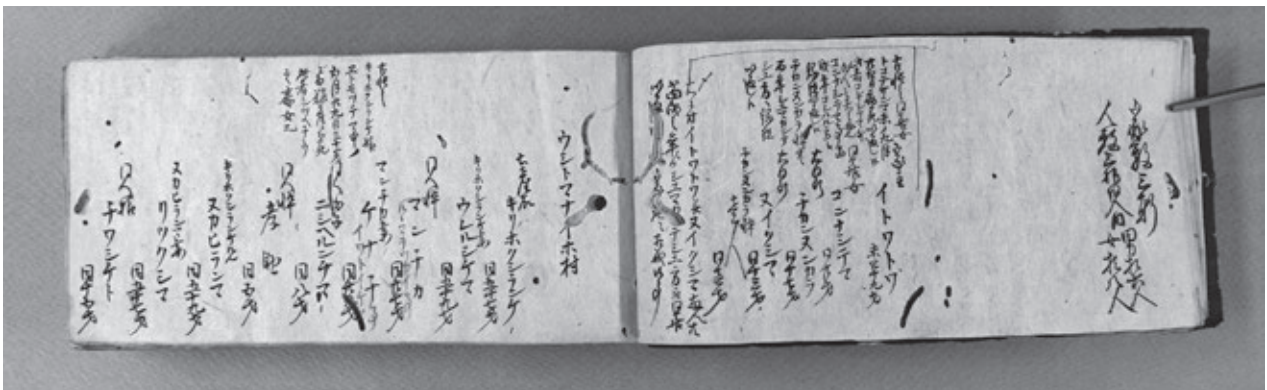
8オ

7ウ



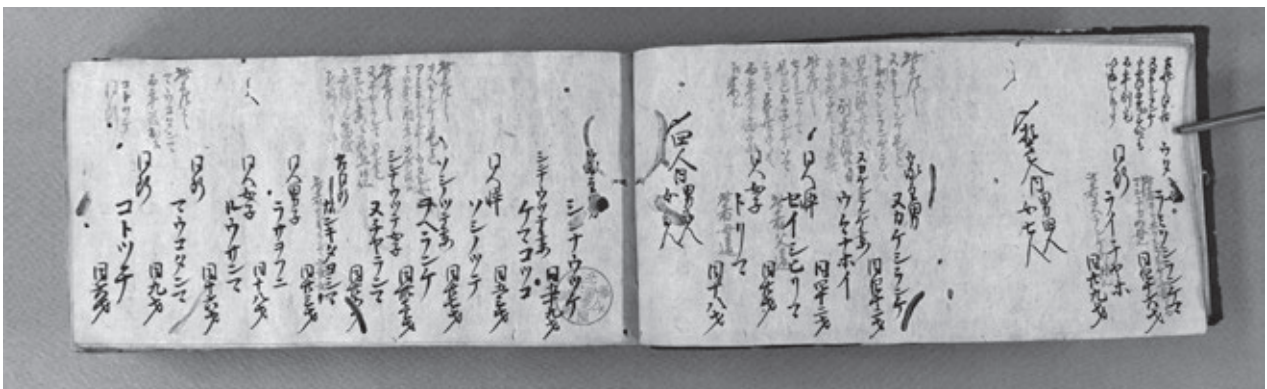
9オ

8ウ



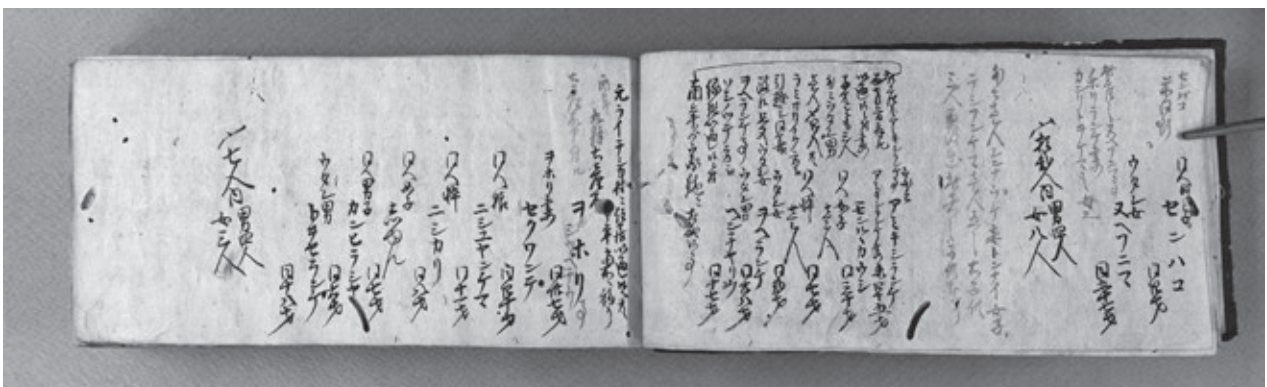
10オ

9ウ



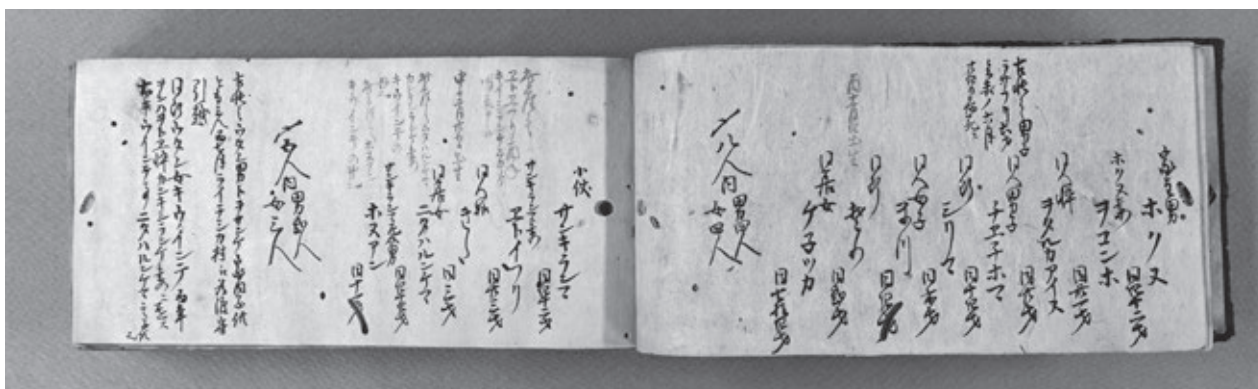
11オ

10ウ



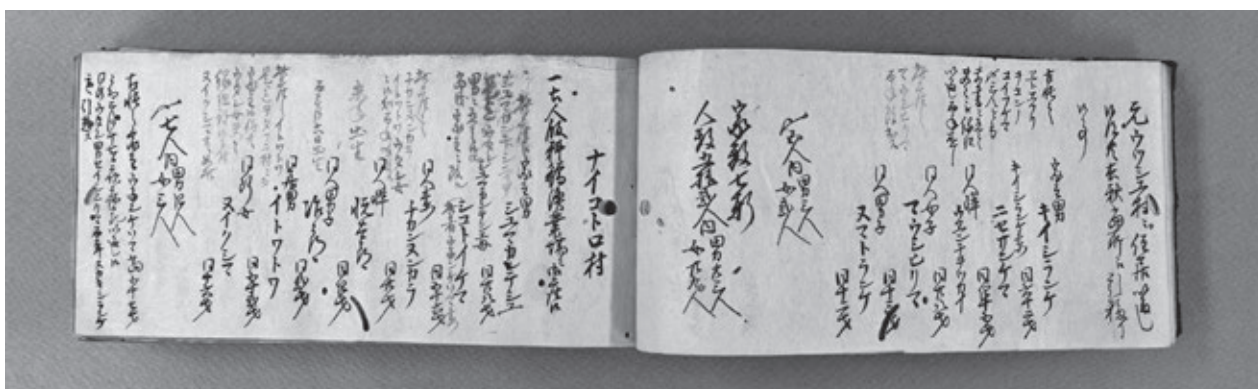
12オ

11ウ



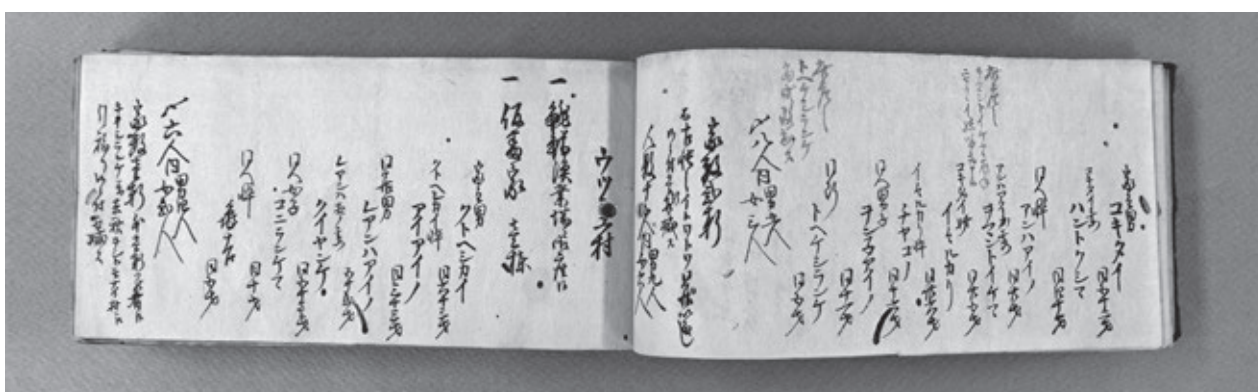
13オ

12ウ



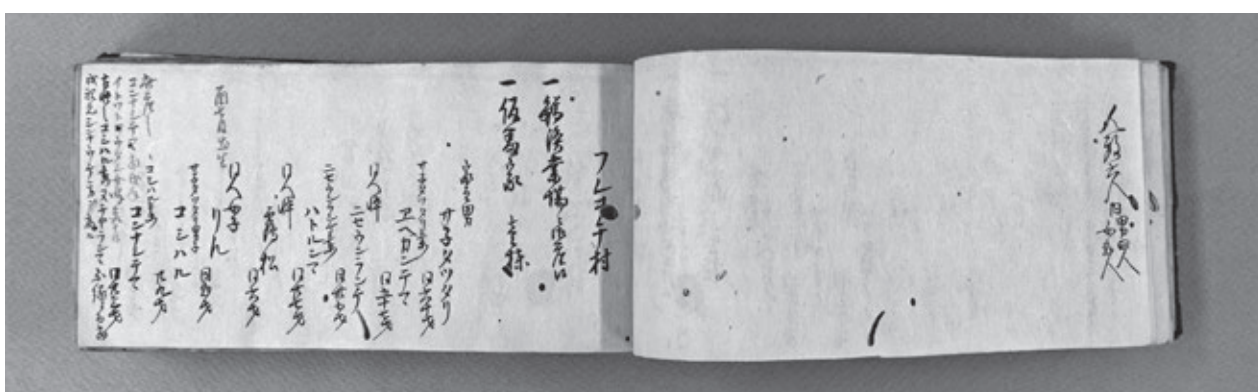
14オ

13ウ



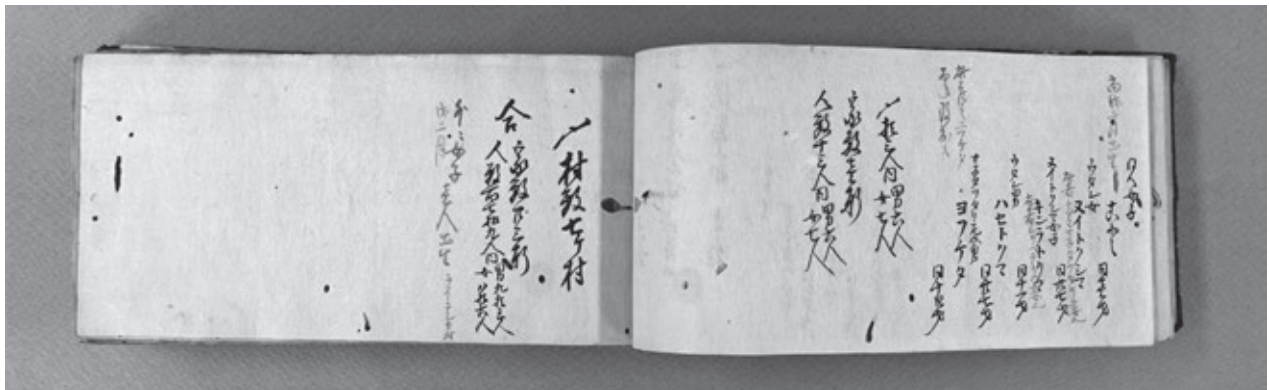
15オ

14ウ



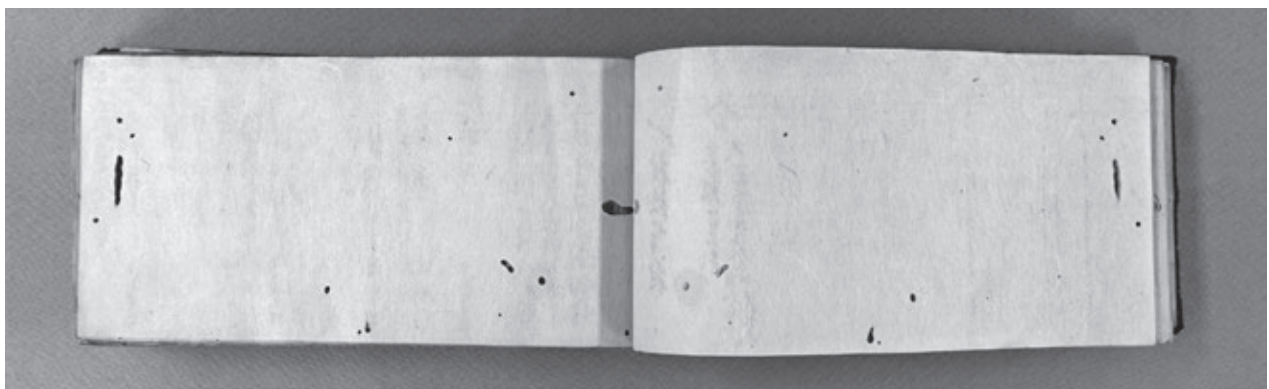
16オ

15ウ



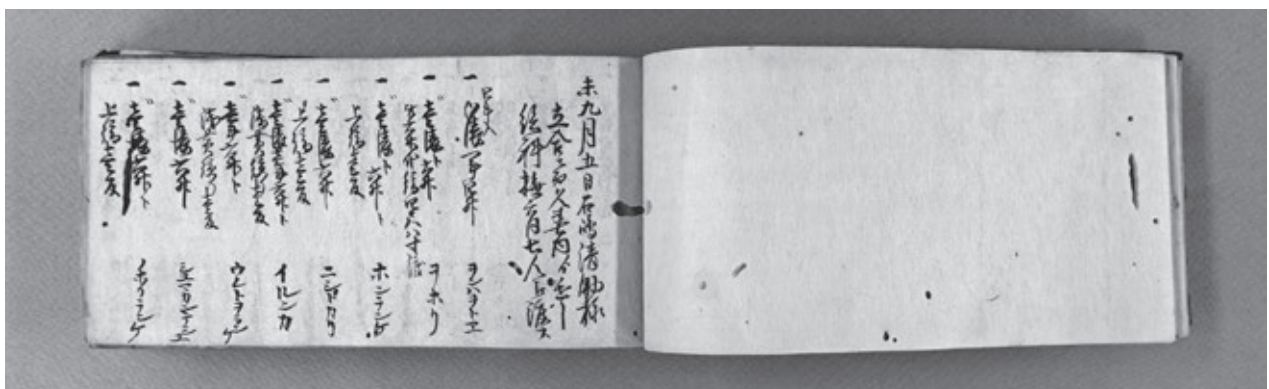
17オ

16ウ



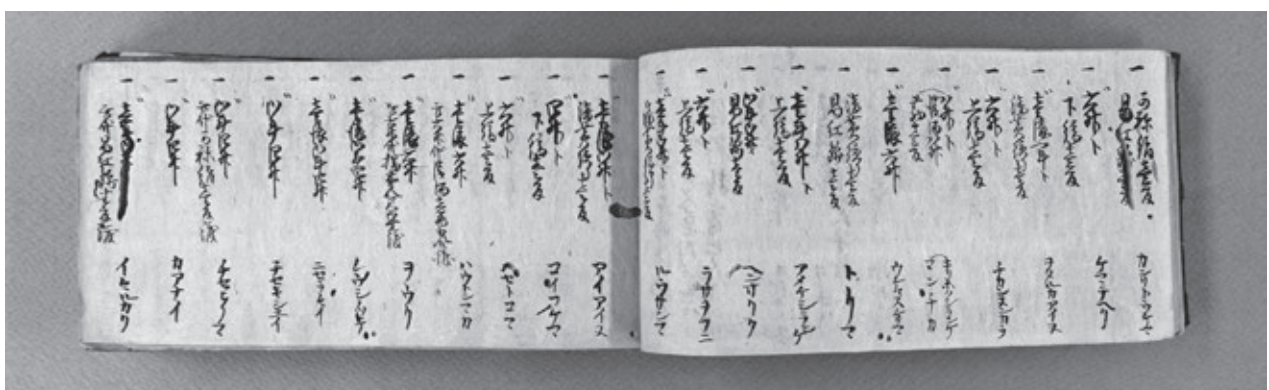
18オ

17ウ



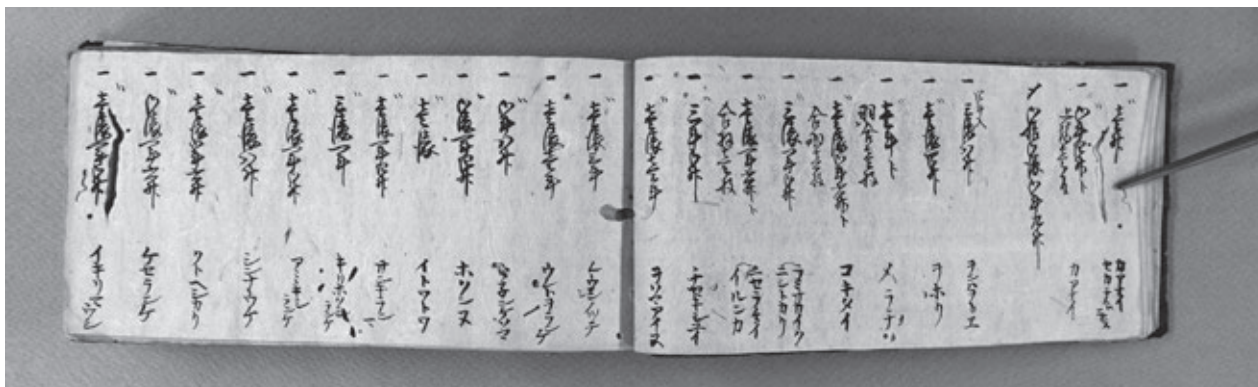
19オ

18ウ



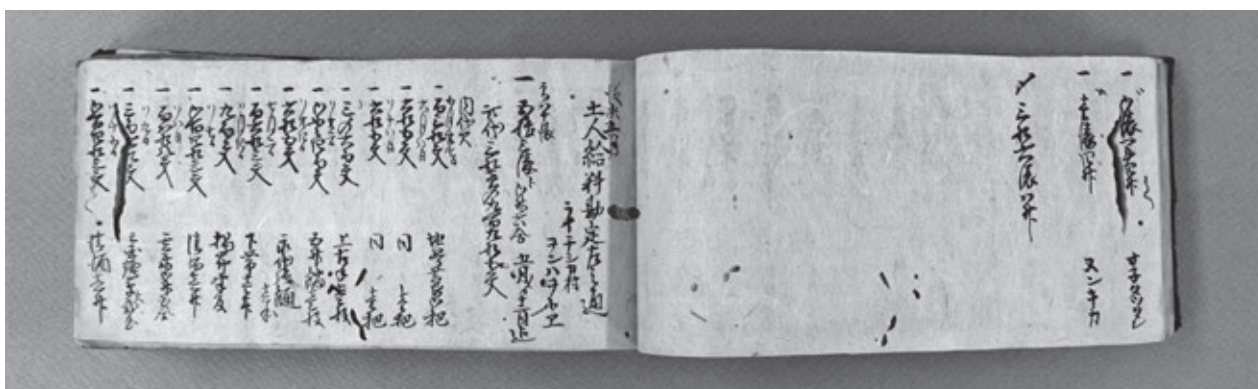
20オ

19ウ



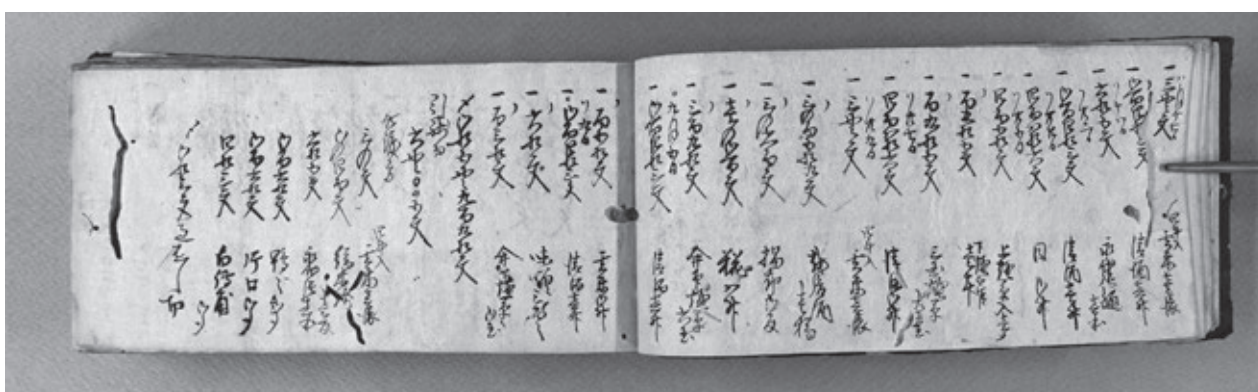
21オ

20ウ



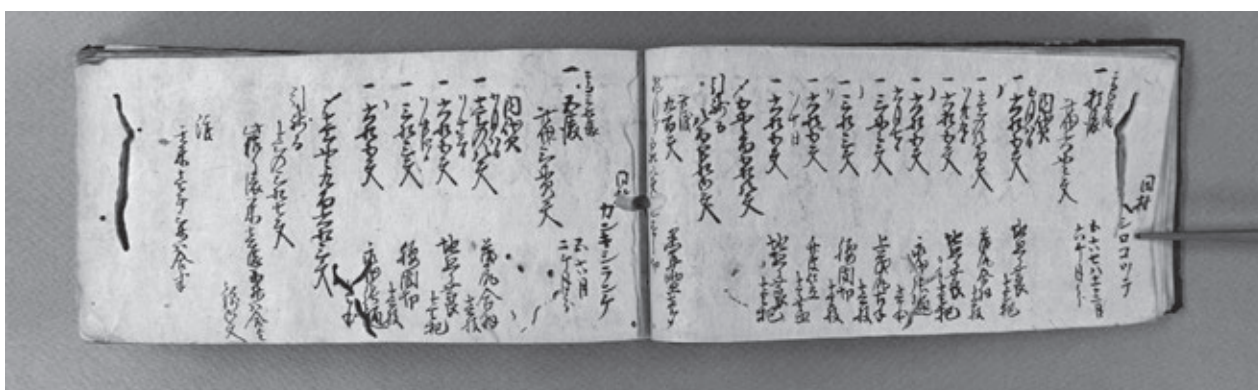
22オ

21ウ



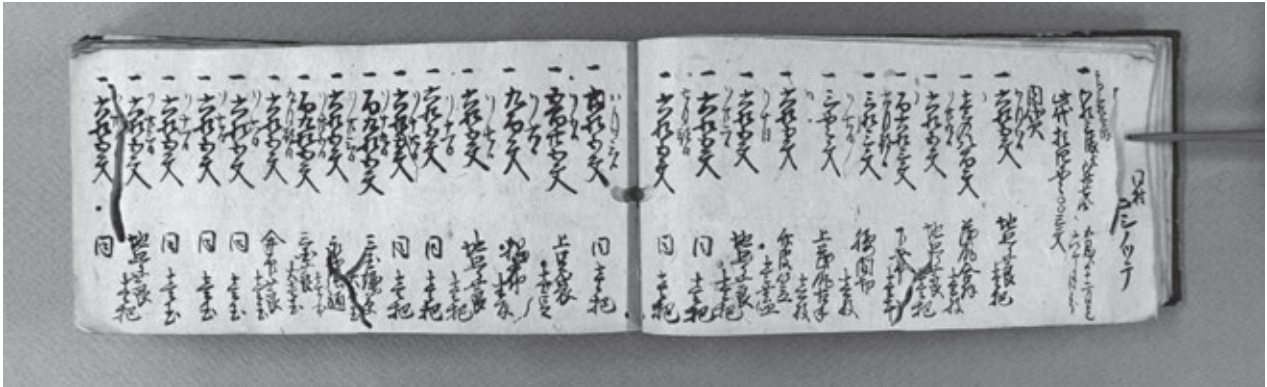
23オ

22ウ



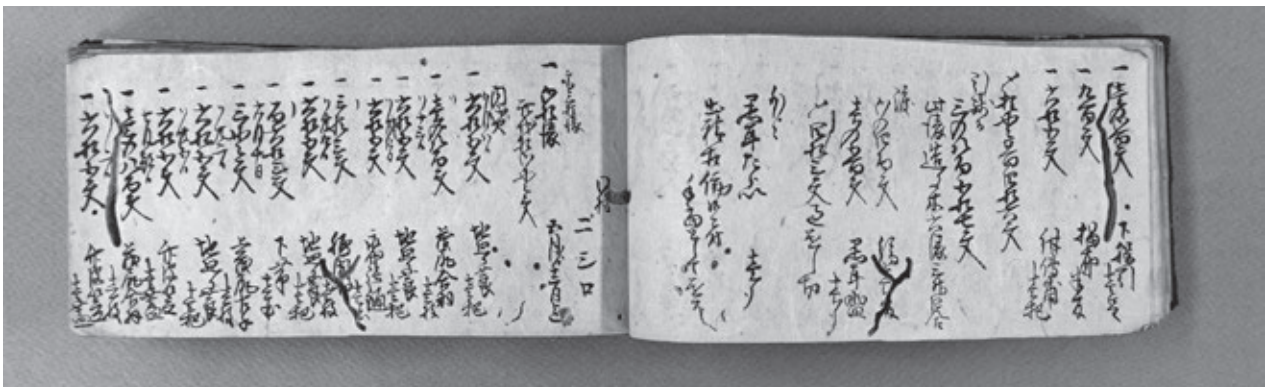
24オ

23ウ



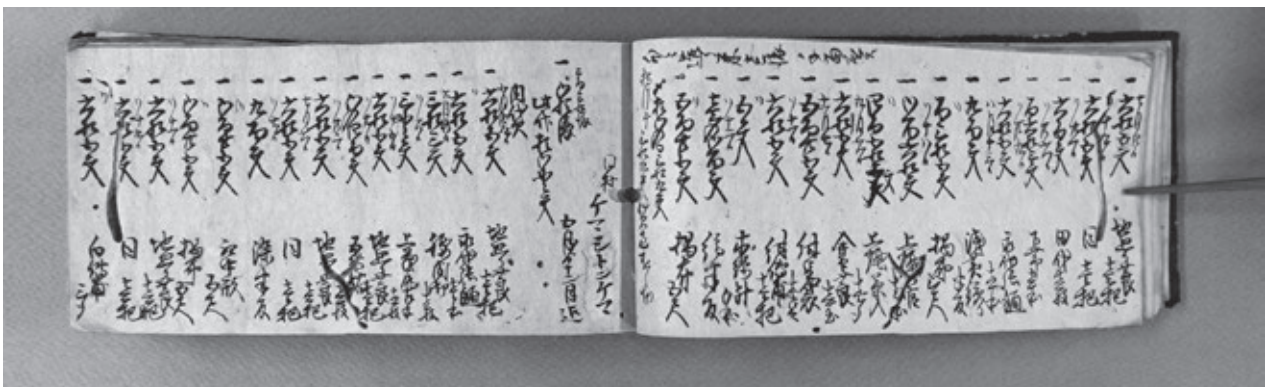
25オ

24ウ



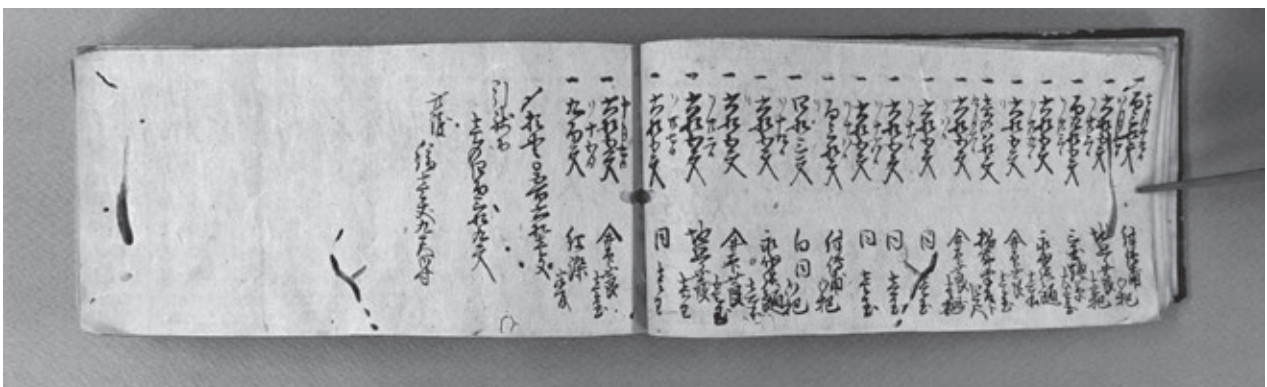
26オ

25ウ



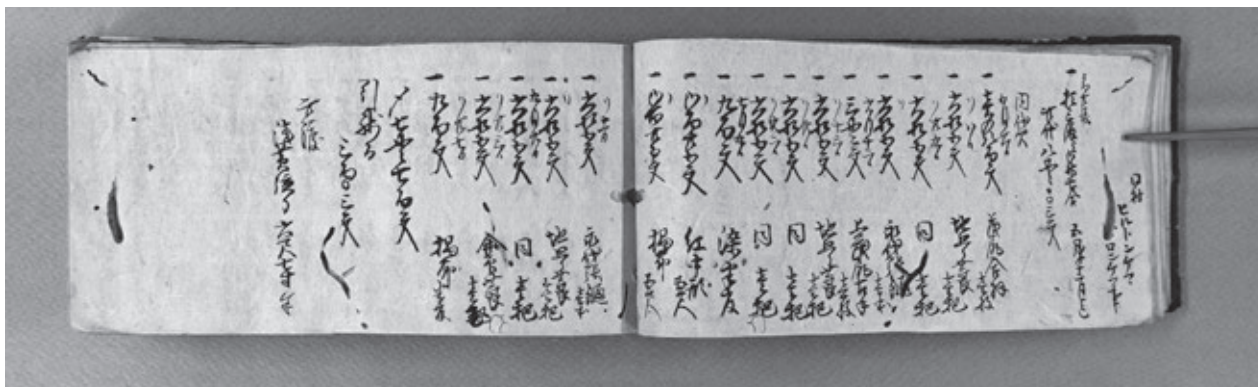
27オ

26ウ



28オ

27ウ



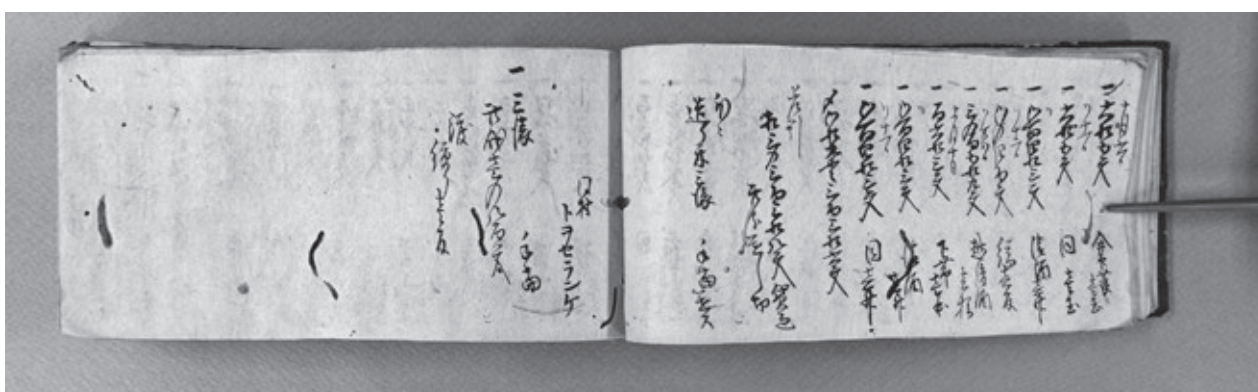
29オ

28ウ



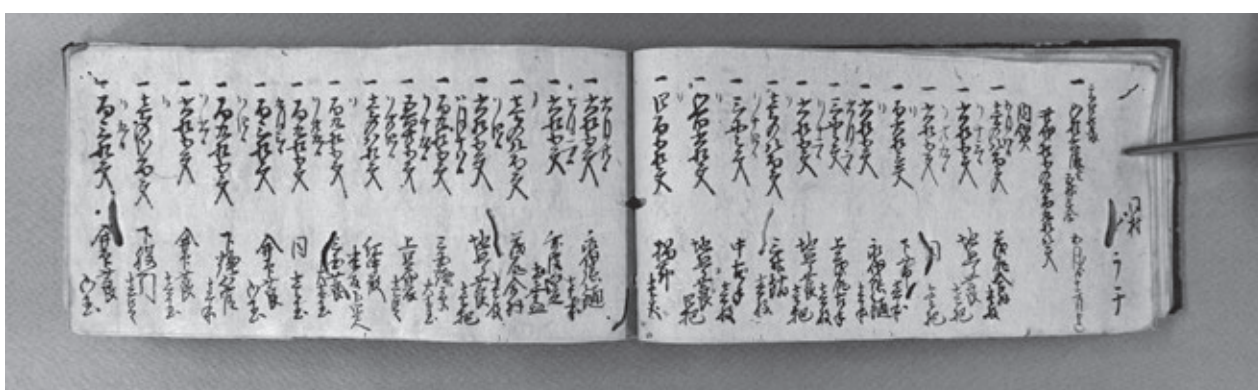
30オ

29ウ



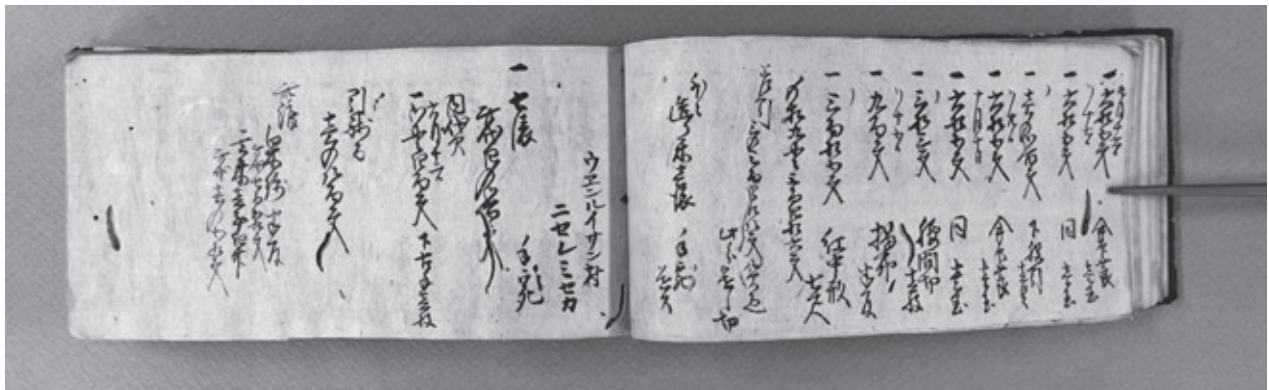
31オ

30ウ



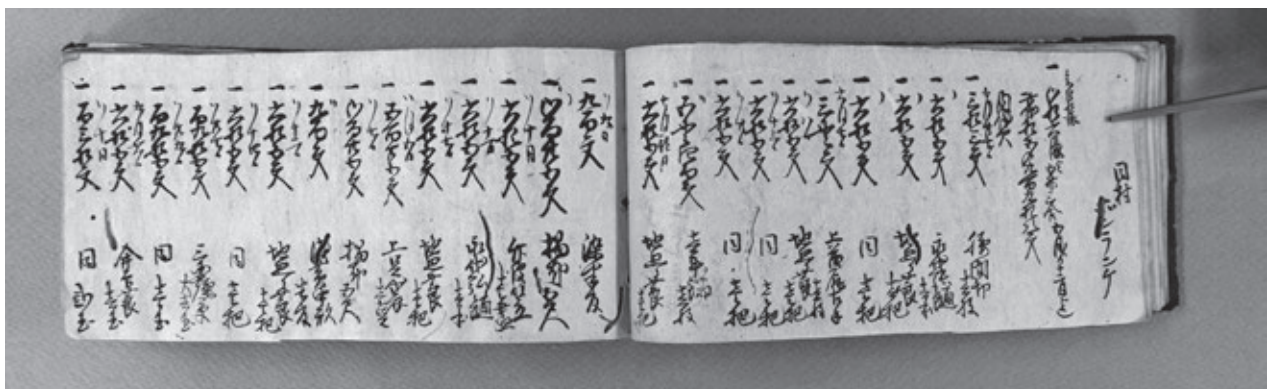
32オ

31ウ



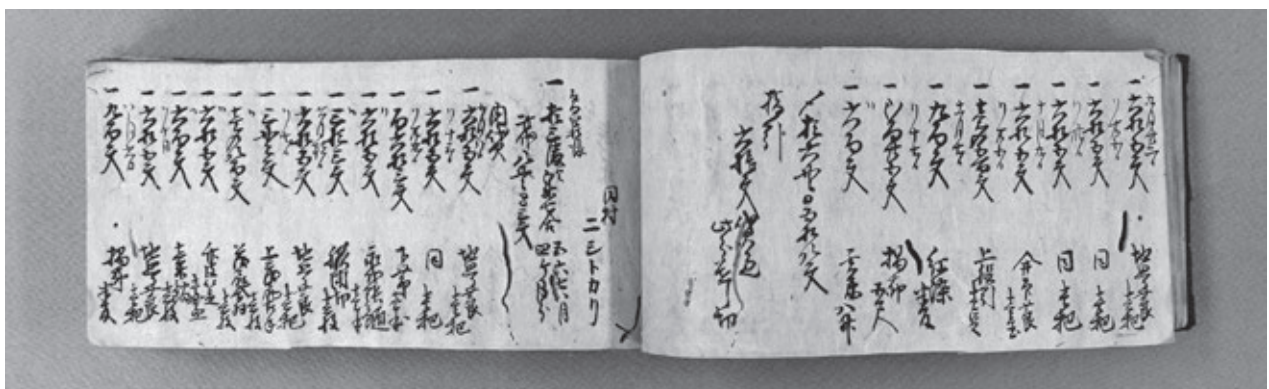
33オ

32ウ



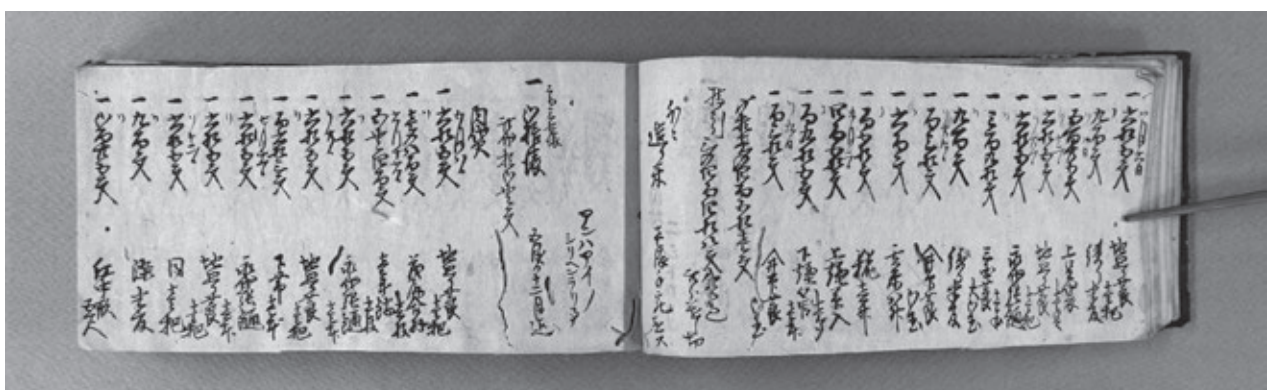
34オ

33ウ



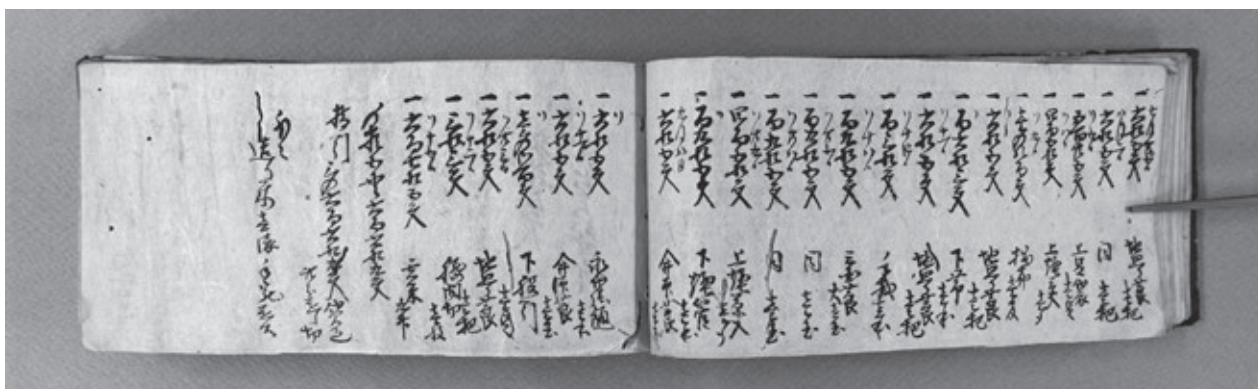
35オ

34ウ



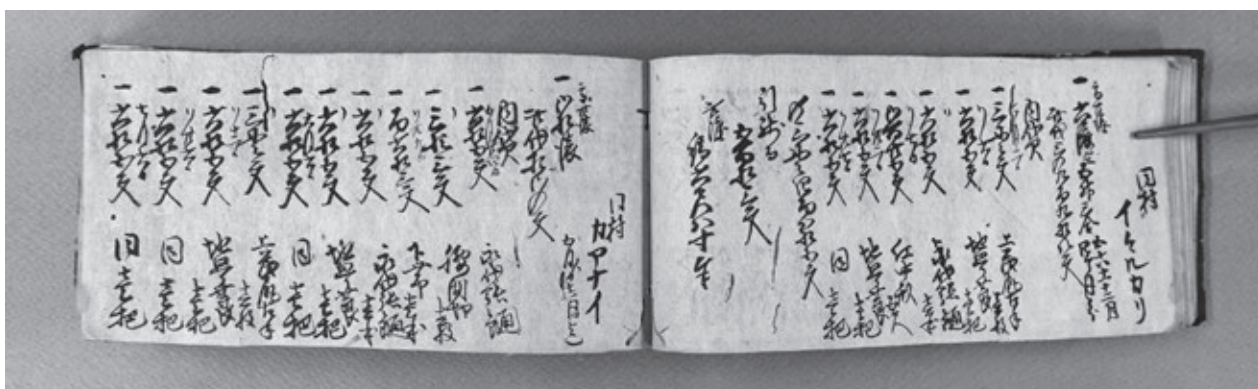
36オ

35ウ



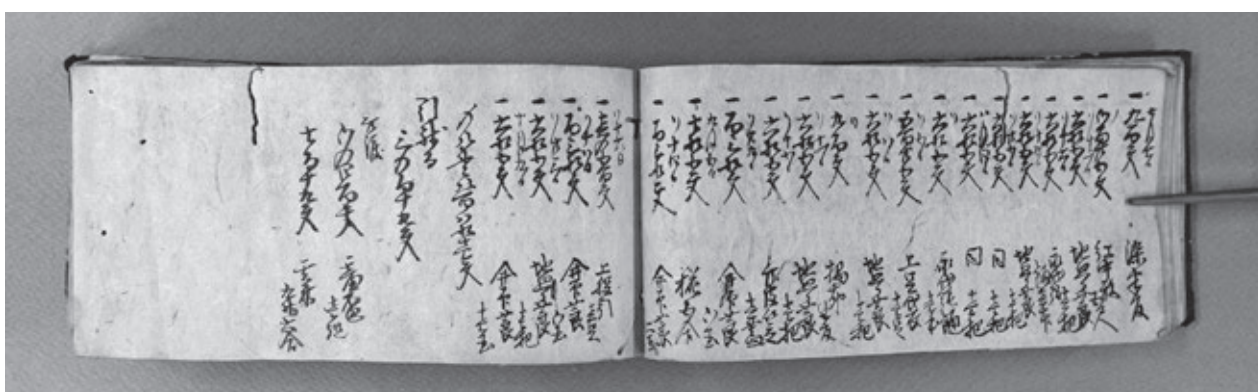
37オ

36ウ



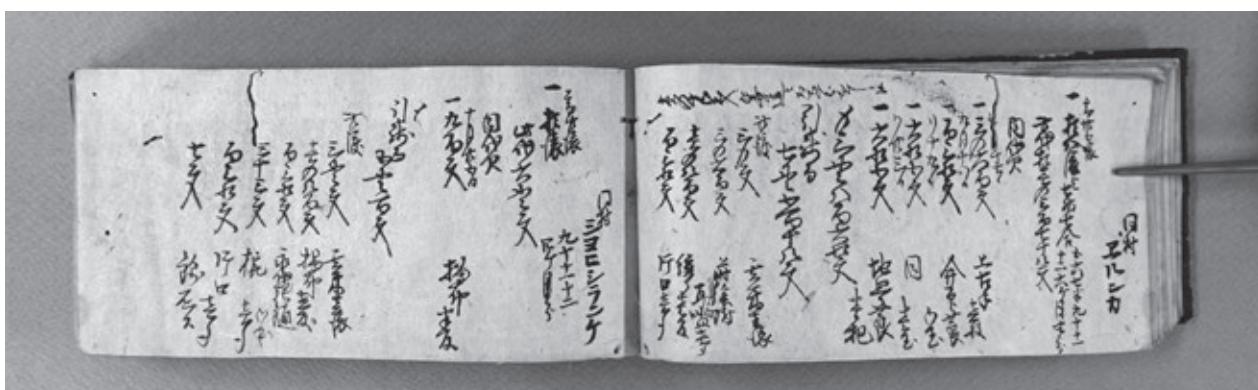
38オ

37ウ



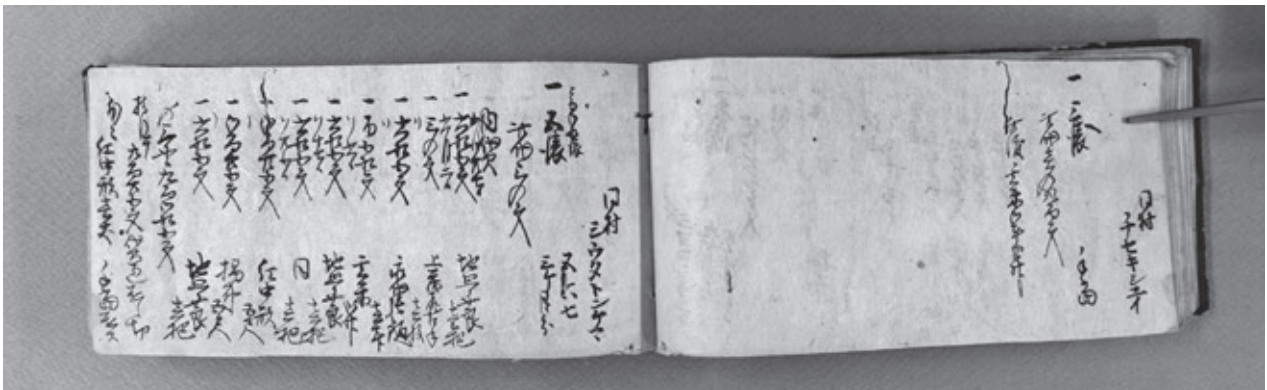
39オ

38ウ



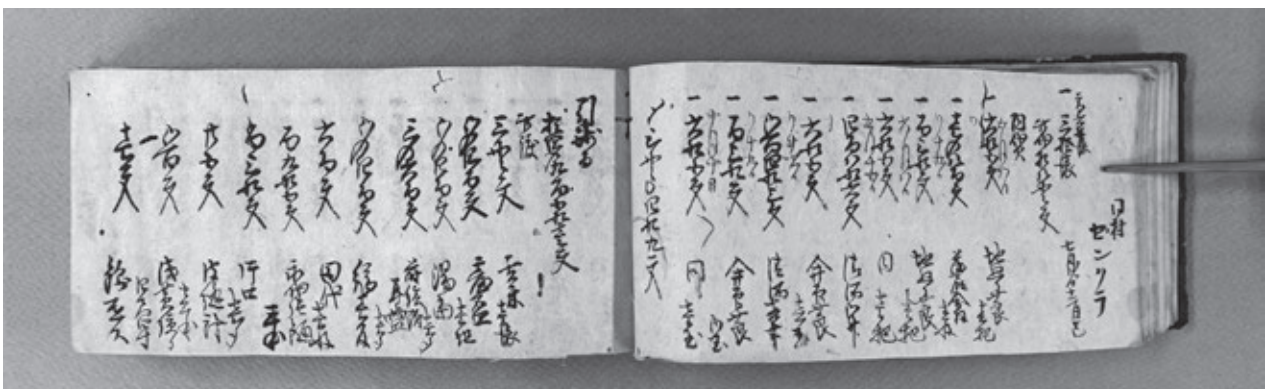
40オ

39ウ



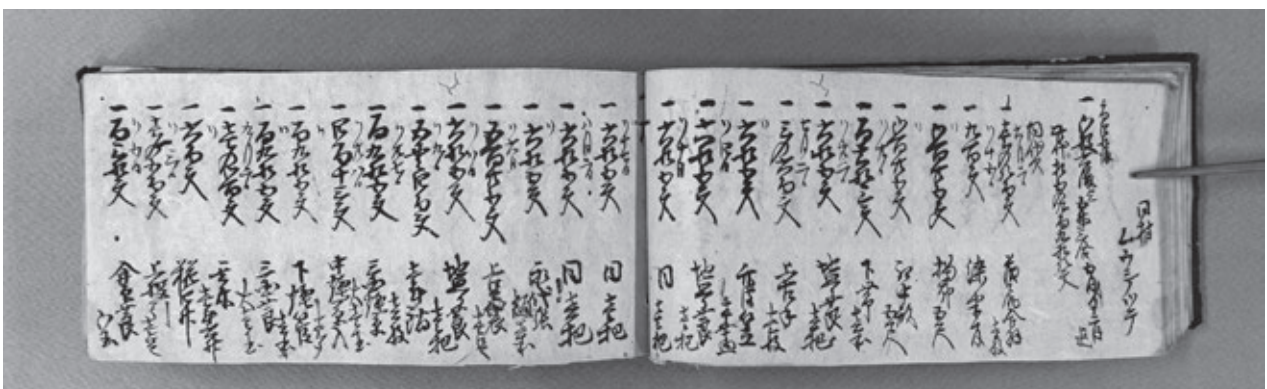
41オ

40ウ



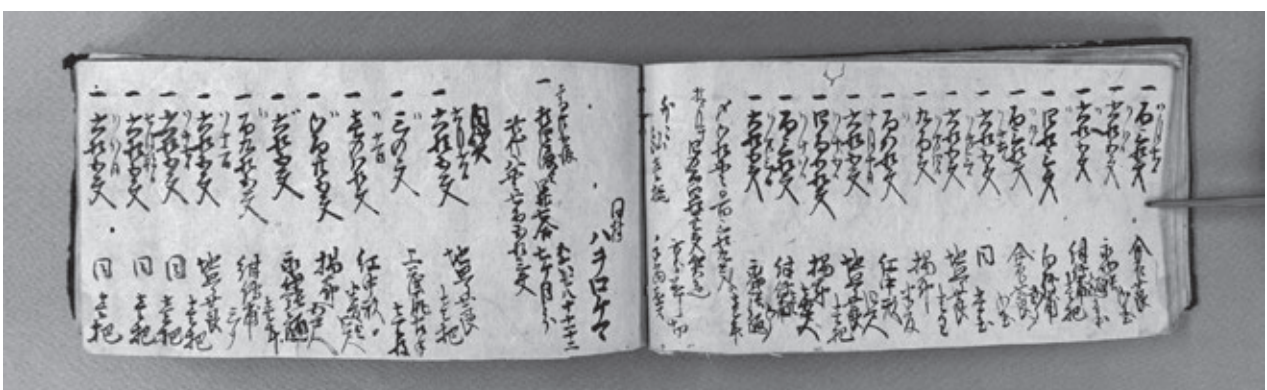
42オ

41ウ



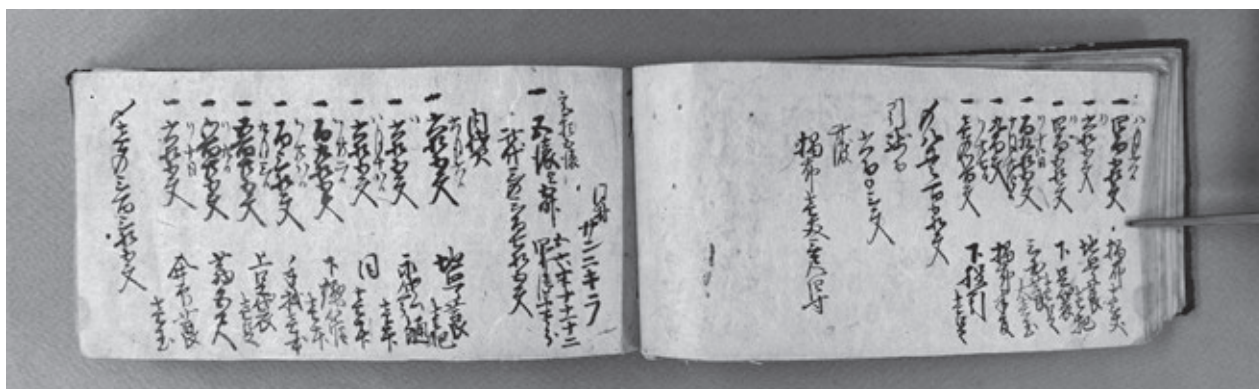
43オ

42ウ



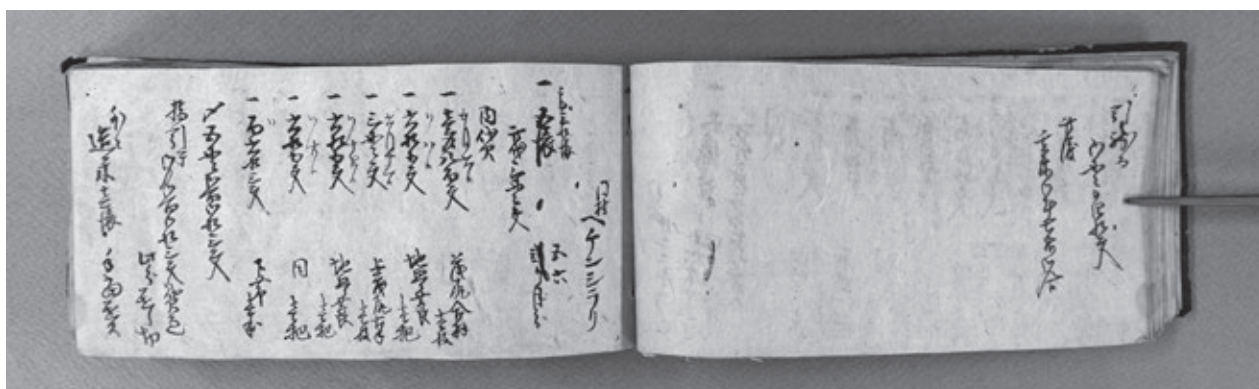
44オ

43ウ



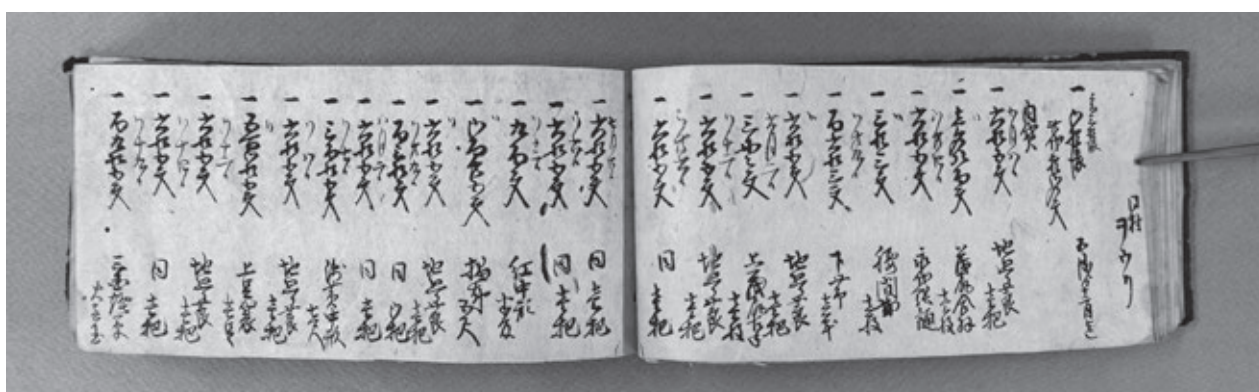
45オ

44ウ



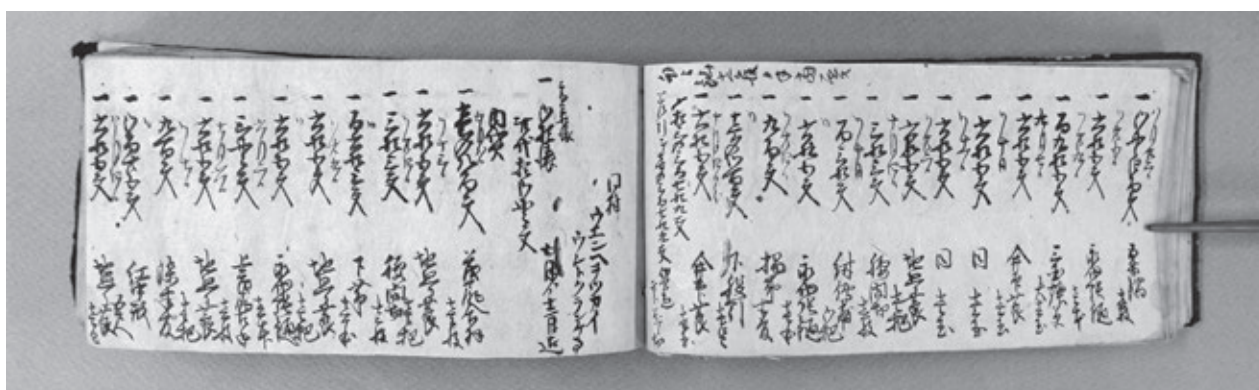
46オ

45ウ



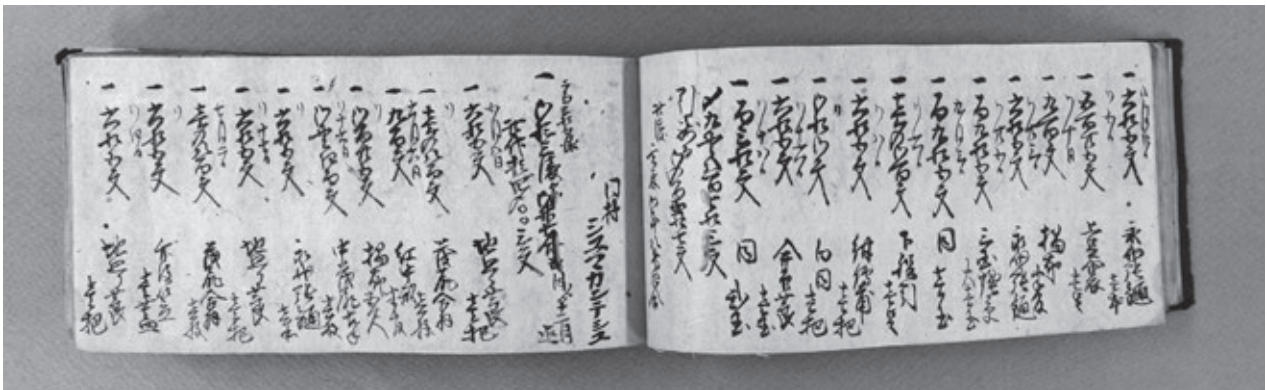
47オ

46ウ



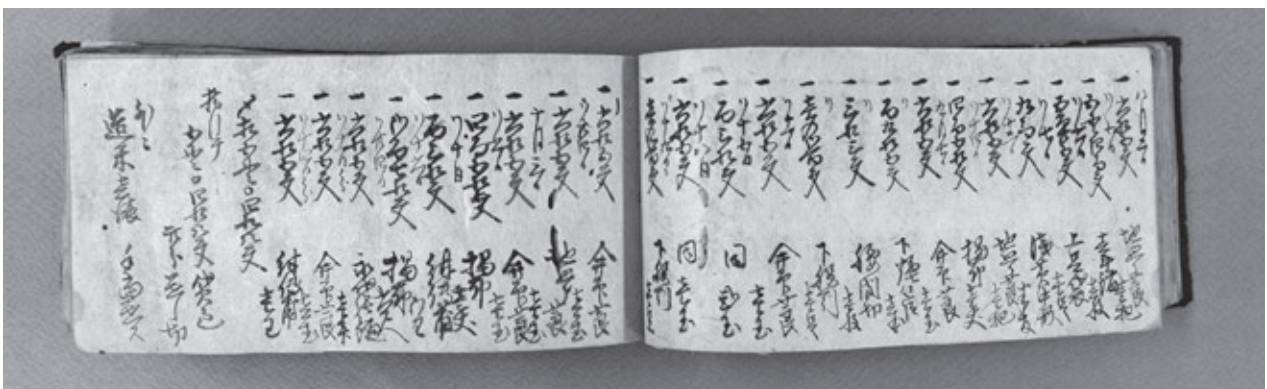
48オ

47ウ



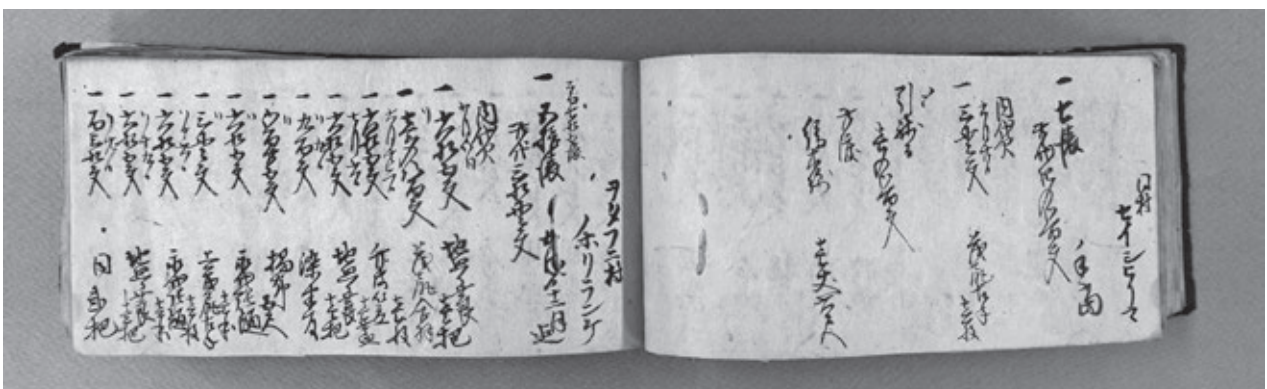
49オ

48ウ



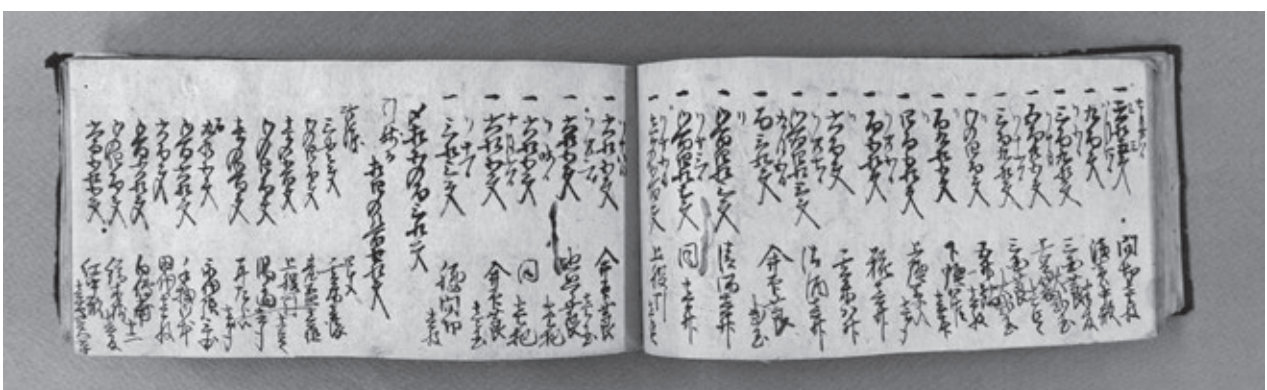
50オ

49ウ



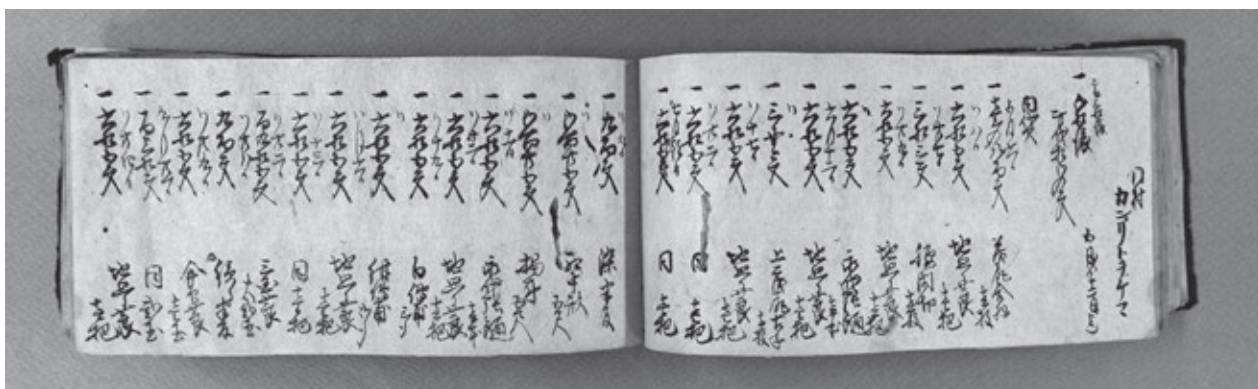
51オ

50ウ



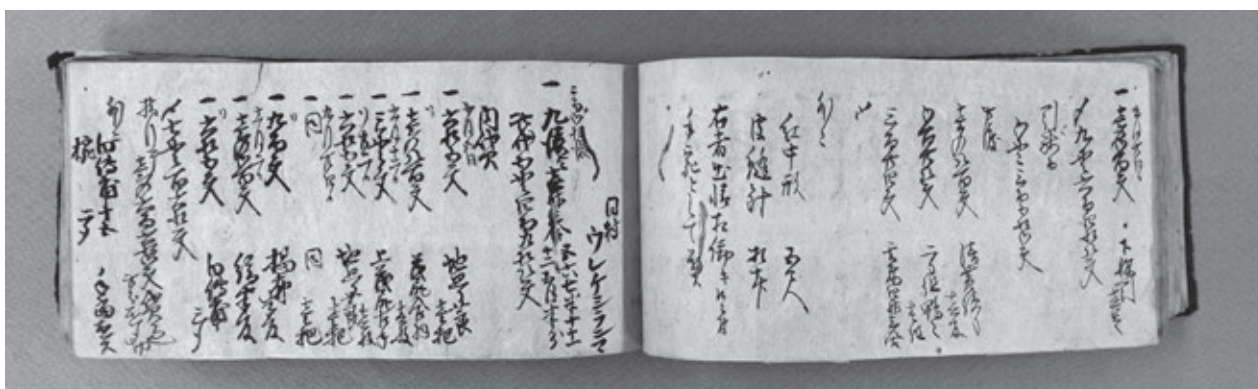
52オ

51ウ



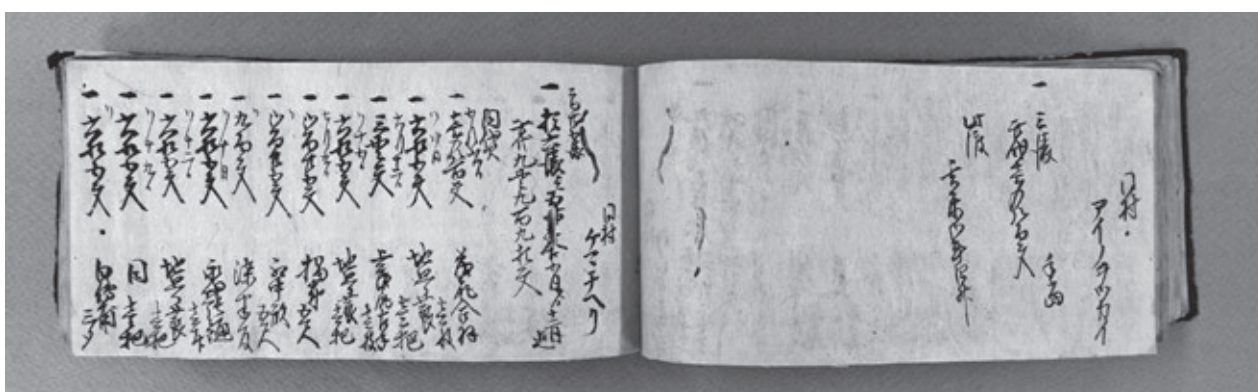
53オ

52ウ



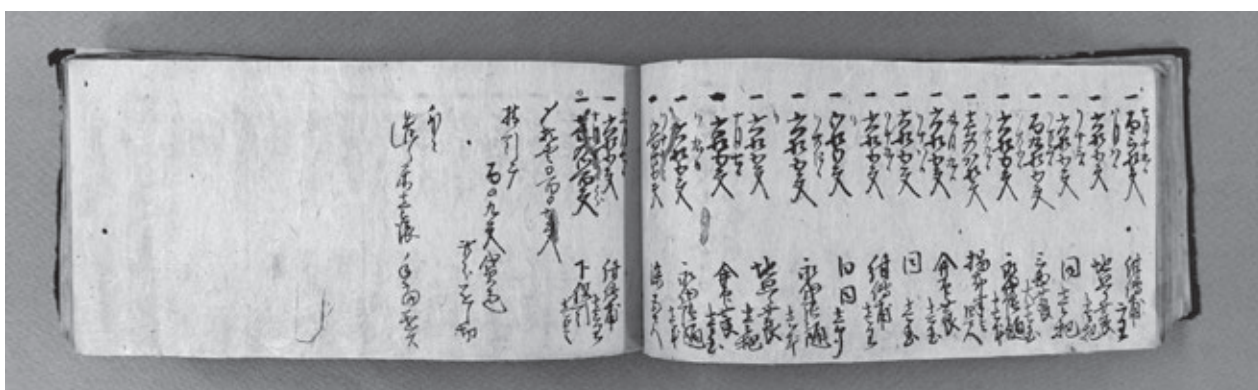
54オ

53ウ



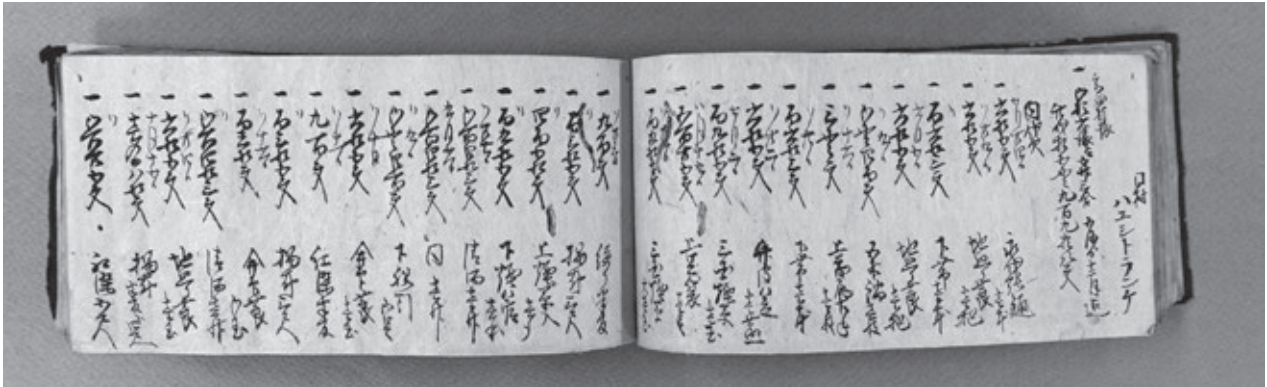
55オ

54ウ



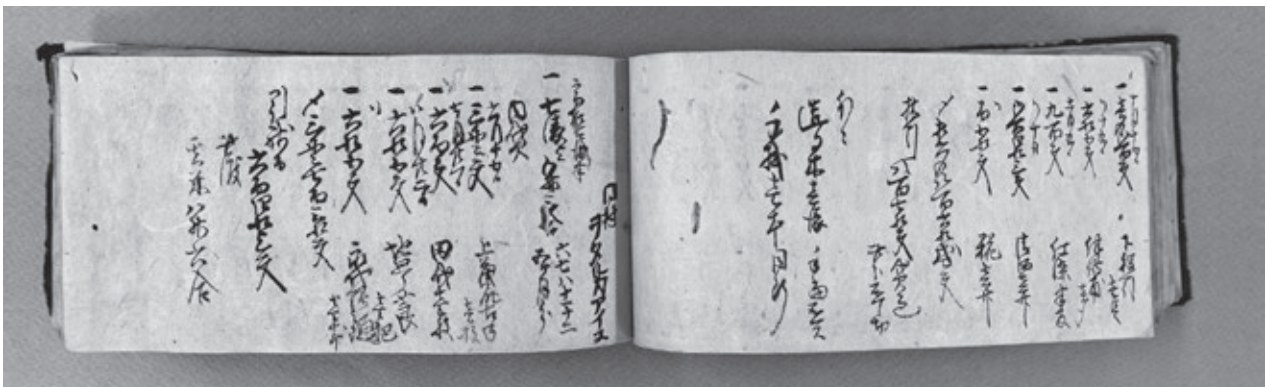
56オ

55ウ



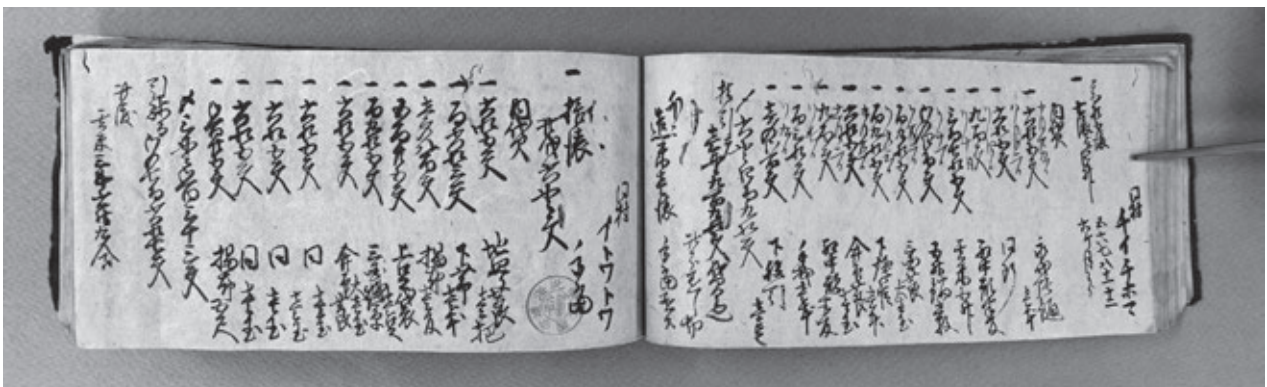
57オ

56ウ



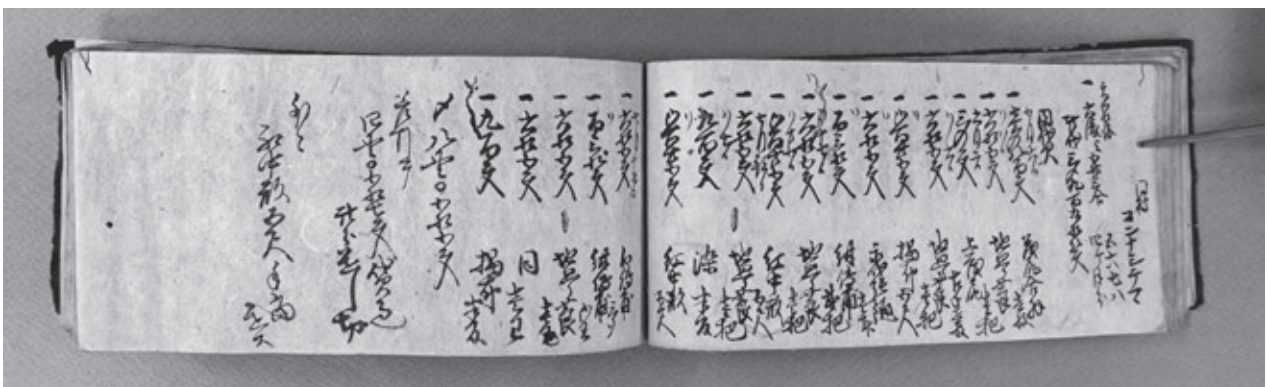
58オ

57ウ



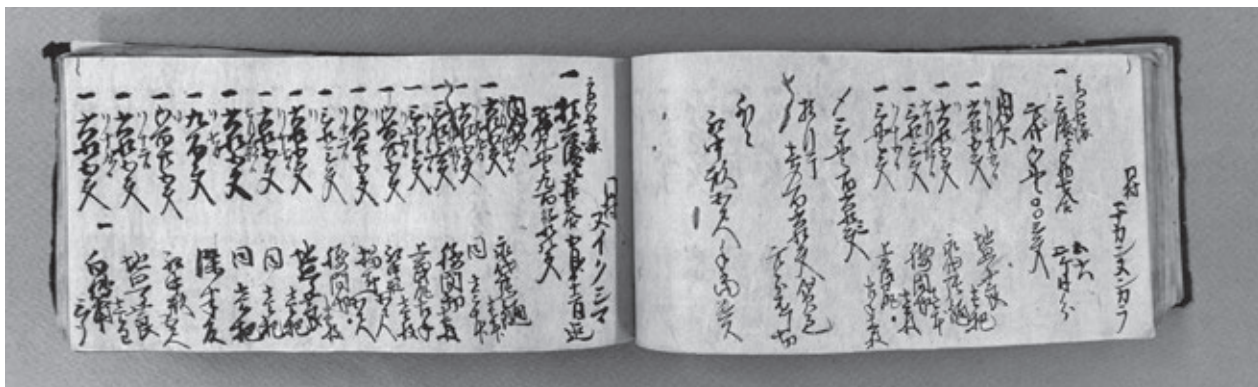
59オ

58ウ



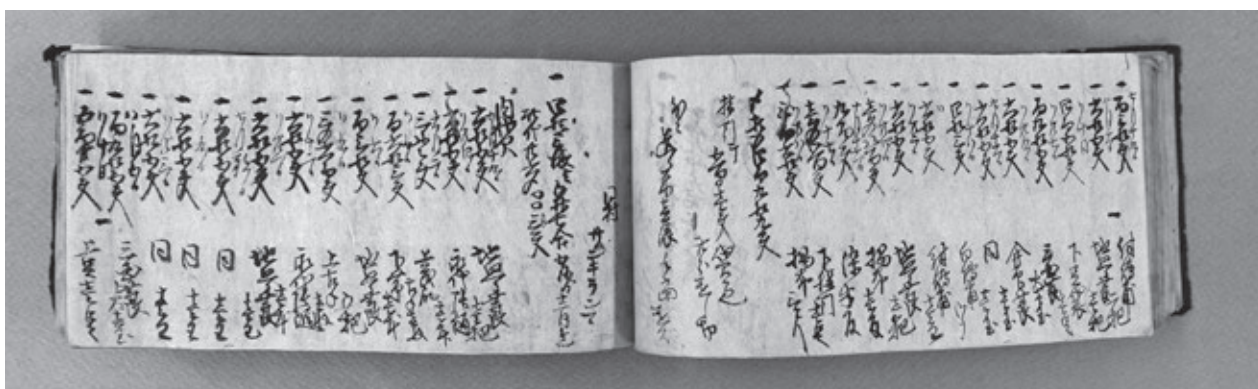
60オ

59ウ



61オ

60ウ



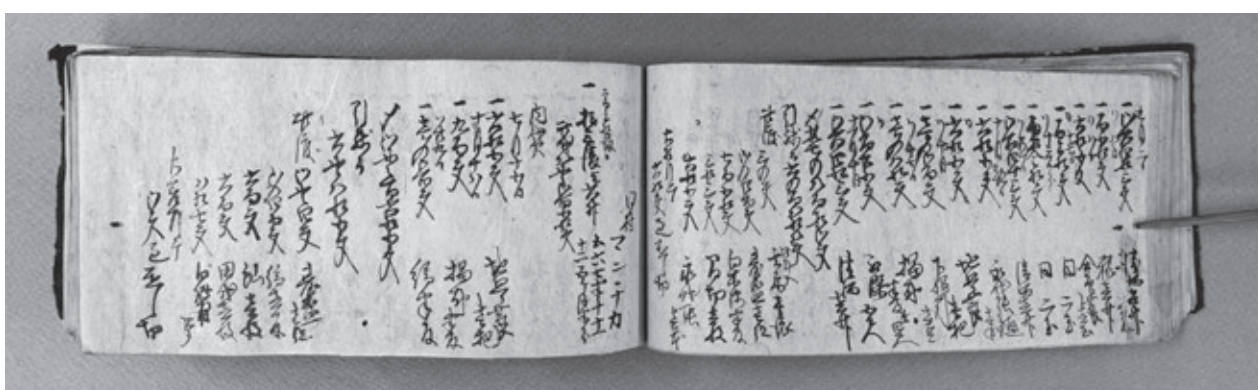
62オ

61ウ



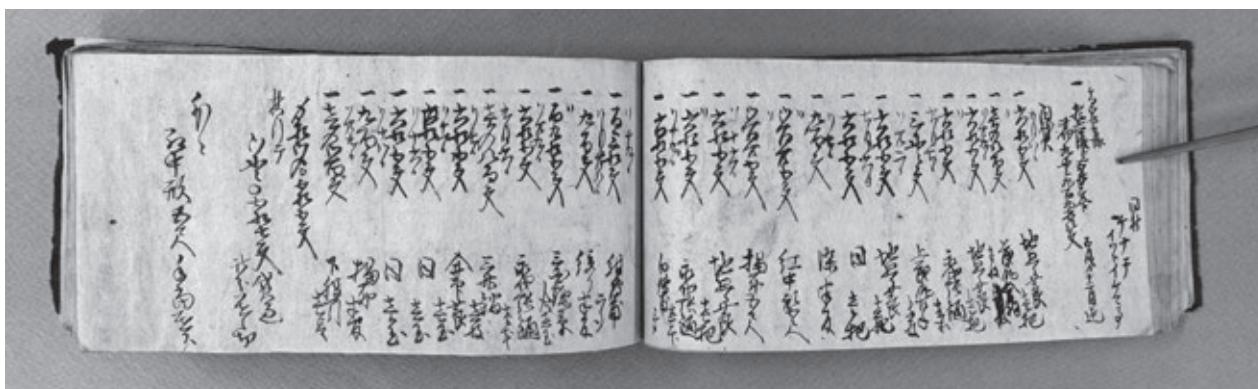
63オ

62ウ



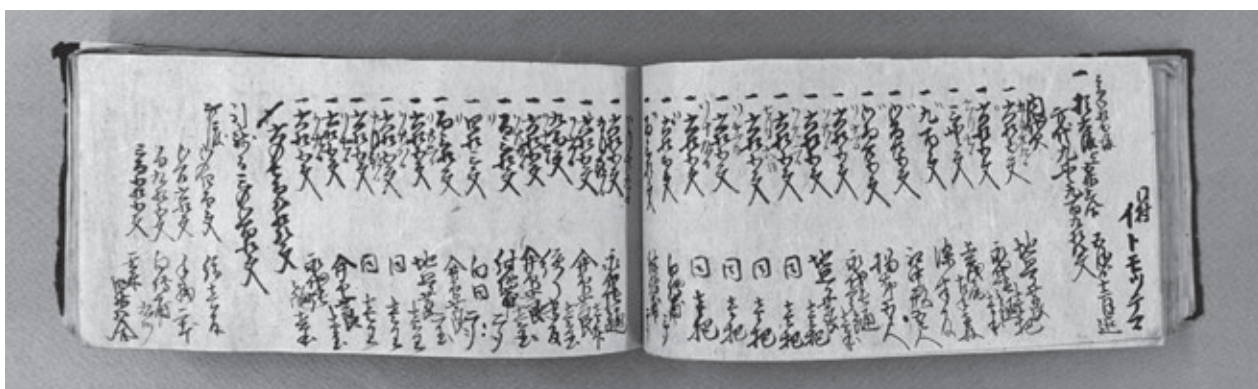
64オ

63ウ



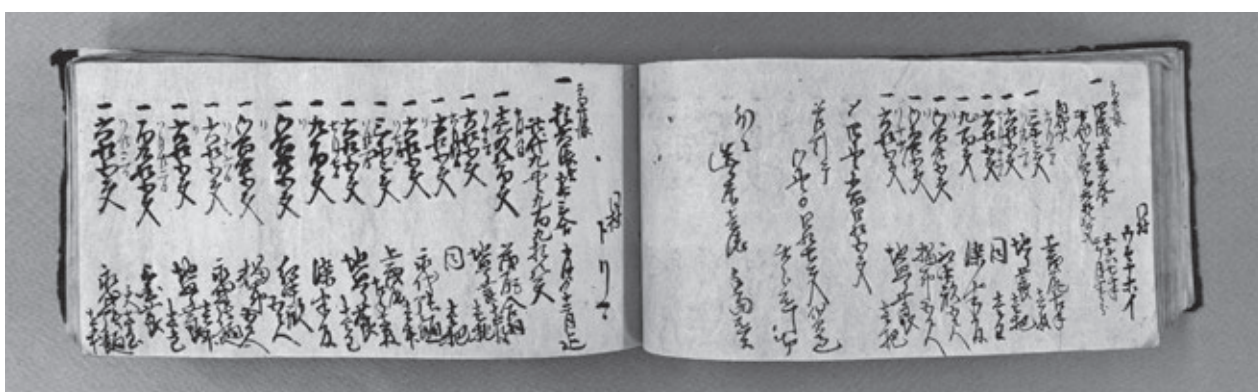
65オ

64ウ



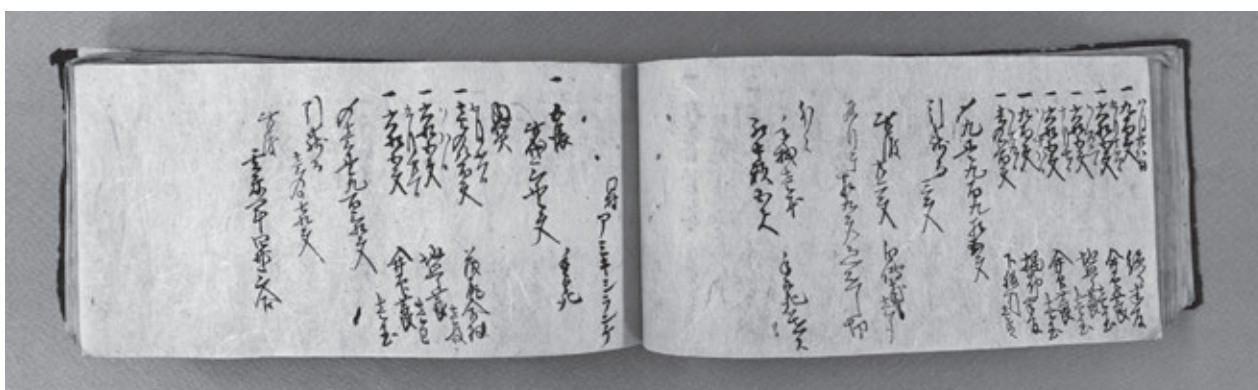
66オ

65ウ



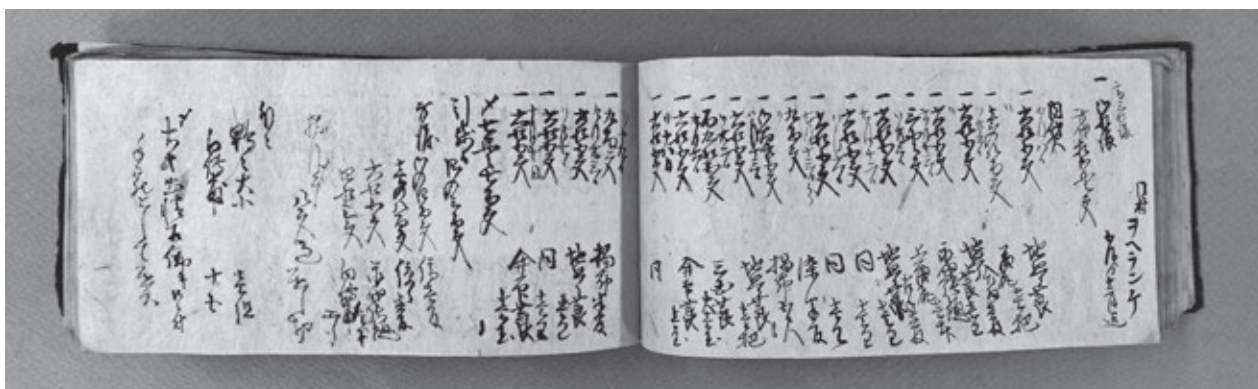
67オ

66ウ



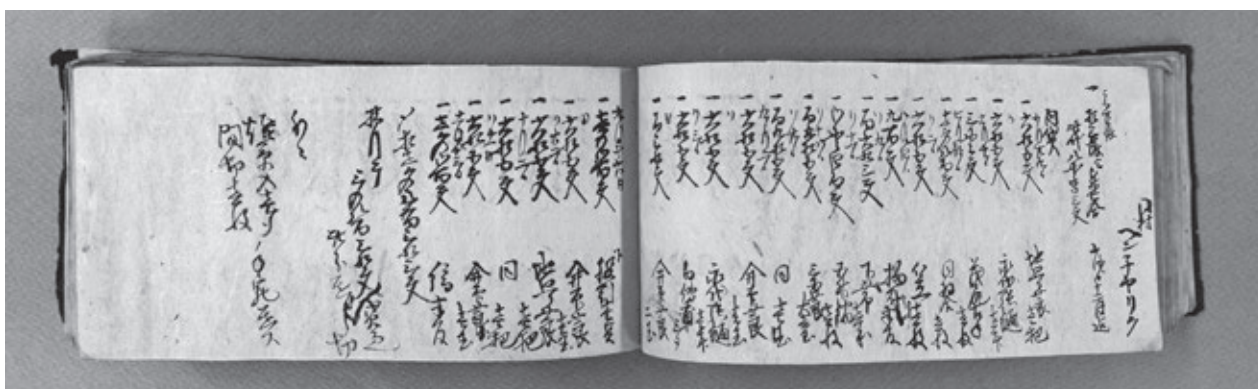
68オ

67ウ



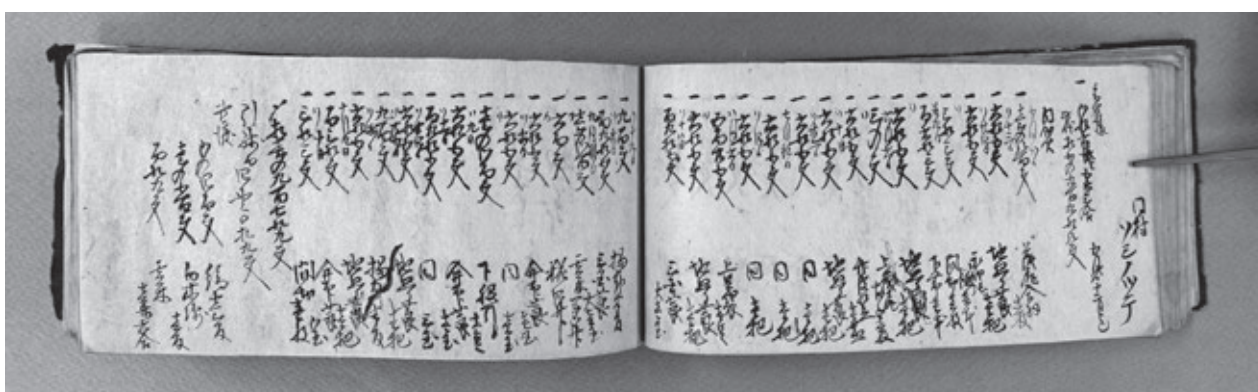
69オ

68ウ



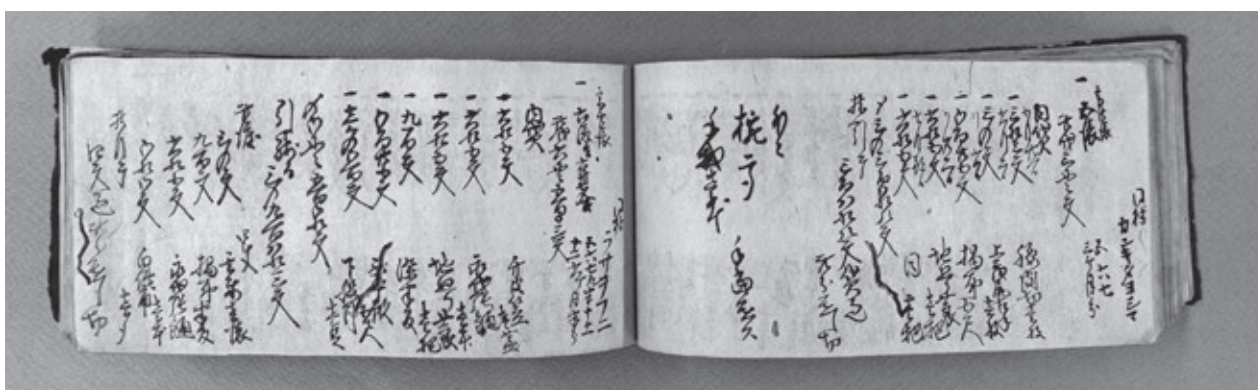
70オ

69ウ



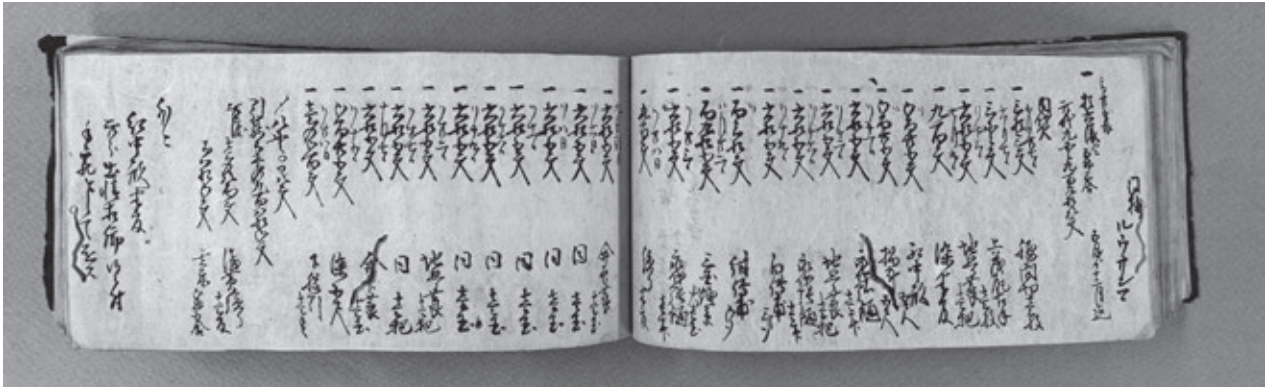
71オ

70ウ



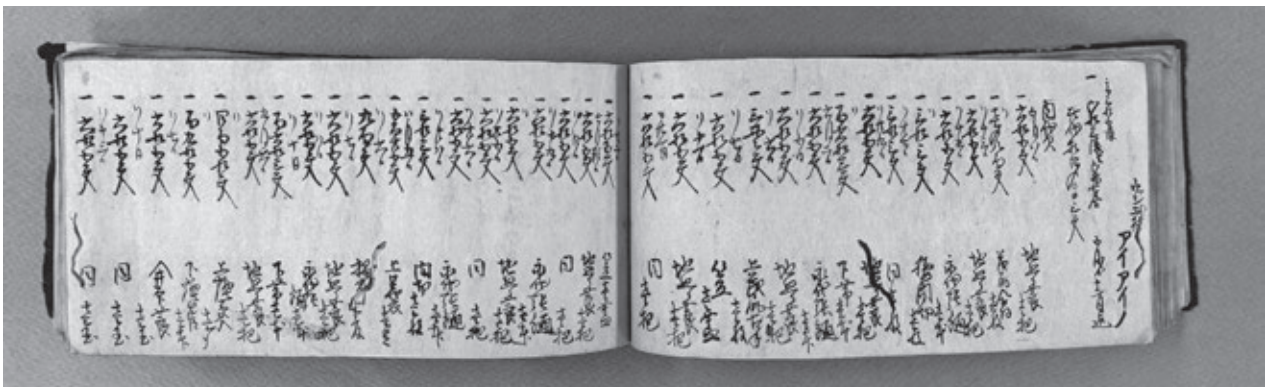
72オ

71ウ



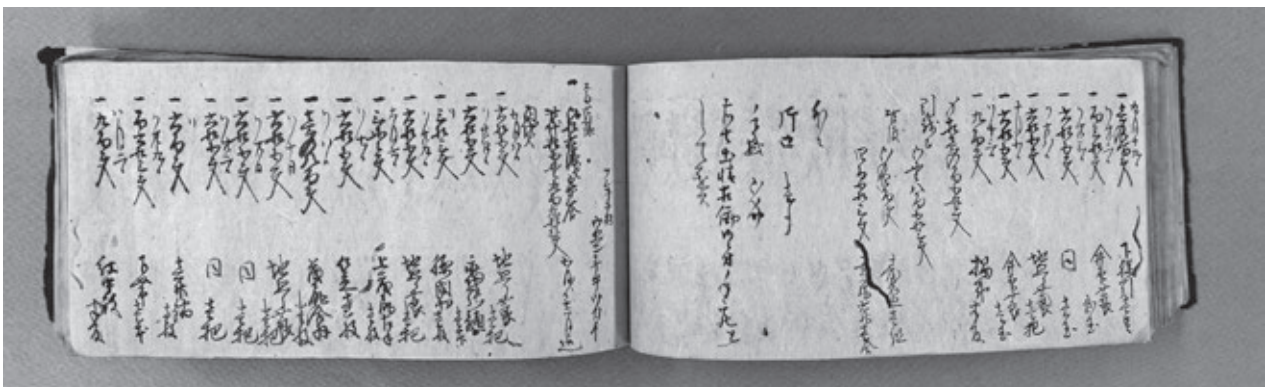
73オ

72ウ



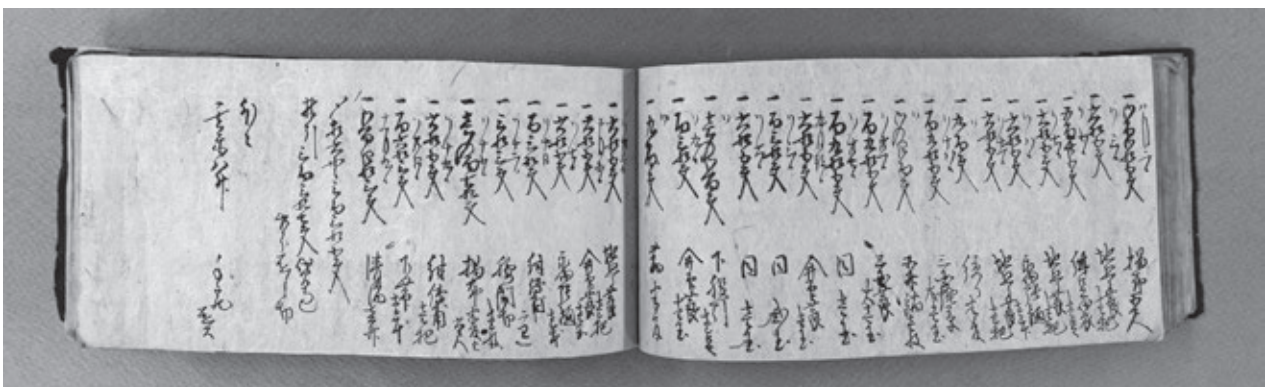
74オ

73ウ



75オ

74ウ



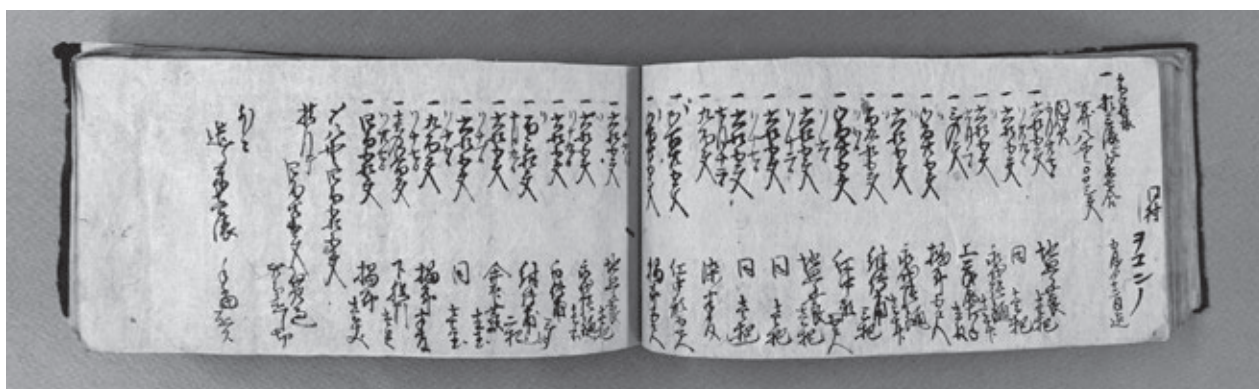
76オ

75ウ



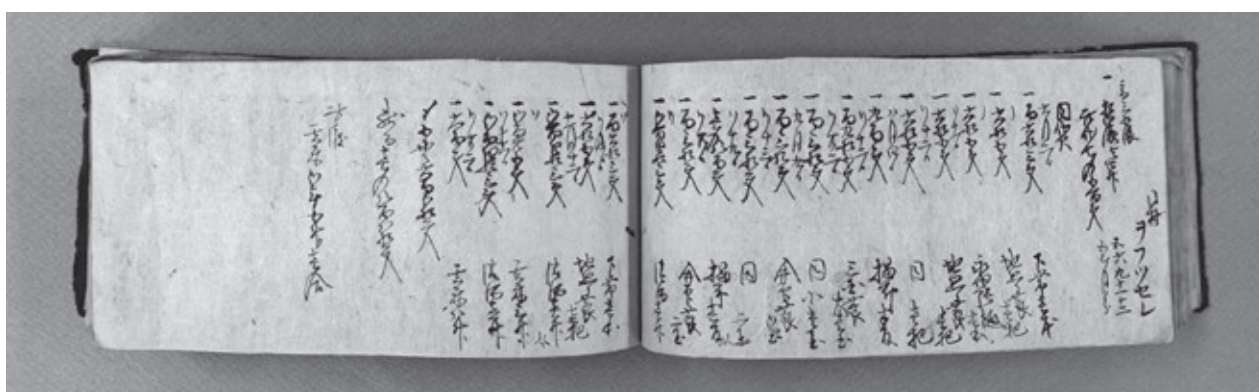
77オ

76ウ



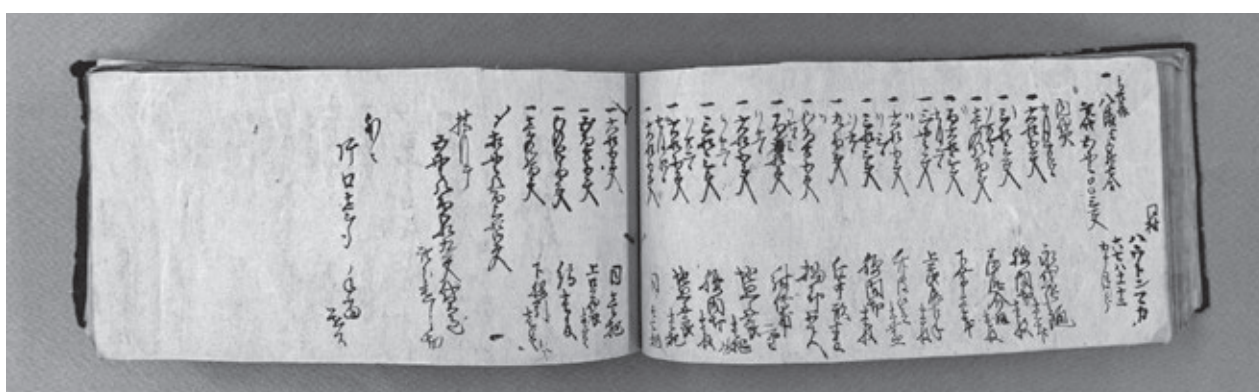
78オ

77ウ



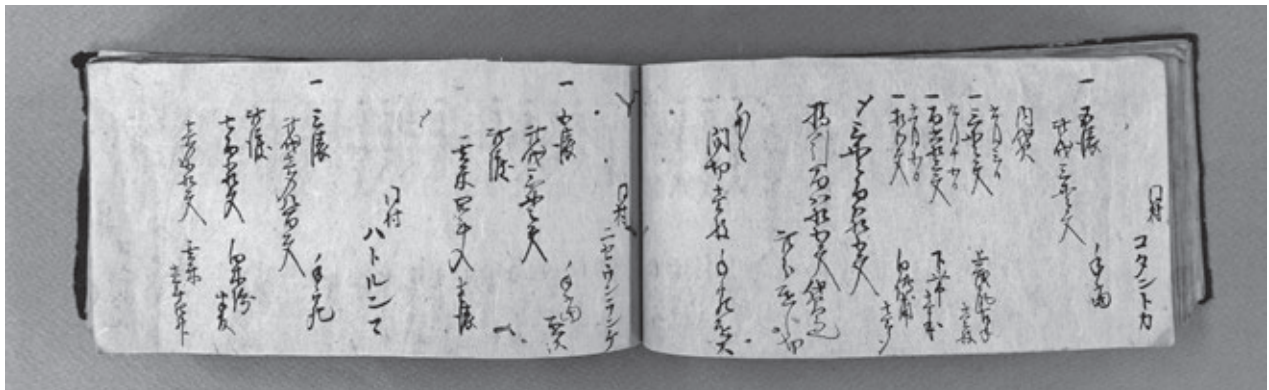
79オ

78ウ



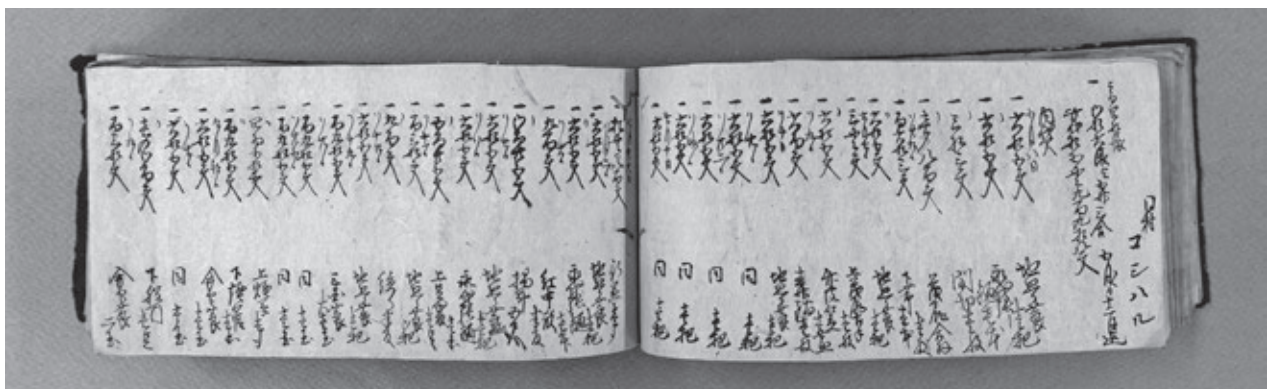
80オ

79ウ



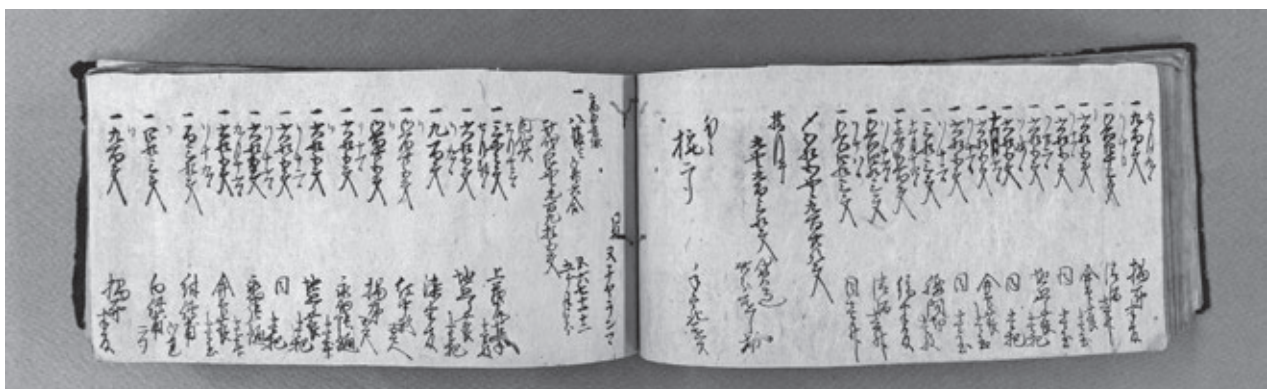
81オ

80ウ



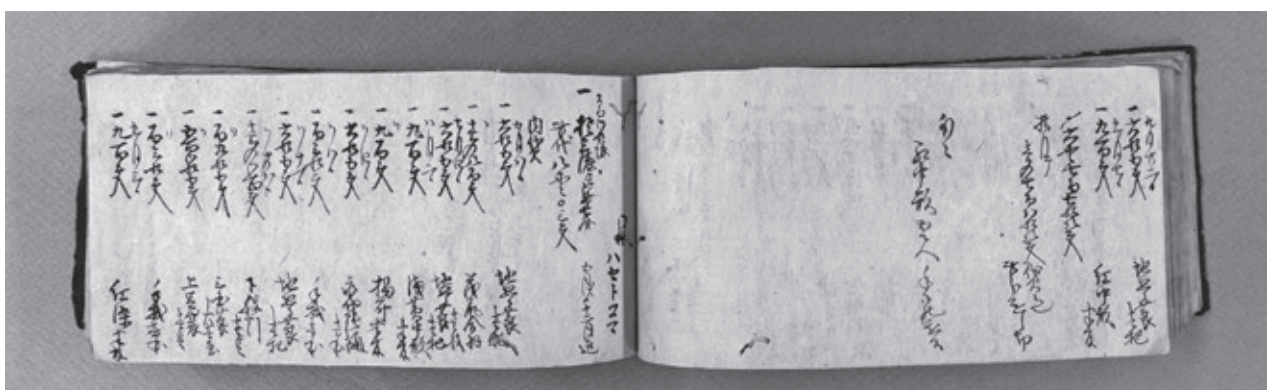
82オ

81ウ



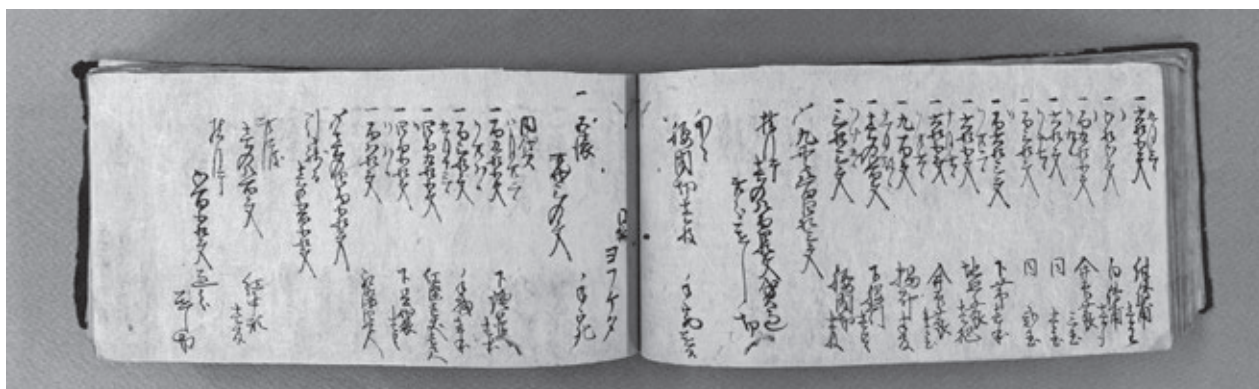
83オ

82ウ



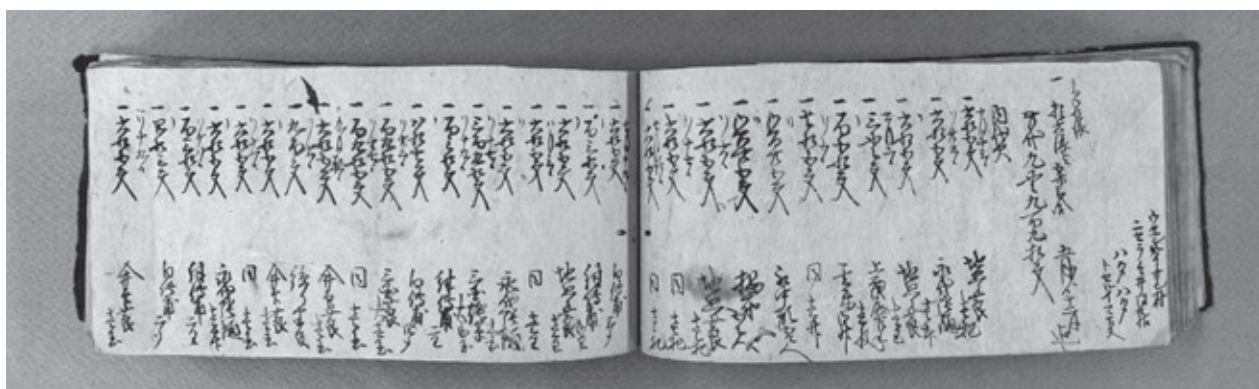
84オ

83ウ



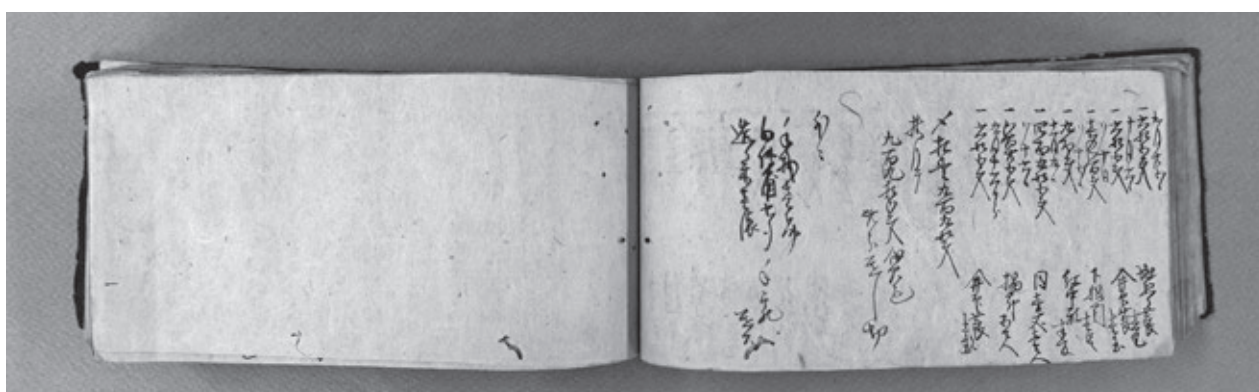
85オ

84ウ



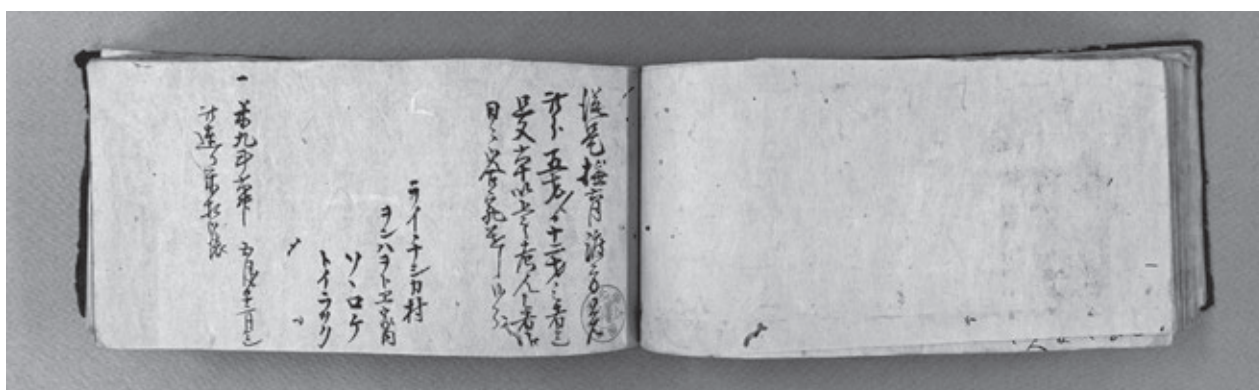
86オ

85ウ



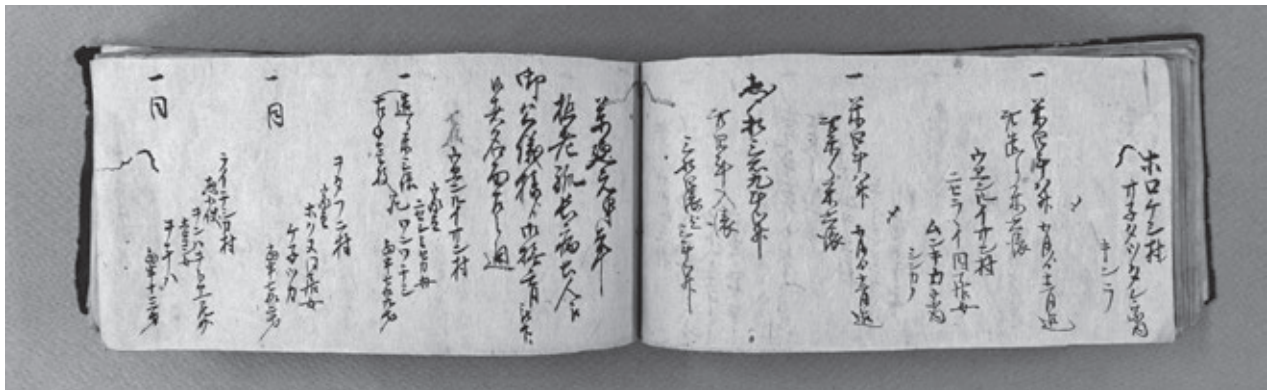
87オ

86ウ



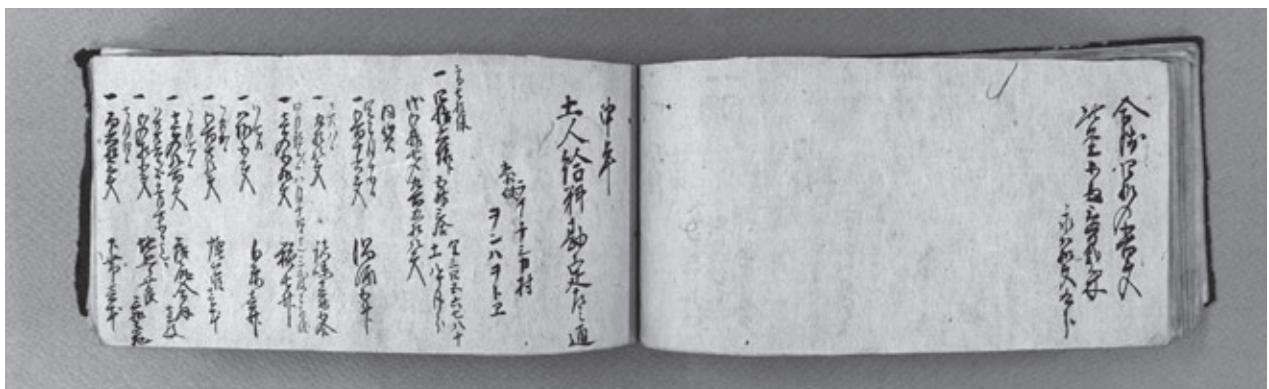
88オ

87ウ



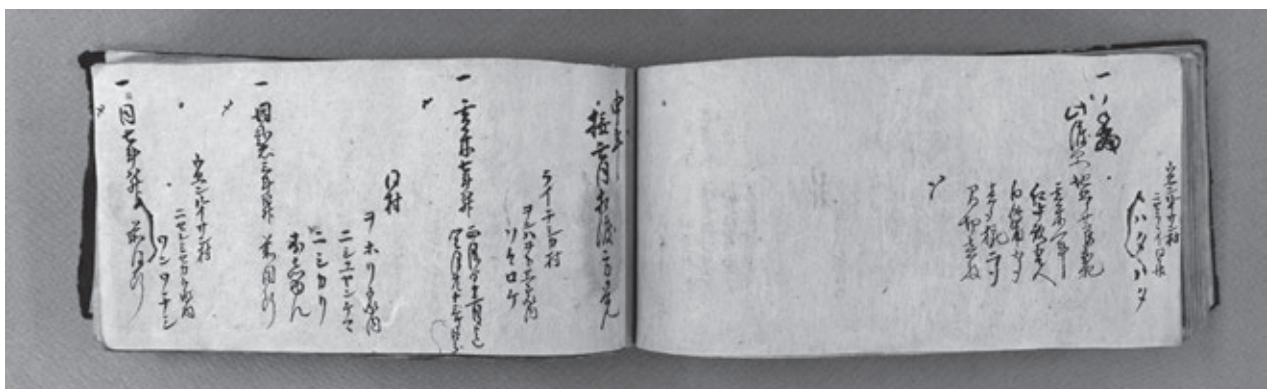
92オ

91ウ



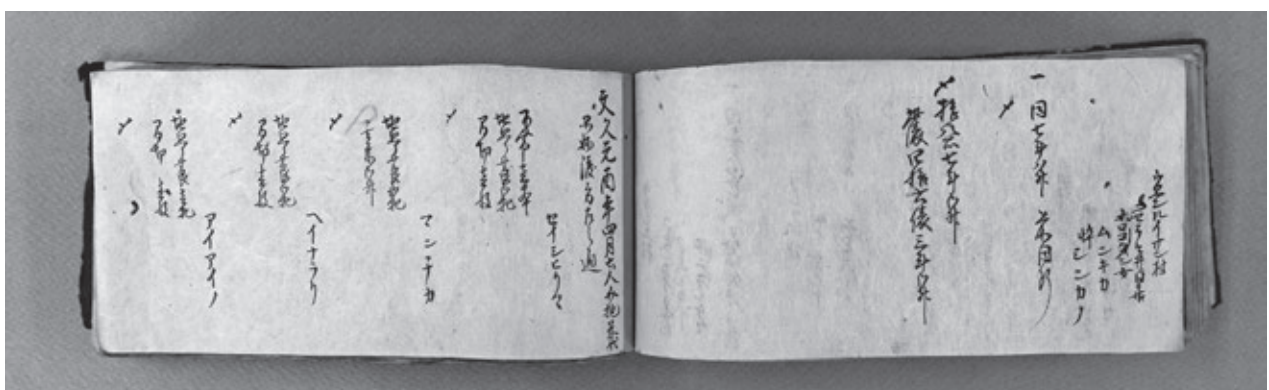
94オ

93ウ



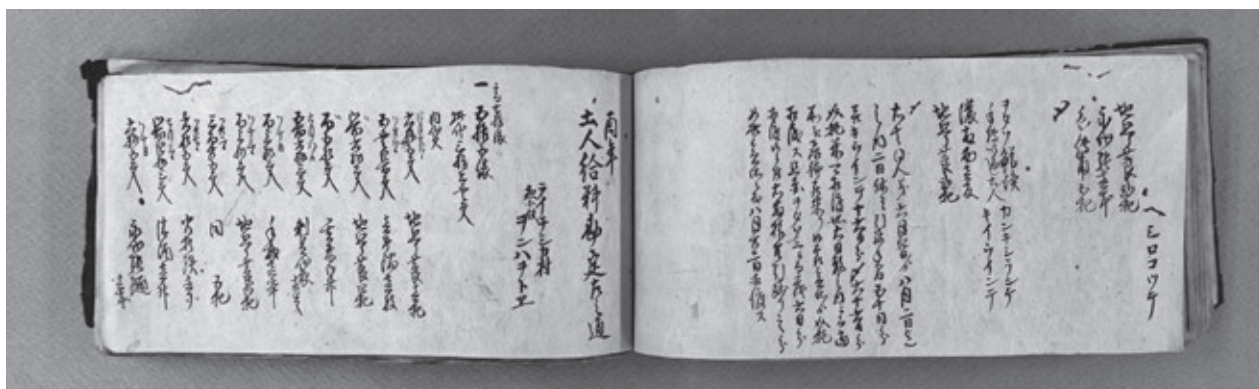
108オ

107ウ



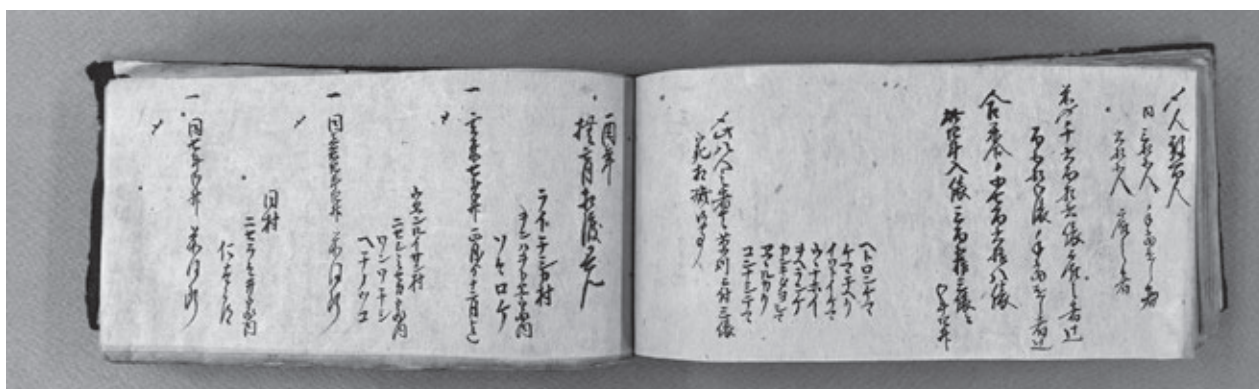
111オ

110ウ



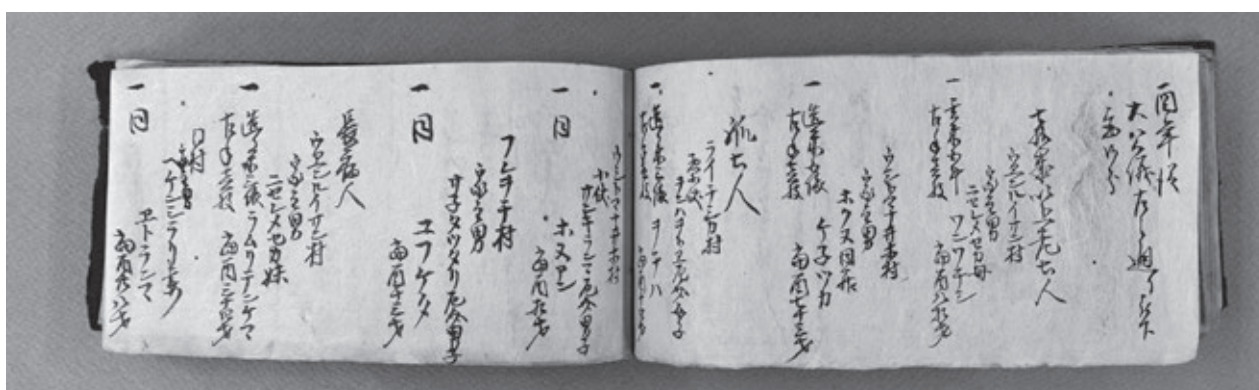
117オ

116ウ



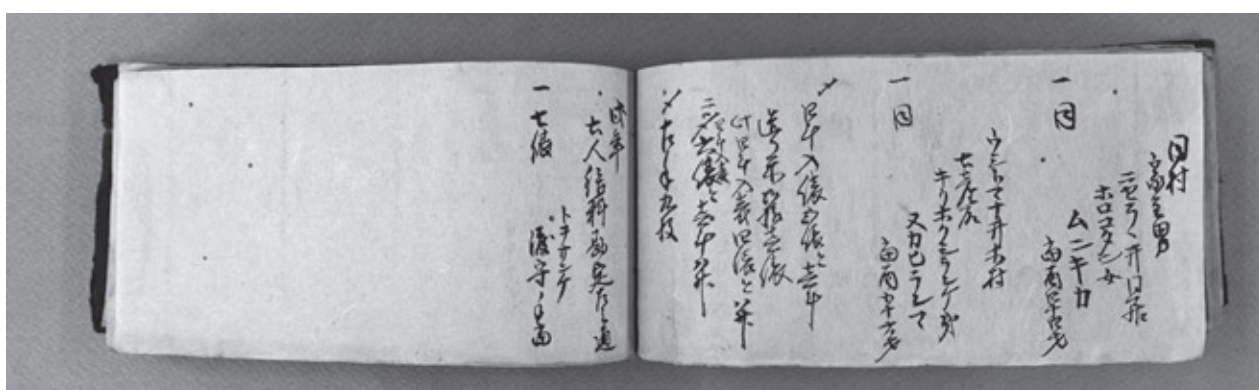
131オ

130ウ



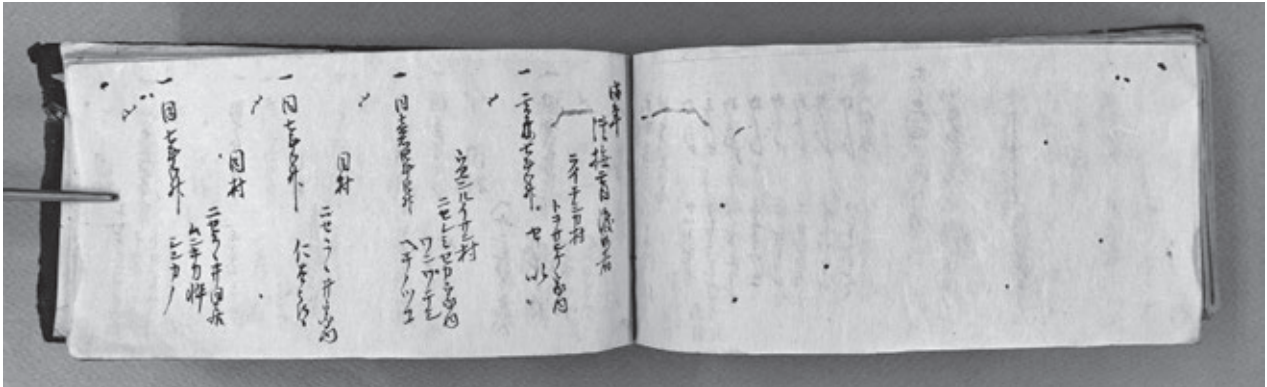
135オ

134ウ



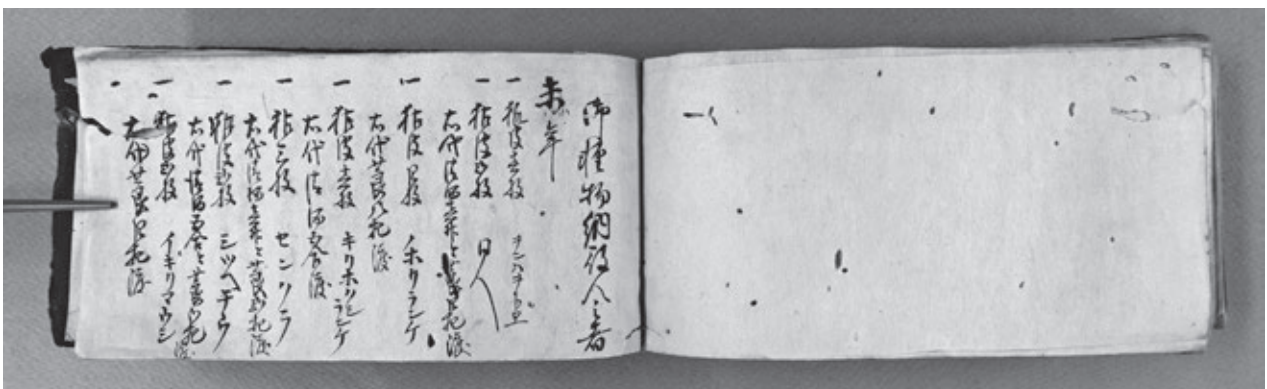
136オ

135ウ



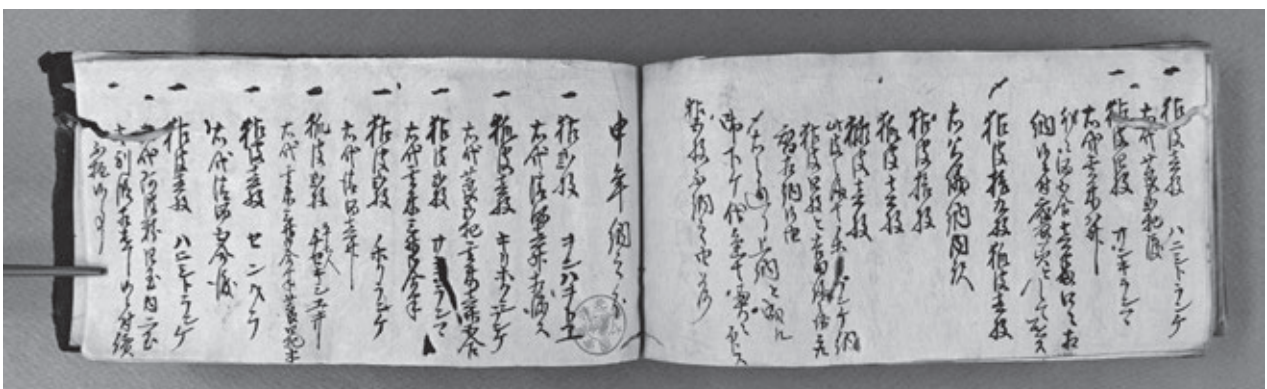
151オ

150ウ



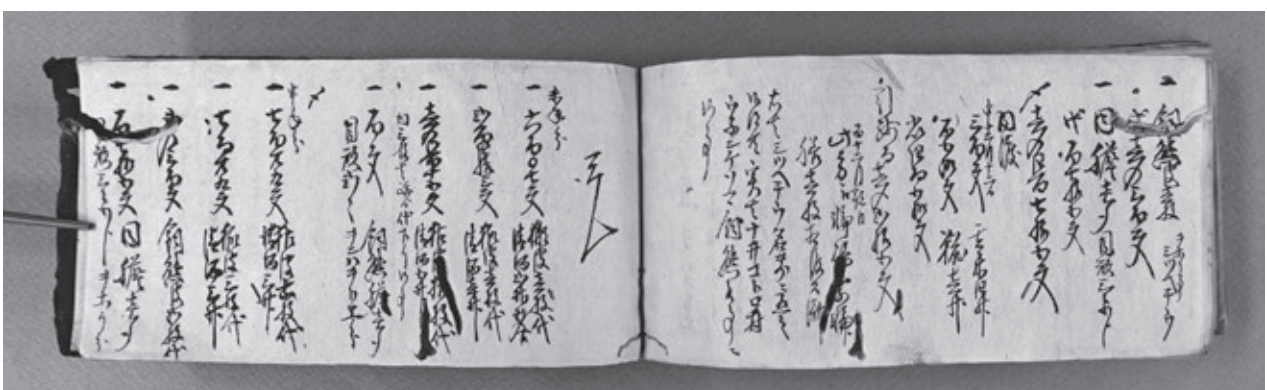
157オ

156ウ



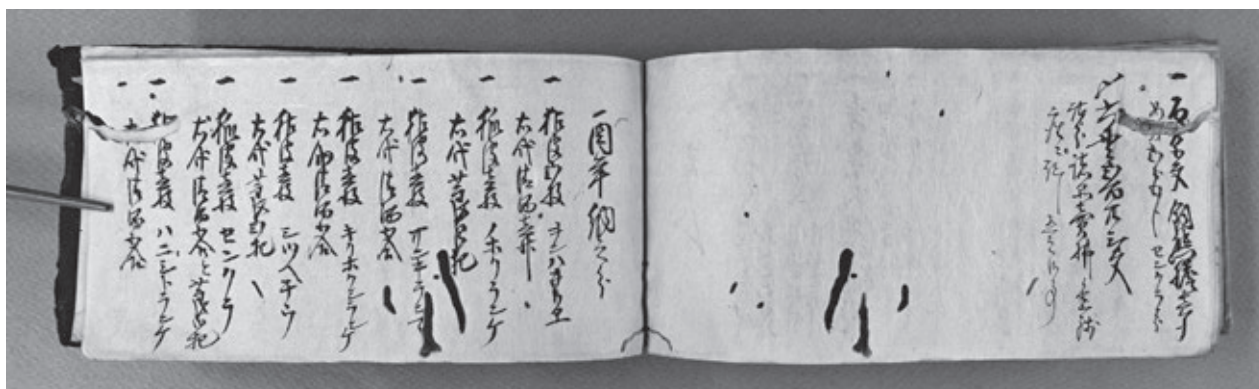
158オ

157ウ



160オ

159ウ



史料写真 林顕三編『北海紀行附録』（北海道博物館所蔵、145,488）



アムール川下流域・サハリン島地図

ウシヨ口場所主要部



早見鶴一良『北蝦夷地用』（北海道大学附属図書館所蔵）、林頼三編『北海紀行附録』（明治7年6月刊行）の「樺太州西海岸鶴城之図（64頁写真）」をもとに推定



Ainu Salary Accounting System (I):

Analysis of *Kita Ezochi You*, Account Ledger on Regional Management in Ushoro Region

Shunsuke AZUMA

This article introduces the contents of an account ledger that recorded Ainu family registries and the amount of salaries in the Ushoro region on the west coast of Sakhalin (Karafuto), and summarizes the results of the analysis.

In the ledger, family registries of 1862 (Bunkyo 2), the amount of salaries and allowances and their types in 1859 (Ansei 6) are recorded for each individual. From previous family registries, the names of the villages in Ushoro region, the number of people (by gender) and the family structure of each household can be viewed. From the latter, salary accounting, details of income, advances and balances of 69 people (45 males, 23 females and one unidentified) out of 180 Ainu people in Ushoro region can be viewed. The type, quantity and amount of loan items were also shown.

The salary accounting system was an advance loan and later adjustment system. Although cash was not given to Ainu, persons with a balance in the black would be supplied with expensive lacquerware (*Mimidarai*, a small sake basin, or *Daihai*, a cup with stand, etc.), brown rice or cloth (cotton, silk, etc.), 31 people out of 69 were in the red, but there were no hints that the amount in the red was carried over to the next year. Among loan items, tobacco, threader, used clothes and cloth (*Kachin*, *shima*, *chugata*, *some*, *shibori*) were common.

From this system, standard pay (a rough guide for salaries and pay grades) was set for individuals, and officials such as *Otona* (chieftain), *Kozukai* (assistant of chieftain) and *Miyage-tori* (overseer of lower officials) could easily earn money.